

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 論点整理（案）」に対する提案募集に寄せられた意見

目次

論点 1 ユニバーサルサービスの基本的考え方	2
論点 2 電話のユニバーサルサービス	15
論点 3 ブロードバンドのユニバーサルサービス	37
論点 4 NTT 東西の自己設備設置要件	50
論点 5 NTT 東西の業務範囲(本来業務)	53
論点 6 NTT 東西等の地域電気通信業務以外の業務	62
論点 7 NTT のグループ経営における公正競争環境の確保	69
論点 8 電気通信事業法における競争ルールの在り方	81
論点 9 ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方	89
論点 10 我が国の情報通信産業の国際競争力の強化	91
論点 11 外資規制	93
論点 12 外国人役員規制	98
論点 13 政府の株式保有義務	100
論点 14 各種認可事項等	102
その他	106

論点 1 ユニバーサルサービスの基本的考え方

提出された意見	提出者
【対象】 論点 1-2 ユニバーサルサービス責務 【意見】 ・ 最終保障提供責務（ラストリゾート責務）とすることが適当であると思われるが、本県のような公設設備を抱える中山間地域では、採算面の問題から将来的に事業を継続できず、未整備地域に転じる可能性があることから、「提供事業者がいない地域」に民間移行が困難な公設地域も含めて検討を行っていただきたい。 ・ 規律の廃止と新設を一体的に進めることで、責務の制度的な継続を担保することに留意していただきたい。	高知県
【対象】 論点 1-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 【意見】 通信のユニバーサルサービス制度の検討にあたっては、根幹となる通信技術が日夜進歩していることから、「技術中立性...を考慮し検討」とされている点について賛同いたします。 これまでの電話に加え、ブロードバンド利用も（医療機関の受診や教育といった様々なサービスの利用において）国民生活に必要不可欠な役割を果たすようになっており、サービス提供を担保するための枠組みについても環境の変化にあわせた検討が必要と考えます。 この中で、警察・消防等への緊急通報について、固定電話、携帯電話によるものは市民生活に定着している一方、衛星回線は認知も限られ利用できる環境も少ないと考えられます。このため電話のユニバーサルサービスは固定電話、携帯電話が主な検討対象となると考えられます。	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
【対象】 論点 1-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 【意見】 ユニバーサルサービス制度の目的が「国民が広くあまねく通信サービスを利用できること」であることを鑑み、メタル固定電話の減少、固定ブロードバンドやモバイルサービスの普及など、利用環境の変化や技術の進展を踏まえつつ、基本的 3 要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に照ら	株式会社 STNet

提出された意見	提出者
して検討することが適切ですが、一方で特定（単独）の役務だけに着目する必要はないと考えます。 現在のユニバーサルサービス制度は、メタル固定電話や固定ブロードバンドの有線が中心ですが、今後のユニバーサルサービス制度においては、特に不採算地域（山間部や離島・島しょ部）提供にあたって、基本的 3 要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）を同時にかなえる上で最もふさわしい役務は何か、あるいはどういう組み合わせが望ましいかを考えた場合、モバイルサービスによる通信サービス、また技術の進展を踏まえながら HAPS や衛星通信サービスを追加するなど、無線サービスの活用を検討するべきであると考えます。	
【対象】 論点 1-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 【意見】 ・ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN 等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話を継続することは現実的ではないと考えており、今後も NTT 東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについては見直しが必要と考えます。なお、NTT 東西は、光設備を用いた固定電話（ひかり電話等）は引き続き提供していく考えです。 ・ 今後のユニバーサルサービスは、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、従来の固定電話に加え、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス責務を確立したうえで、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、固定だけでなく無線（モバイル）や NTN（HAPS・衛星）等の手段を用いて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担う仕組みとすることで、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミナムに享受できる環境を実現し、国民生活をより一層向上していくことが必要と考えます。 ・ また、契約数が減少し、効率性が悪化するメタル設備を引き続き全国一律で維持していくためには多大なコストが必要となり、次世代に向けたインフラ高度化等の投資が進まなくなる虞もあることから、なるべく早期に上述の新たなユニバーサルサービス制度を確立していくとともに、メタル設備を段階的に縮小しつつ電話サービスを継続的に提供していくことが可能な仕組みを構築することが必要と考えます。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 1-2 ユニバーサルサービス責務 【意見】 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN 等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話を継続することは現実的ではないと考えており、今後も NTT 東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについては見直しが必要と考えます。なお、NTT 東西は、光設備を用いた固定電話（ひかり電話等）は引き続き提供していく考えです。 今後のユニバーサルサービスは、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、従来の固定電話に加え、ブロードバンドサービスのユニバーサ	日本電信電話株式会社

提出された意見	提出者
ルサービス責務を確立したうえで、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、固定だけでなく無線（モバイル）や NTN（HAPS・衛星）等の手段を用いて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担う仕組みとすることで、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる環境を実現し、国民生活をより一層向上していくことが必要と考えます。 このため、電気通信事業法において、ユニバーサルサービス制度を統合したうえで、ラストリゾート責務については、各地域で最も適した事業者を指定し退出規制を設ける仕組みが必要と考えます。 ただし、最も適した事業者が存在しない、指定した事業者が事業を行うことが困難等により、提供主体が存在しない地域においては、下記条件が整えば、NTT 東西がラストリゾート責務を担っていく考えです。 （必要な条件） ・ 必要十分かつ過大でない交付金制度の実現 ・ 無線や NTN 等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入 等 例えば、NTT 西日本の光回線の設備シェアが 4 割を下回っている地域もあることや、構造上新たに光サービスが提供できない建物も存在すること、さらには今後メタル設備を縮退していくこと等を踏まえると、NTT 東西がラストリゾート責務を担うエリアにおいて、無線や他社光設備を活用してサービス提供した方が効率的となる場合は、電話サービスもブロードバンドサービスも含めて、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能とし、国民負担の軽減や利便性の確保・向上を実現することが必要と考えます。 なお、総務省 情報通信審議会の「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての一次答申（2000 年）・最終答申（2002 年）」においても、「法第 3 条において、NTT3 社に限ってユニバーサルサービス提供事業者と位置付ける制度から、電気通信事業法において、他の事業者も含めてユニバーサルサービス提供事業者となり得る制度へと移行していくことが適当」、「この場合、（中略）電気通信事業法におけるユニバーサルサービス確保の新たな枠組みが導入されれば、NTT 法におけるユニバーサルサービス確保の責務規定は必ずしも必要なくなる」、「将来的に当該責務規定が廃止される段階に至った場合には、一の適格電気通信事業者のみ存在している地域については、（中略）退出規制を設けることについても検討する必要がある」等の提言が行われており、今後、こうした観点で新たなユニバーサルサービス制度の検討が進んでいくべきものと考えます。	

提出された意見	提出者
【対象】 論点 1-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 【意見】 ユニバーサルサービスに関する制度の目的が競争の補完であることを踏まえれば、ユニバーサルサービスに位置付ける役務は、基本的 3 要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に照らしつつ、競争に委ねるのみでは低廉性及び利用可能性の確保が困難な役務に限ることが適切と考えます。 また、電気通信のユニバーサルサービス政策は地理的格差の解消を目的とするものであり、所得格差やリテラシー格差の解消を図る社会福祉政策とは一線を画するものと整理されていることから、利用者料金の水準として求められる「低廉性」は、「競争地域において一般的に提供されている料金と同水準」と定義し、条件不利地域においても競争地域と同水準の価格で提供することを趣旨とすべきです。 ユニバーサルサービスに位置付ける役務の検討に当たっては、当該サービスが、ユニバーサルサービスの基本的 3 要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に該当するかどうかの判断が必要です。この点、HAPS については、日本上空の成層圏のジェット気流の影響や緯度（冬季の日照時間）の関係から、日本における成層圏での常時運用を前提とした大規模展開の時期については今後の商用化の進捗状況に依存するため、現時点でユニバーサルサービスとしての是非を論じるのは尚早であり、技術開発状況や国内のサービス展開等が見えてきた段階で改めて整理を行うことが適当と考えます。衛星コンステレーションによる衛星通信サービスについても、今後、情報通信審議会にて技術的検討がなされる状況にあることから、ユニバーサルサービスとしての是非を論じるのは尚早と考えます。 また、無線サービスの更なる活用の検討にあたっては、安定性では有線が優位に立つといった品質面の考慮も必要であり、以下のとおり修正すべきと考えます。 【修正案】 検討に当たっては、技術中立性や、不採算地域での設備の整備・維持の効率性等も考慮し、無線サービスの更なる活用を検討すべきでないか。 <u>一方で、有線サービスとの品質の差異も考慮すべきでないか。</u>	ソフトバンク株式会社
【対象】 論点 1-2 ユニバーサルサービス責務 【意見】 無線サービスの更なる活用の検討にあたっては、安定性では有線が優位に立つといった品質面の考慮も必要であり、現時点で無線の活用を前提	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
とすべきではなく、以下のとおり修正すべきと考えます。 【修正案】 通信のユニバーサルサービス責務は、IP 化やブロードバンド化等の進展に対応し、固定電話中心から、ブロードバンドを軸に、無線無線の活用した制度に見直すべきではないか。	
【対象】 論点 1-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 ・ ユニバーサルサービスに位置付ける役務は、従来どおり、基本的 3 要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に照らして検討していくことが適当ではないか。この際、「不可欠性」ではこれを満たすために必要な役務の品質、「低廉性」では利用者料金の水準、「利用可能性」では役務の普及状況を特に勘案することが求められるのではないか。 【意見】 賛同いたします。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 1-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 【意見】 ・ 無線ブロードバンドの活用は、あくまでも「補完的」な位置付けであり、国民にとって必要不可欠となる遠隔医療や遠隔教育等に必要な品質を担保するためには、全世帯への光ファイバ導入を国策として推進する必要があると考えます。 ・ なお、地震等の災害時における通信確保の緊急避難的措置として、衛星電話は有効であるが、ユニバーサルサービス制度は緊急避難的措置ではなく、日常生活において必要不可欠な役務提供の確保が目的であり、その要件を満たさないと考えます。	KDDI 株式会社

【対象】

論点 1-2 ユニバーサルサービス責務

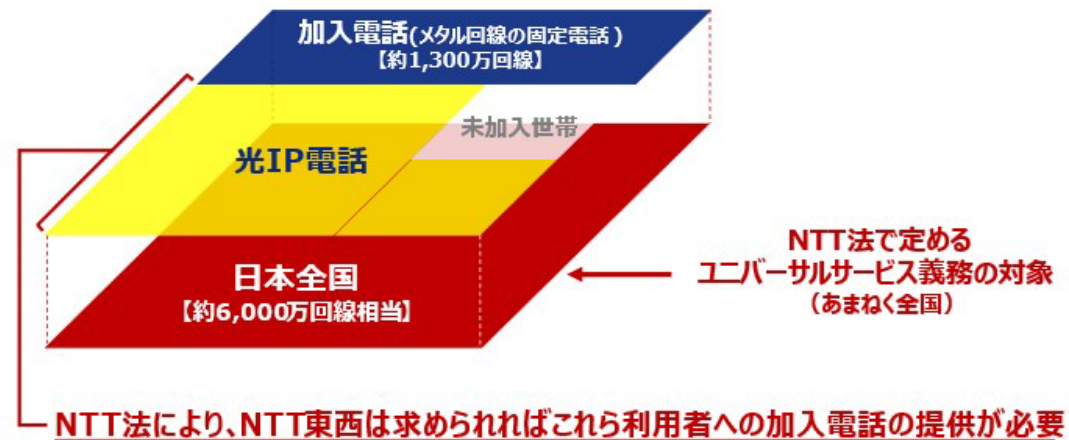
【意見】

- ・ 電話はメタルから光ファイバ上でのサービスへと移行しつつあり、今後は固定ブロードバンドサービスの 1 つとして提供されるため、ユニバーサルサービス制度は、電話からブロードバンドへと拡大する方向で検討する必要があると考えます。※

※参考資料：出典 KDDI 報道発表資料（2023 年 11 月 14 日）

(参考) NTT法で定めるユニバーサルサービス義務のイメージ

11



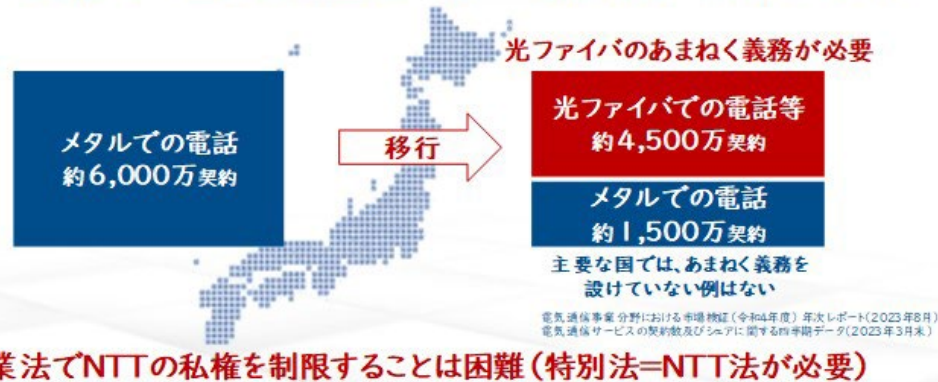
KDDI 株式会社

参考資料：情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第 2 回）KDDI ヒアリング資料（2023 年 9 月 12 日）

NTT法のあまねく義務

16

電話（メタル→光ファイバ）のあまねく義務の撤廃は、
有事や災害時に重要な公益性の高い通信確保に支障をきたす



【固定電話の内訳】

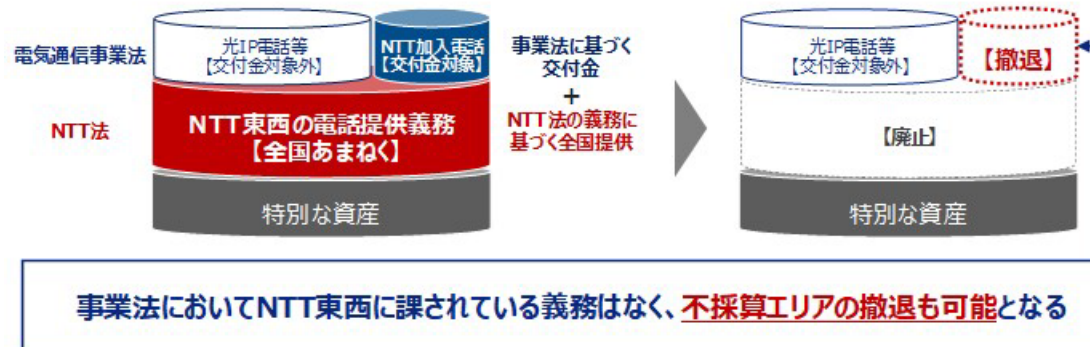
- NTT 東・西加入電話：1,314 万
- （他社）直収電話：123 万
- 0ABJ-IP 電話：3,607 万
- 050-IP 電話：956 万

⇒加入電話と IP 電話で、NTT 東西は約 3,000 万超

- ・ただし、無線ブロードバンドの活用は、あくまでも「補完的」な位置付けであり、国民にとって必要不可欠となる遠隔医療や遠隔教育等に必要な品質を担保するためには、全世帯への光ファイバ導入を国策として推進する必要があると考えます。
- ・「最終保障提供責務（ラストリゾート責務）：提供事業者がいない地域に限りサービスの提供責務を負う。（＝他事業者の提供地域では責務は負わない）」については、「サービス提供地域からの撤退禁止」も意味するよう明確にすべきと考えます。※

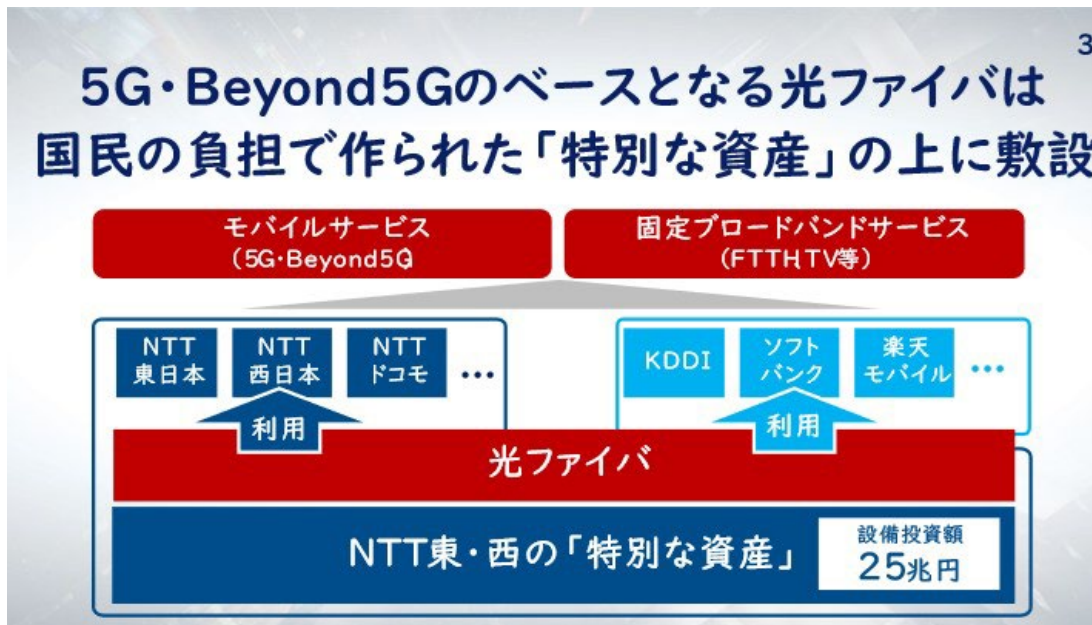
※参考資料：出典 KDDI 報道発表資料（2023 年 10 月 31 日）

NTTの説明 NTT法の「あまねく義務」は「撤退できない」という意味であることに触れず、
ユニバーサルサービス提供義務は電気通信事業法に統合可能と主張
→ 電気通信事業法のみでは「撤退できない」ことを「担保していない」ため不十分である



- ・したがって、国民にとって必要不可欠となる遠隔医療や遠隔教育等に必要な品質を担保することが可能で、全世帯を対象とした網羅的な敷設基盤である「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を持つ NTT 東西に対して、NTT 法による「あまねく提供義務」を電話（メタル）だけでなくブロードバンド（光ファイバ）へと拡大する必要がある、他の事業者が光ブロードバンドを提供しない地域においては、「ラストリゾート義務」として、撤退禁止の義務も伴うよう NTT 法を見直す必要があると考えます。
- ・国民の財産により設置された経緯を踏まえ、固定電話の義務を見直すのであれば、まずは国民のコンセンサスを得るべきと考えます。
- ・少なくとも「制度的な空白が生じないようにする必要がある」ことに賛同いたします。
- ・ブロードバンドの義務の新設の前に、NTT 東西の既存の固定電話の義務の見直しを行うべきではないと考えます。
- ・デジタル田園都市国家構想のインフラ整備計画の目標（2027 年度までに固定ブロードバンド（光ファイバ等）の世帯カバー率 99.9%）を踏まえ、まずは光ファイバ整備を最優先課題として取り組むべきと考えます。
- ・無線ブロードバンドの活用は、あくまでも「補完的」な位置付けであり、国民にとって必要不可欠となる遠隔医療や遠隔教育等に必要な品質を担保するためには、全世帯への光ファイバ導入を国策として推進する必要があると考えます。
- ・また、NTT が電電公社から引き継いでいる「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を、電話用のメタル回線とともに、その使命を終わらせてしまうのは国家的損失であり、光ファイバの敷設基盤としてそのまま活かすことが国家的利益そして国民の利便の確保につながると考えます。※

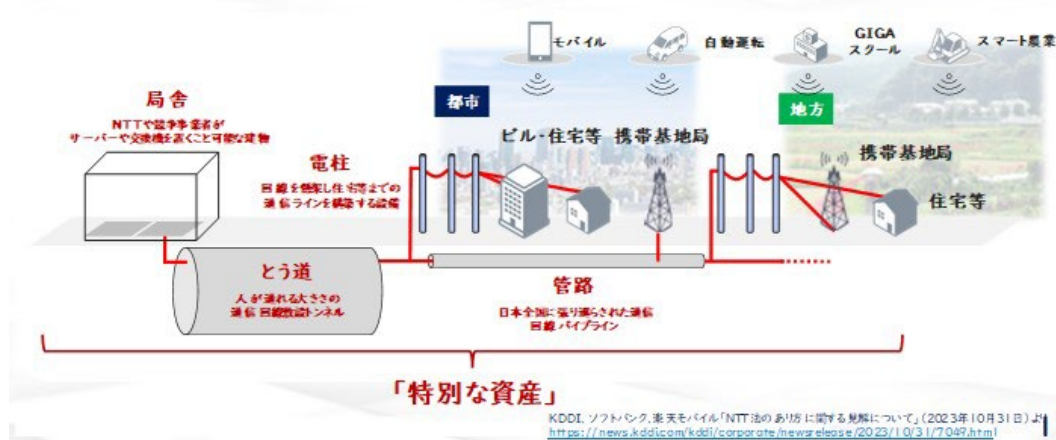
※参考資料：出典 KDDI 報道発表資料（2023 年 10 月 19 日）



※参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第10回）KDDIヒアリング資料（2023年12月13日）

NTTの有する「特別な資産」

- ・ 30年の年月・25兆円もの費用をかけ、電話加入権等の国民負担で構築された全国の「特別な資産」を有し、通信基盤をあまねく整備・維持できる唯一無二の存在



13

※参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第10回）KDDIヒアリング資料（2023年12月13日）

NTTの有する「特別な資産」

- ・ 競争事業者が「構築し得ない」規模で、通信の黎明期から築き上げた国民の財産



土地
約17.3km²



局舎
約7,000ビル



とう道
約650km



管路
約60万km



電柱
約1,190万本



光ファイバ
約110万km

東京ドーム
約370個分

全国交番の数
(約6,000)を上回る

東京の地下鉄
総延長の約2倍

地球
15周半

国民
10人に1本

月までの距離
約3倍

KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル「NTT法のあり方に関する見解について」(2023年10月31日)
<https://news.kddi.com/kddi/corporate/news/press/2023/10/31/7049.htm>

14

※参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第10回）KDDIヒアリング資料（2023年12月13日）



- ・ したがって、NTT が電電公社から引き継いでいる「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を活用し、全世帯への光ファイバ導入を法制度で担保するためには、NTT 法の「あまねく提供責務」を時代の変化に合わせて未来志向に改める（電話のあまねくからブロードバンドのあまねくへ見直す）のが適当と考えます。

提出された意見	提出者
【対象】 論点 1-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 【意見】 左記 3 つの要件につき検討していく事に賛同します。 まずは交付金制度を運用し、適切な検証・評価を行なった上で①不可欠性、②低廉性、③利用可能性の議論がなされるべきと考えます。 衛星通信サービスにおいては外国事業者に 100%依存する衛星ブロードバンドの経済安全保障の観点からのリスクなども含め、NTT 東西による提供方法の検討など、地域の実情を踏まえた検討がなされるべきと考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
【対象】 論点 1-2 ユニバーサルサービス責務 【意見】 ユニバーサルサービスの責務を固定電話から光ファイバやケーブルテレビによるブロードバンドを軸とした制度に見直す方針に賛同します。 その際はメタル設備の縮退とブロードバンドの整備を一体として進めるべく、国による適切な制度を整備の、時間軸を含めた計画を策定し、その進捗を適切に把握・統制していく仕組みが必要と考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
【対象】 論点 1 【意見】 国民への周知と丁寧な論議を希望します。 誰一人取り残さない社会づくりに向けて、今後も情報インフラの果たすべき役割は大きくなります。DX や ICT が進展する中、国民にとって分かりやすい仕組みであることはもとより、その仕組みを広く周知することは重要です。 また、このような論議が進んでいることを国民が知る必要があるとして、情報通信事業者の方々が公開での共同記者会見を複数回行いました。一般の消費者が日常利用する通信の在り方と共に、過疎地域や災害時の対応など、国民への周知は重要であると考えます。 技術的な進歩だけが加速して情報通信インフラが複雑化するような事態を招来しないよう、2030 年の目指すべき姿について、国民の理解を深めるような策を講じ、丁寧な論議をしてください。	一般社団法人全国消費者団体連絡会

提出された意見	提出者
【理由】 今回の論点整理案は様々な論点について意見が掲載されていますが、今後どのような方向性で論議が進むのかは注視していきたいと考えます。 全国消団連では、2023 年 9 月 19 日に「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方に関する提案意見」を提出いたしました。 意見の概要は、国民にとって、NTT は通信のユニバーサルサービスを維持し提供するという点で重要な組織で、固定電話の契約者が減少し、スマートフォンや携帯電話などのモバイルが全国に広がり繋がっている状況において、過疎地域でも平等に通信できるブロードバンドサービスの提供が必要であること、また、NTT 法にある「電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保する責務」は国民にとって重要であり、これからも維持していくべきであること、国民への情報提供と丁寧な論議を求める、というものです。 今回の論点整理（案）には、国民への周知に関する意見が記述されていないことから、論点整理に加えることを求めるものです。	

論点 2 電話のユニバーサルサービス

提出された意見	提出者
【対象】 論点 2-3 ユニバーサルサービス責務 【意見】 固定電話の需要は減少してきているとはいえ、今なお約 1,500 万の加入者がメタル固定電話に契約していること、特に高齢者等でブロードバンドサービスへの加入をしていない国民にとっては、緊急通報含めて重要な通信手段であることは何も変わっていないと考えます。したがって、電話のユニバーサルサービスは維持されるべきであると考えます。技術の進歩を反映しメタルから IP に置換されたとしても、電話がユニバーサルサービスとして維持されることが重要であると考えます。 また、NTT 東西は日本全国に線路敷設基盤を保有・維持しており、電話のユニバーサルサービス責務を引き続き担うべき立場であると考えます。 当社としては、電話がユニバーサルサービスとして従来どおり維持されることが重要であり、電話のユニバーサルサービスをあまねく提供する責務は引き続き NTT 東西に課することが適切であると考えます。	JCOM 株式会社
【対象】 論点 2-3 ユニバーサルサービス責務 【意見】	日本電信電話株式会社

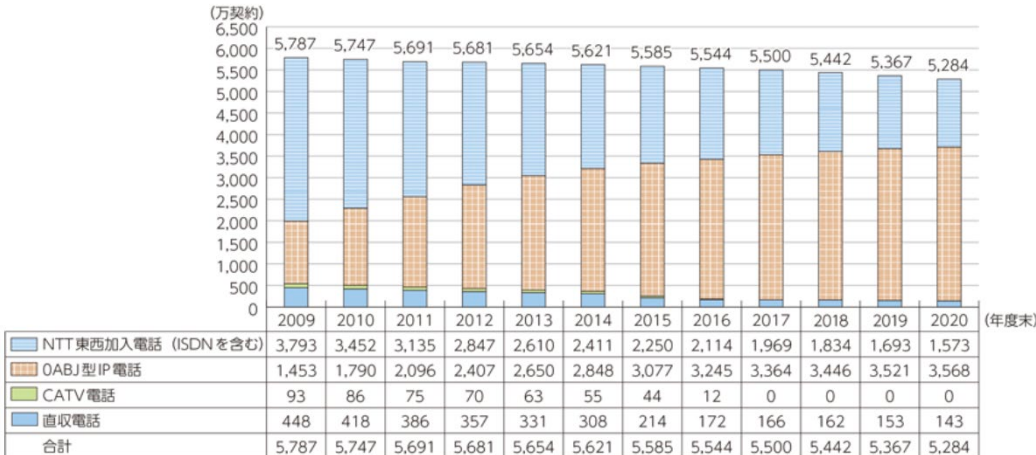
提出された意見	提出者
当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN 等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話を継続することは現実的ではないと考えており、今後も NTT 東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについては見直しが必要と考えます。なお、NTT 東西は、光設備を用いた固定電話（ひかり電話等）は引き続き提供していく考えです。 今後のユニバーサルサービスは、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、従来の固定電話に加え、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス責務を確立したうえで、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、固定だけでなく無線（モバイル）や NTN（HAPS・衛星）等の手段を用いて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担う仕組みとすることで、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる環境を実現し、国民生活をより一層向上していくことが必要と考えます。 このため、電気通信事業法において、ユニバーサルサービス制度を統合したうえで、ラストリゾート責務については、各地域で最も適した事業者を指定し退出規制を設ける仕組みが必要と考えます。 ただし、最も適した事業者が存在しない、指定した事業者が事業を行うことが困難等により、提供主体が存在しない地域においては、下記条件を整えば、NTT 東西がラストリゾート責務を担っていく考えです。 （必要な条件） ・ 必要十分かつ過大でない交付金制度の実現 ・ 無線や NTN 等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入 等 例えば、NTT 西日本の光回線の設備シェアが 4 割を下回っている地域もあることや、構造上新たに光サービスが提供できない建物も存在すること、さらには今後メタル設備を縮退していくこと等を踏まえると、NTT 東西がラストリゾート責務を担うエリアにおいて、無線や他社光設備を活用してサービス提供した方が効率的となる場合は、電話サービスもブロードバンドサービスも含めて、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能とし、国民負担の軽減や利便性の確保・向上を実現することが必要と考えます。 なお、総務省 情報通信審議会の「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての一次答申（2000 年）・最終答申（2002 年）」においても、「法第 3 条において、NTT3 社に限りユニバーサルサービス提供事業者と位置付ける制度から、電気通信事業法において、他の事業者も含めてユニバーサルサービス提供事業者となり得る制度へと移行していくことが適当」、「この場合、（中略）電気通信事業法におけるユニバーサルサービス確保の新たな枠組みが導入されれば、NTT 法におけるユニバーサルサービス確保の責務規定は必ずしも必要なくなる」、「将来的に当該責務規定が廃止される段階に至った場合には、一の適格電気通信事業者のみ存在している地域については、（中略）退出規制を設けることについても検討する必要がある」等の提言が行われており、今後、こうした観点で新たなユニバーサルサービス制度の検討が進んでいくべきものと考えます。	
【対象】 論点 2-2 公衆電話の扱い	日本電信電話株式会社

提出された意見	提出者
【意見】 ・ 公衆電話の利用（トラヒック）は、モバイルの利用拡大等に伴い、約20年間で▲98%と激減しています。このような利用の減少を踏まえ、第一種公衆電話は2031年度までに3万台まで削減していきますが、災害時用公衆電話については、災害時における通信手段確保のために、今後も維持・提供していく考えです。 ・ なお、第一種公衆電話を3万台まで削減した後、2035年頃のメタル設備の縮退タイミングにおいて、公衆電話をどうしていくべきかについては、海外主要国で公衆電話のユニバーサルサービスの廃止や電話機の撤去を進めている事実※を踏まえつつ、今後の公衆電話の利用実態やモバイルのさらなる普及状況・低廉化の進展等を見定めたくうえで、国民負担の観点も考慮しながら、モバイルによる代替の検討や、公衆電話をコスト（光サービスで提供可能とするためのバッテリー設置や課金機能の開発・実装等の追加コスト）をかけて維持していくべきか等、慎重に議論していくことが必要と考えます。 ※諸外国の公衆電話のユニバーサルサービスの状況 ＜アメリカ＞ ・ 公衆電話のユニバーサルサービス義務はなし。 ＜EU＞ ・ 2018年に公衆電話をユニバーサルサービス義務の対象外とする電気通信法（EU法）を制定。 ・ これを受け、主要加盟国（フランス・ドイツ・イタリア・スペイン）は電気通信法（各国の国内法）に同様の内容を規定し、公衆電話をユニバーサルサービスの対象外としている。 ＜イギリス＞ ・ ユニバーサルサービス義務は電気通信法（国内法）で規定。 ・ 2022年に公衆電話の撤去基準が導入され、その一つとしてモバイルのカバレッジが考慮されている。 ＜日本＞ ・ ユニバーサルサービス義務はNTT法と電気通信事業法の双方で規定。 ・ 公衆電話の設置基準は、市街地の場合、概ね1km²に1台設置（モバイルのカバレッジは考慮されない）。	
【対象】 論点 2-4 交付金制度（電話のユニバーサルサービス） 【意見】 ・ 今後のユニバーサルサービスは、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、従来の固定電話に加え、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス責務を確立したうえで、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、固定だけでなく無線（モバイル）や NTN（HAPS・衛星）等の手段を用いて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担う仕組みとすることで、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる環境を実現し、国民生活をより一層向上していくことが必要と考えます。	日本電信電話株式会社

提出された意見	提出者
・ このため、電気通信事業法において、ユニバーサルサービス制度を統合したうえで、ラストリゾート責務については、各地域で最も適した事業者を指定し退出規制を設ける仕組みが必要と考えます。 ・ ただし、最も適した事業者が存在しない、指定した事業者が事業を行うことが困難等により、提供主体が存在しない地域においては、下記条件を整えば、NTT 東西がラストリゾート責務を担っていく考えです。 (必要な条件) ・ 必要十分かつ過大でない交付金制度の実現 ・ 無線や NTN 等を含めた柔軟かつコストミナムな提供手段の導入 等 ・ なお、現行の電話のユニバーサルサービス交付金制度は、メタル設備を用いた固定電話を前提としたものであるため、上記のユニバーサルサービスの見直しにあわせて交付金制度のあり方も見直すべきと考えます。	
【対象】 論点 2-6 メタル回線の縮退 【意見】 ・ メタル設備については、2035 年頃を目途に段階的に縮小していかなければならないと考えていますが、仮に、NTT 東西のメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN 等）についてユニバーサルサービス義務が外れた場合であっても、当該サービスを即座に終了することではなく、2035 年頃のメタル設備の縮退タイミングに合わせてサービス終了していくことになると想定しています。 ・ また、NTT 東西のメタル設備を用いた固定電話のサービス終了に向けては、お客さまの混乱を招かないよう、十分な周知期間を確保して移行先サービスをご案内する等、必要な対応を実施していく考えです。 ・ なお、具体的な方法や内容については、お客さまや関係者の方々等のご意見もお伺いしながら、今後検討していく考えです。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 2-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務（公衆電話を除く） 論点 2-2 公衆電話の扱い 論点 2-5 料金の低廉性の確保料金の低廉性の確保 【意見】 ・ 公衆電話以外の固定電話については、ユニバーサルサービスの対象から外し、プライスカップ規制を緩和又は撤廃することもやむを得ないと思う。 ・ 公衆電話については、たまたま携帯電話を持ち合わせていなかった、あるいは幼児等でそもそも携帯を持っていなかったので警察や消防に速やかに	個人

提出された意見	提出者
通報できず、そのために臨場が遅れ、人命が失われるような事態はあってはならないと考えられるから、緊急通報機能はユニバーサルサービスとして恒久的に維持すべきである。他方で、それ以外の通話機能は、端末の普及状況に鑑みれば、携帯電話で代替しても差し支えないと考えられる。 ・ 高速道路等に設置されている非常電話(警察・消防・JAF)を公衆電話機の代用とすることも、コストカット策として検討に値すると思うので、今後議論することを求める。	
【対象】 論点 2-6 メタル回線の縮退 【意見】 メタル回線の縮退においては Public Switched Telephone Network マイグレーションで問題となった企業向けの通信においても記載してほしい。資料では家庭向けの固定電話の記載しかなく、すこし片手落ち感がある。	個人
【対象】 論点 2-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務（公衆電話を除く） 【意見】 ブロードバンドのユニバーサルサービスが確保されれば、電話はその付加サービスとしてあまねく利用可能となり、電話単体をユニバーサルサービスとする必要性は低下すると考えられる一方、電話と異なりブロードバンドにはあまねく責務が現在は規定されていないことから、当該責務が規定されるまでの制度移行を丁寧に行う必要があると考えます。 このような観点で電話をユニバーサルサービスに位置付ける場合、その役務については下記を踏まえ、0ABJを用いる固定電話（メタル固定電話に限らず、ブロードバンドのオプションとしての光 IP 電話等も含む）を軸に検討すべきと考えます。 ・ 加入電話・直収電話・光 IP 電話などを含む 0ABJ を用いる固定電話は、対前年度比 1～2%程度で緩やかに減少してはいる（※参考 1）ものの、我が国全体では 5,000 万契約もの需要があること（※1）や、今でも多くの法人が代表電話として固定電話を用いていること ・ 「NTT 法の電話のあまねく提供義務は全世帯が対象である」旨、総務省殿にも法解釈については確認済みであり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東西」）殿の電話のあまねく提供の責務はメタル固定電話の提供者だけではなく、我が国の全世帯に電話の提供を確保するというものであること（※2） （※1）加入電話・直収電話・光 IP 電話等を含む 0ABJ を用いる固定電話が約 5,000 万契約、0A0 を用いる固定電話が約 1,000 万契約あり、合計で本論点整理案に記載される 6000 万契約となる	ソフトバンク株式会社

提出された意見		提出者
(※2) 当社プレスリリース 添付資料 (2023 年 10 月 31) p.16		
その 2 : ユニバーサルサービスに関する説明 (2/2) 16		
NTTの 説明 メタル固定電話は約1,350万に減少しており、 ユニバーサルサービス提供義務は不要 ➔ NTT法の電話の「あまねく提供義務」は全世帯が対象 ※総務省にも法解釈については確認済み 固定電話(光IP電話等含む)の需要は依然として存在し、同義務の意義は失われていない		
6. NTTだけに外資規制を課すことは無意味 NTT ■ NTT法成立時はNTTの固定電話が独占 ⇒[現在]東西の固定電話は約1,350万契約。モバイル通信は約2.1億契約。 ■ そのモバイル通信についても、各社のシェアは、ドコモ35.5%、KDDI27.0%、ソフトバンク20.7%、楽天2.3%、MVNO14.5% ■ モバイル事業者が、NTT東西の基盤設備（電柱等）や光ファイバを利用する例はあるが、モバイルの顧客情報の管理システムやコアネットワークは、基本的に各モバイル事業者自らが保有・管理しているため、モバイル事業者の情報や設備を守らないと、約2.1億のモバイルユーザへの通信の安定的提供を確保できない。 ■ 現に、ロシアの産業スパイがソフトバンクのモバイルの設備情報を窃取し、国外に持ち出した事例がある。 ■ 以上より、経済安全保障の観点からは、NTT法で当社だけを守っても無意味であり、外為法やその他の法令等で、主要通信事業者を対象とすることを検討すべき。 NTTは、メタルの固定電話のみ あまねく提供の義務の対象と言及 固定電話の内訳 (2023年6月末時点) NTT東・西加入電話 : 1,314万 (他社) 直収電話 : 123万 0ABJ-IP電話 : 3,607万 050-IP電話 : 956万 計6,000万 ⇒加入電話とIP電話で、NTT東西は約3,000万超 Copyright ©2023 NTT CORPORATION 出典：2023年10月19日付NTT資料「NTT法のあり方についての当社の考え」		

提出された意見		提出者																																																																														
(※参考 1) 情報通信白書 令和 3 年度版 図表 4-2-2-5 固定電話の加入契約者数の推移 図表4-2-2-5 固定電話の加入契約者数の推移  <table><tr><th></th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th><th>2013</th><th>2014</th><th>2015</th><th>2016</th><th>2017</th><th>2018</th><th>2019</th><th>2020</th></tr><tr><td>NTT東西加入電話 (ISDNを含む)</td><td>3,793</td><td>3,452</td><td>3,135</td><td>2,847</td><td>2,610</td><td>2,411</td><td>2,250</td><td>2,114</td><td>1,969</td><td>1,834</td><td>1,693</td><td>1,573</td></tr><tr><td>OABJ型IP電話</td><td>1,453</td><td>1,790</td><td>2,096</td><td>2,407</td><td>2,650</td><td>2,848</td><td>3,077</td><td>3,245</td><td>3,364</td><td>3,446</td><td>3,521</td><td>3,568</td></tr><tr><td>CATV電話</td><td>93</td><td>86</td><td>75</td><td>70</td><td>63</td><td>55</td><td>44</td><td>12</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>直収電話</td><td>448</td><td>418</td><td>386</td><td>357</td><td>331</td><td>308</td><td>214</td><td>172</td><td>166</td><td>162</td><td>153</td><td>143</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,787</td><td>5,747</td><td>5,691</td><td>5,681</td><td>5,654</td><td>5,621</td><td>5,585</td><td>5,544</td><td>5,500</td><td>5,442</td><td>5,367</td><td>5,284</td></tr></table>			2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	NTT東西加入電話 (ISDNを含む)	3,793	3,452	3,135	2,847	2,610	2,411	2,250	2,114	1,969	1,834	1,693	1,573	OABJ型IP電話	1,453	1,790	2,096	2,407	2,650	2,848	3,077	3,245	3,364	3,446	3,521	3,568	CATV電話	93	86	75	70	63	55	44	12	0	0	0	0	直収電話	448	418	386	357	331	308	214	172	166	162	153	143	合計	5,787	5,747	5,691	5,681	5,654	5,621	5,585	5,544	5,500	5,442	5,367	5,284	
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020																																																																				
NTT東西加入電話 (ISDNを含む)	3,793	3,452	3,135	2,847	2,610	2,411	2,250	2,114	1,969	1,834	1,693	1,573																																																																				
OABJ型IP電話	1,453	1,790	2,096	2,407	2,650	2,848	3,077	3,245	3,364	3,446	3,521	3,568																																																																				
CATV電話	93	86	75	70	63	55	44	12	0	0	0	0																																																																				
直収電話	448	418	386	357	331	308	214	172	166	162	153	143																																																																				
合計	5,787	5,747	5,691	5,681	5,654	5,621	5,585	5,544	5,500	5,442	5,367	5,284																																																																				
【対象】 論点 2-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務（公衆電話を除く） 【意見】 前述のとおり、利用者料金の水準として求められる「低廉性」は、「競争地域において一般的に提供されている料金と同水準」と定義すべきです。かつてはブロードバンド契約が必要な IP 電話は低廉性を満たさないとされましたが、ブロードバンドも国民生活に不可欠なサービスとして基礎的電気通信役務とされたことを踏まえれば、「IP 電話 + ブロードバンド」の料金でも低廉性を満たすと解釈する方向で検討すべきと考えます。	ソフトバンク株式会社																																																																															
【対象】 論点 2-2 公衆電話の扱い 【意見】 携帯電話の未保有者や災害時の通信手段としての公衆電話の役割・機能から、単純に携帯電話が広く普及していることをもって、公衆電話の代替が務まるものではないと考えます。	ソフトバンク株式会社																																																																															

提出された意見	提出者
戸外における最低限の通信手段として期待すべき役割・機能を整理の上、在り方を検討すべきと考えます。	
【対象】 論点 2-3 ユニバーサルサービス責務 【意見】 ブロードバンドのユニバーサルサービスが確保されれば、電話はその付加サービスとしてあまねく利用可能となり、電話単体をユニバーサルサービスとする必要性は低下すると考えられる一方、電話と異なりブロードバンドにはあまねく責務が現在は規定されていないことから、当該責務が規定され、ブロードバンドの未整備地帯が解消するまでは、これまでどおり NTT 東西殿に対して電話のあまねく責務を課することが適切と考えます。	ソフトバンク株式会社
【対象】 論点 2-4 交付金制度（電話のユニバーサルサービス） 【意見】 電話のユニバーサルサービス責務を維持する間の交付金制度は従来のもを維持することが適切と考えます。 なお、メタル固定電話の回線数の減少等による赤字の拡大や、補てん額が赤字の一部にとどまることによる NTT 東西殿の負担の大きさを強調する向きがありますが、メタル固定電話から光 IP 電話＋ブロードバンドへの移行が進んでいることも踏まえれば、政策議論の中で本制度を取り扱う場合は、メタル固定電話のみの収支ではなく、光 IP 電話やブロードバンドの収支も含む指定電気通信役務全体での収支（2022 年度は NTT 東西殿合計で 3,153 億円の黒字※）を踏まえて評価・検討すべきです。 ※NTT 東西殿の基礎的電気通信役務損益明細表・指定電気通信役務損益明細表（2022 年度）より	ソフトバンク株式会社
【対象】 論点 2-5 料金の低廉性の確保 【意見】 特定電気通信役務を対象にしたプライスカップ規制は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者の提供する役務のうち利用者利益に及ぼす影響が大きく、競争による効率化が機能しづらい役務に対して、自主的な効率化努力の誘因・動機付けを与える「インセンティブ規制」であり、利用者料金の水準として求められる基礎的電気通信役務の料金低廉性を確保する仕組みへの適用は不適切と考えます。	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
一方で、特定電気通信役務と基礎的電気通信役務で範囲が重複していることを踏まえ、電話のユニバーサルサービスの在り方の検討に伴い、プライスカップ規制の在り方も制度継続要否等含め検討すべきと考えます。	
【対象】 論点 2-6 メタル回線の縮退 【意見】 通信政策特別委員会（第 2 回）において、日本電信電話株式会社（以下、「NTT 持株」）殿から 2035 年にメタル回線が維持限界を迎えることが表明されましたが、その後、メタル縮退に伴う具体的な計画は示されていません。メタル回線の縮退及び光回線等への移行については、その切替規模が大きいことが想定されるため、回線移行に関するユーザ周知、必要なシステムや設備等の構築のために卸・接続事業者に対して十分前もっての開示が必要ですが、まずは移行計画の開示時期について明確にしたいと考えます。 また、本論点整理案 p13 脚注に「光回線を用いた電話単体サービスとして、ひかり電話ネクスト（基本プラン 2,750 円/回線）がある。」との記載がありますが、光回線を用いた電話単体サービスとしてはこのほか、ユニバーサルサービスとして認められている光回線電話（特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス。基本料金は加入電話と同水準）も存在しています。光回線電話の提供条件はメタル設備を維持することが著しく不経済なエリア等となっており、今後はメタル設備の老朽化等によってメタル更改ができないエリアが増えていくものと想定しますが、現状で以下の課題があると考えます。 ・ 他事業者はダークファイバを利用して音声単体サービスを同料金で提供できない ・ 光回線電話に移行すると、メタル回線上で提供される「通話サービス卸（旧マイライン）」が提供できず、競争事業者はタッチポイントを失う構造にある したがって、光回線電話が無条件に拡大提供された場合、他事業者は一層競争が困難になるため、メタル縮退のグランドデザインとともに、政策的な検討が必要と考えます。 加えて、メタル回線を用いた電話単体のサービスの代替として、光回線を用いた同等のサービスを提供していく必要があると考えていますが、その際に競争環境維持の観点から、接続・卸事業者がどういったメニューをどの程度の料金水準で利用できるのかについてはメタル回線の廃止に先立ち検討しておく必要があると考えます。	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
【対象】 論点 2-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務（公衆電話を除く） 【意見】 ・ ブロードバンドの責務の新設の前に、NTT 東西の既存の固定電話の責務の見直しを行うべきではないと考えます。 ・ デジタル田園都市国家構想のインフラ整備計画の目標（2027 年度までに固定ブロードバンド（光ファイバ等）の世帯カバー率 99.9%）を踏まえ、まずは光ファイバ整備を最優先課題として取り組むべきと考えます。 ・ 無線ブロードバンドの活用は、あくまでも「補完的」な位置付けであり、国民にとって必要不可欠となる遠隔医療や遠隔教育等に必要な品質を担保するためには、全世帯への光ファイバ導入を国策として推進する必要があると考えます。 ・ また、NTT が電電公社から引き継いでいる「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を、電話用のメタル回線とともに、その使命を終わらせてしまうのは国家的損失であり、光ファイバの敷設基盤としてそのまま活かすことが国家的利益そして国民の利便の確保につながると考えます。 ※参考資料：出典 KDDI 報道発表資料（2023 年 10 月 19 日） 3 5G・Beyond5Gのベースとなる光ファイバは 国民の負担で作られた「特別な資産」の上に敷設	KDDI 株式会社

提出された意見	提出者
参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第 10 回）KDDI ヒアリング資料（2023 年 12 月 13 日） NTTの有する「特別な資産」 30年の年月・25兆円もの費用をかけ、電話加入権等の国民負担で構築された全国の「特別な資産」を有し、通信基盤をあまねく整備・維持できる唯一無二の存在 The diagram illustrates the structure of NTT's special assets. At the top, various services are shown: Mobile (モバイル), Automatic Driving (自動運転), GIGA School (GIGA スクール), and Smart Agriculture (スマート農業). Below these, the network is divided into Urban (都市) and Local (地方) areas. In urban areas, there are mobile base stations (携帯基地局) and buildings/homes (ビル・住宅等). In local areas, there are mobile base stations (携帯基地局) and homes (住宅等). The network is connected by a backbone (管路) that spans the entire country (日本全国に張り巡らされた通信回線パイプライン). This backbone is connected to a central office (局舎) and a power pole (電柱). The central office is described as a building where NTT and other companies can place servers and exchange equipment. The power pole is described as a facility that connects homes and other buildings to the communication lines. The backbone is also described as a large tunnel (人が通れる大きさの通信回線敷設トンネル) that runs through the country. The entire network is labeled as 'Special Assets' (特別な資産). 13 KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル「NTT法のあり方に関する見解について」（2023年10月31日） https://news.kddi.com/kddi/corporate/news/2023/10/31/70497.html 参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第 10 回）KDDI ヒアリング資料（2023 年 12 月 13 日）	

提出された意見	提出者																		
NTTの有する「特別な資産」 ・ 競争事業者が「構築し得ない」規模で、通信の黎明期から築き上げた国民の財産 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>土地 約17.3km²</td><td>局舎 約7,000ビル</td><td>とう道 約650km</td><td>管路 約60万km</td><td>電柱 約1,190万本</td><td>光ファイバ 約110万km</td></tr></table> <table><tr><td>東京ドーム 約370個分</td><td>全国交番の数 (約6,000)を上回る</td><td>東京の地下鉄 総延長の約2倍</td><td>地球 15周半</td><td>国民 10人に1本</td><td>月までの距離 約3倍</td></tr></table> KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル「NTT法のあり方」に関する見解について」（2023年10月31日） https://news.kddi.com/kddi/corporate/news/press/2023/10/31/7049.html							土地 約17.3km ²	局舎 約7,000ビル	とう道 約650km	管路 約60万km	電柱 約1,190万本	光ファイバ 約110万km	東京ドーム 約370個分	全国交番の数 (約6,000)を上回る	東京の地下鉄 総延長の約2倍	地球 15周半	国民 10人に1本	月までの距離 約3倍	
																			
土地 約17.3km ²	局舎 約7,000ビル	とう道 約650km	管路 約60万km	電柱 約1,190万本	光ファイバ 約110万km														
東京ドーム 約370個分	全国交番の数 (約6,000)を上回る	東京の地下鉄 総延長の約2倍	地球 15周半	国民 10人に1本	月までの距離 約3倍														

参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第10回）KDDIヒアリング資料（2023年12月13日）

参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第10回）KDDIヒアリング資料（2023年12月13日）

【対象】

論点 2-2 公衆電話の扱い

【意見】

- ・ 令和 3 年 7 月 7 日の「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」情報通信審議会答申で確認されているとおり、①「社会生活上の安全」については、公衆電話が災害時に全数が優先接続の対象となり、停電時も局給電により通話可能である等、災害時に一定の役割を発揮することが期待されていること、②「戸外における最低限の通信手段」については、携帯電話を利用できない者・場面を含めて、全ての国民や外国人等が、事前契約なく利用できる等の点で、公衆電話に代わる「戸外における最低限の通信手段」が見当たらないことから、携帯電話の普及等の環境変化を踏まえても、引き続き、ユニバーサルサービスとして位置付けるべきと考えます。
- ・ 上記答申では、令和元年度通信利用動向調査におけるモバイル端末（携帯電話、PHS、スマートフォン）の保有者全体の約 8 割（81.1%）を引用し、携帯電話を所有していない者が一定数存在していること等により、「戸外における最低限の通信手段」としての役割がなくなったとは言えない状況にあるとされていますが、直近の令和 4 年通信利用動向調査のデータでも 85.6%と今も一定数の携帯電話非所有者が存在していることに変わりありません。
- ・ また、災害の頻発等に鑑み、災害時用公衆電話（特設公衆電話）も新たにユニバーサルサービスとして位置付けられ、それに伴い第一種公衆電話の効率化による費用削減や配置の適正化も実施されていますが、公衆電話の公益性の高さに変わりはないことから、今後も公衆電話をユニバーサルサービスとして位置付け、交付金制度を通じて維持すべきと考えます。

【参考：「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」情報通信審議会答申（令和 3 年 7 月 7 日）】

第 3 節 第一種公衆電話の制度的位置づけについて

1 ユニバーサルサービスの対象としての第一種公衆電話

上記のとおり、第一種公衆電話については、①社会生活上の安全、②戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、ユニバーサルサービスとして位置づけられている。

ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方については、過去の審議会答申等において、①「社会生活上の安全」については、公衆電話が災害時に全数が優先接続の対象となり、停電時も局給電により通話可能である等、災害時に一定の役割を発揮することが期待されていること 16、②「戸外における最低限の通信手段」については、携帯電話を利用できない者・場面を含めて、全ての国民や外国人等が、事前契約なく利用できる等の点で、公衆電話に代わる「戸外における最低限の通信手段」が見当たらないこと 17 から、携帯電話の普及等の環境変化を踏まえても、引き続き、ユニバーサルサービスの対象とすべきと整理されてきた。

以上を踏まえつつ、現在の状況を見ると、近年、災害が頻発する中において、公衆電話は非常時の連絡手段として利用されており、引き続き、①「社会生活上の安全」としての役割が期待されていると考えられる。

KDDI 株式会社

また、②「戸外における最低限の通信手段」としての役割については、従前に比べて低下していることは否定できないが、携帯電話を所有していない者が一定数 18 存在していること、携帯電話が使用できない状況での公衆電話の利用ニーズが存在すること等を考えると、「戸外における最低限の通信手段」としての役割がなくなったとまでは言えない状況にある。

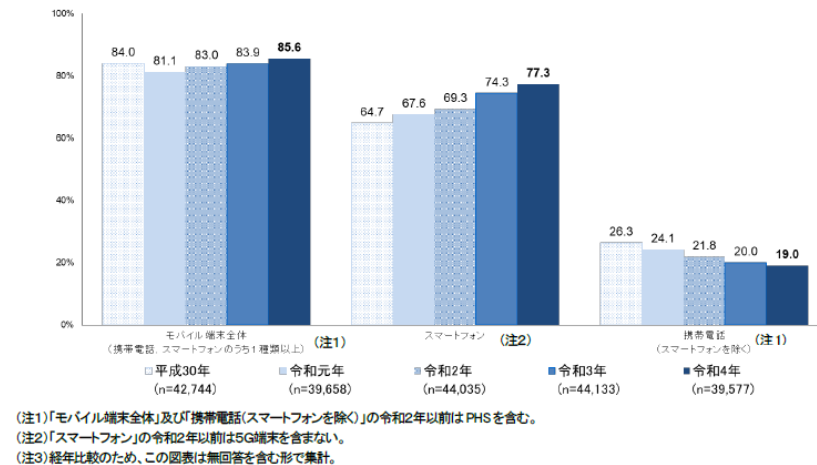
16 「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」（平成 24 年 3 月情報通信審議会答申）

17 「ユニバーサルサービス制度の在り方について」（平成 20 年 12 月情報通信審議会答申）

18 令和元年度通信利用動向調査によるとモバイル端末（携帯電話、PHS、スマートフォン）を保有している者は全体の約 8 割

【参考：令和 4 年通信利用動向調査の結果（令和 5 年 5 月 29 日）】

図表 1-2 モバイル端末の保有状況の推移

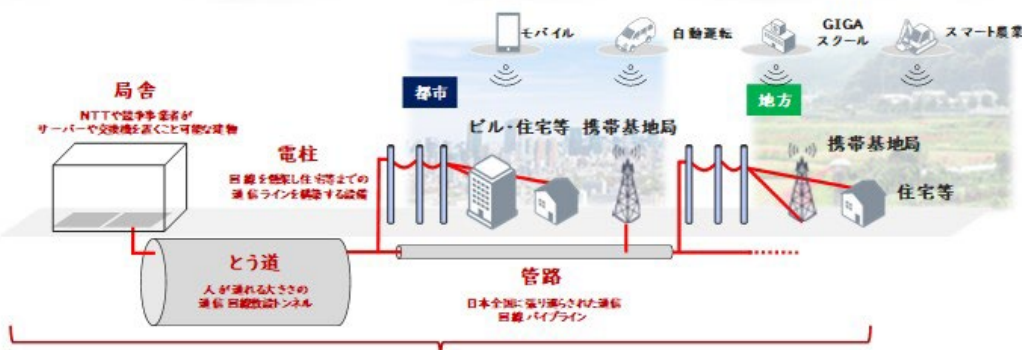


- ・ 戸外における最低限の通信手段として第一種公衆電話は必要と考えますが、災害時の通信手段の確保の観点から、特設公衆電話の普及を進めることが必要と考えます。
- ・ また、公衆電話の光回線対応など、現状の課題を解消する手段等を検討する必要があると考えます。

提出された意見	提出者
【対象】 論点 2-3 ユニバーサルサービス責務 【意見】 ・ 電話は、有事や災害時に重要な公益性の高い通信サービスであり、引き続き、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を持つ NTT 東西に対して、NTT 法による「あまねく提供責務」を課す必要があると考えます。 ・ 電話は、有事や災害時に重要な公益性の高い通信サービスであり、引き続き、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を持つ NTT 東西に対して、NTT 法による「あまねく提供責務」を課す必要があると考えます。 ・ ワイヤレス固定電話は、メタルケーブルの老朽化への対応として、利用者に可能な限り負担をかけずに固定電話サービスを維持していく手段として有効と考えます。 ・ 一方、メタル回線の代替手段を安易に無線に頼るためのワイヤレス固定電話の要件の緩和・撤廃など、他者設備を利用して電話の責務を履行できる範囲を拡大することは、NTT による光ファイバ敷設の抑制につながり、デジタル田園都市国家構想の推進に支障を来すおそれがあります。同構想のインフラ整備計画の目標（2027 年度までに固定ブロードバンド（光ファイバ等）の世帯カバー率 99.9%）を踏まえ、まずは光ファイバ整備を最優先課題として取り組むべきと考えます。 ・ ワイヤレス固定電話の要件の緩和・撤廃などは、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」の有効活用を妨げる国家的損失であり、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を光ファイバの敷設基盤としてそのまま活かすことが国家的利益そして国民の利便の確保につながると考えます。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 2-4 交付金制度（電話のユニバーサルサービス） 【意見】 ・ 交付金制度を維持することは必要であると考えますが、国民負担をこれ以上増やす場合には、慎重な議論を行う必要があると考えます。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 2-5 料金の低廉性の確保 【意見】	KDDI 株式会社

提出された意見	提出者
・ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の料金の低廉性を確保するための検討は必要と考えますが、プライスカップ規制はユニバーサルサービス制度とは本来の目的が異なるため、基礎的電気通信役務の料金の低廉性にプライスカップ規制を導入することは適切ではないと考えます。 ・一般的には、競争によるサービスの提供を通じて利用者利益が確保されますが、独占的サービスである場合は、そのサービスを利用する以外の選択肢が無いことから、料金の低廉化やサービス品質の向上インセンティブが働かず、利用者利益の確保が困難となるため、料金の適正性や品質を担保する仕組みが必要となります。 ・電気通信市場への参入自由化後、地域通信分野（加入者回線設備を用いるもの）では、NTT による実質独占的なサービス提供が行われ、その料金が横ばいで推移していたことから、市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス（指定電気通信役務）のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス（特定電気通信役務）に対し、プライスカップ規制が導入されたものと理解しています。 ・こうしたことから、プライスカップ規制を導入する場合は、基本的には独占的なサービスが前提であり、市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービスで、且つ、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスである場合に限定すべきと考えます。	
【対象】 論点 2-6 メタル回線の縮退 【意見】 ・NTT が電電公社から引き継いでいる「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を、電話用のメタル回線とともに、その使命を終わらせてしまうのは国家的損失であり、光ファイバの敷設基盤としてそのまま活かすことが国家的利益そして国民の利便の確保につながると考えます。 ※参考資料：出典 KDDI 報道発表資料（2023 年 10 月 19 日）	KDDI 株式会社

提出された意見	提出者
3 5G・Beyond5Gのベースとなる光ファイバは 国民の負担で作られた「特別な資産」の上に敷設 参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第 10 回）KDDI ヒアリング資料（2023 年 12 月 13 日）	

提出された意見	提出者
NTTの有する「特別な資産」 30年の年月・25兆円もの費用をかけ、電話加入権等の国民負担で構築された全国の「特別な資産」を有し、通信基盤をあまねく整備・維持できる唯一無二の存在  The diagram illustrates the infrastructure of NTT's special assets. It shows a hierarchy from local offices (局舎) and poles (電柱) to a nationwide fiber-optic network (管路). This network supports various services including mobile (モバイル), autonomous driving (自動運転), GIGA schools (GIGA スクール), and smart homes (スマート農業). The entire system is labeled as 'special assets' (特別な資産). 13 参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第 10 回）KDDI ヒアリング資料（2023 年 12 月 13 日）	

提出された意見	提出者																		
NTTの有する「特別な資産」 ・ 競争事業者が「構築し得ない」規模で、通信の黎明期から築き上げた国民の財産 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>土地 約17.3km²</td><td>局舎 約7,000ビル</td><td>とう道 約650km</td><td>管路 約60万km</td><td>電柱 約1,190万本</td><td>光ファイバ 約110万km</td></tr></table> <table><tr><td>東京ドーム 約370個分</td><td>全国交番の数 (約6,000)を上回る</td><td>東京の地下鉄 総延長の約2倍</td><td>地球 15周半</td><td>国民 10人に1本</td><td>月までの距離 約3倍</td></tr></table> KDDI ソフトバンク 楽天モバイル「NTT法のあり方」に関する見解について」(2023年10月31日)より https://news.kddi.com/kddi/corporate/news/2023/10/31/7049.html							土地 約17.3km ²	局舎 約7,000ビル	とう道 約650km	管路 約60万km	電柱 約1,190万本	光ファイバ 約110万km	東京ドーム 約370個分	全国交番の数 (約6,000)を上回る	東京の地下鉄 総延長の約2倍	地球 15周半	国民 10人に1本	月までの距離 約3倍	
																			
土地 約17.3km ²	局舎 約7,000ビル	とう道 約650km	管路 約60万km	電柱 約1,190万本	光ファイバ 約110万km														
東京ドーム 約370個分	全国交番の数 (約6,000)を上回る	東京の地下鉄 総延長の約2倍	地球 15周半	国民 10人に1本	月までの距離 約3倍														
参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第10回）KDDI ヒアリング資料（2023年12月13日）																			

参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第 10 回）KDDI ヒアリング資料（2023 年 12 月 13 日）

提出された意見	提出者
NTT HP https://group.ntt.jp/environment/whatdoing/recycling01.html ※ 2023年10月以降掲載 NTT東日本 HP https://business.ntteast.co.jp/service/fletshi-kari/column/cable_tunnel_01/index.html 15 ・ また、「2035年頃までに金属回線を縮退・撤去する」とのことですが、金属回線の代替手段を、安易に無線に頼るのではなく、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を活かして光ファイバを敷設することを原則に掲げるべきと考えます。 ・ なお、その際、追加的費用の圧縮のため、金属回線の縮退・撤去に関する工事と光ファイバ敷設の同時工事の検討が必要であり、その費用の試算等の検討内容の開示が必要と考えます。	
【対象】 論点 2-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務（公衆電話を除く） 【意見】 電話のユニバーサルサービスは携帯電話の音声通信、緊急通報でも良いと考えます。 ただし、携帯電話基地局までは光ファイバであることを原則とし、基地局までの光ファイバをユニバーサルアクセスで提供することが必要と考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
【対象】 論点 2-2 公衆電話の扱い	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

提出された意見	提出者
【意見】 公衆電話については災害時、非常時のインフラとしての公衆電話の役割は依然大きく、当面はユニバーサルサービスとして維持していくべきと考えます。 その上で、今後の IP 化やブロードバンド化等の進展に応じ、徐々に縮退させていくような方策が求められると考えます。	
【対象】 論点 2-3 ユニバーサルサービス責務 【意見】 電話のあまねく責務は NTT に光ファイバによる最終保障提供義務を課したうえで、電話はそれおよび他のブロードバンドインフラ上の I P 電話であまねく提供義務を課するのが良いと思います。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
【対象】 論点 2-4 交付金制度（電話のユニバーサルサービス） 【意見】 交付金制度については論点 2-3 ユニバーサルサービス責務を踏まえた上で在り方を検討していくべきと考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
【対象】 論点 2-5 料金の低廉性の確保 【意見】 特定電気通信役務を対象にしたプライスカップ規制については、ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の料金の低廉性を確保する仕組みへの見直しも含め検討することが必要と考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
【対象】 論点 2-6 メタル回線の縮退 【意見】 メタル回線の縮退については利用者の負担増にならない配慮が必要で、また時期・移行方法などの計画は十分な時間的余裕を持って検討され、開示されるべきと考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

提出された意見	提出者
【対象】 論点 2-2 公衆電話の扱い 論点 2-3 ユニバーサルサービス責務 【意見】 ・ 郵政民営化も民営化すれば安くなる、便利になると謳いながら実際は料金も高くなり配達日数も減っている。JR も不採算路線はどんどん廃線しておりますます過疎化が進む一因となっている。一方で駅ビル開発などで都心部は儲かり企業的には儲かっていて利益追求型になり地方は置き去りになっている印象だ。完全民営化はデメリットが大きいのではないか。 ・ 一私企業になれば今回の能登地震などの災害の復旧も採算が合わないとして復旧しない可能性もあるのではないか。 ・ 税金と電話加入権で作ったインフラを活用して成長した事業と会社を一私企業の独占の資産にするのは疑問がある。 ・ 公衆電話など無駄と思われがちだが災害の多い国であることもあるし、通信障害など時折起き、外部から妨害される恐れもあるため様々な通信手段を残すことも大切なのではないか。	個人

論点 3 ブロードバンドのユニバーサルサービス

提出された意見	提出者
【対象】 論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 論点 3-2 ユニバーサルサービス責務 【意見】 光ファイバの敷設が著しくコストが高い場合等、不採算地域において例外的に無線サービスを活用し、ブロードバンド利用者の負担を軽減することに賛成致します。 ブロードバンドのユニバーサルサービスにおいては、最終保障提供責務とすることが適当と考えます。また、電電公社時代の線路敷設基盤を継承する NTT がラストリゾート事業者として、提供の責務を負うことが妥当と考えます。	アルテリア・ネットワークス株式会社
【対象】 論点 3-2 ユニバーサルサービス責務	高知県

提出された意見	提出者
【意見】 最終保障提供責務を担う主体は、確固たる経営基盤やリソースを有することが適当であると考えことから、現在、光ファイバについて7割超の全国シェアを有するNTT 東西がその役割を担うことを期待する。	
【対象】 論点 3-4 料金の低廉性の確保 【意見】 都市部の競争状態にあるところは市場原理により、料金の低廉性が確保可能と考えますが、不採算地域においては、料金の低廉性を確保できることが重要である一方、事業者の採算性への考慮も必要と考えます。	アルテリア・ネットワークス 株式会社
【対象】 論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 【意見】 ・ ユニバーサルサービスは、国民生活において必要とされるサービスの要件・品質を満たし、かつ国民全体で負担をすることからコストが最小となるサービスであることが重要と考えております。 ・ その上で、ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務については、現時点では、品質や料金水準等の面から、光ファイバ等（FTTH、CATV（HFC方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型））を原則としつつ、不採算地域においては、光ファイバ等と比較してコスト削減効果が期待できることから、例外的にモバイルサービスや衛星通信サービス等の無線の更なる活用を検討することは適当と考えます。	株式会社オプテージ
【対象】 論点 3-2 ユニバーサルサービス責務 【意見】 ・ ブロードバンドについては、NTT 東西殿や地域の自己設置事業者、CATV 事業者等が設備競争を通じて、エリア展開を図っていくことが基本になるものと考えております。 ・ 一方、未整備地域などにおいては、一から設備を構築・調達するケースが多く想定され、相応のコストと運用面の負担がかかるものであり、地域の小規模な事業者にとっては基礎体力の面で限界があることから、最終保障提供責務を担う主体としては、電電公社より承継された線路敷設基	株式会社オプテージ

提出された意見	提出者
盤を全国に保有する NTT 東西殿への期待は大きいものと想定しております。	
【対象】 論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役割 【意見】 ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスは、基本的 3 条件「必要な通信性能を満たすサービス」（不可欠性）を、「必要な地域」（利用可能性）に、「最も効率的なコスト」（低廉性）で提供される仕組みの制度となっていることが必要と考える。 そのため、ユニバーサルサービスとするブロードバンドサービスの通信性能の最低要件（通信速度、遅延など）を具体的な想定用途から明確にし、これを実現する通信形態（メタル回線・光回線、4 G・5 G、N T N）は提供地域に合わせて最も効率的なコストとなるものを選択できる仕組みである必要がある。 現在、ブロードバンドのユニバーサルサービスとして定められている F T T H、C A T V（H F C 方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）以外の方式のもの（既存技術、新規技術によらず、また有線・無線を問わず）であっても、提供先地域においてその方式が必要な通信品質を満たし、なおかつ、他の方式と比較して効率的なコストで提供されるものであることが確認できる場合に、対象から除外されない制度であることが適当である。	一般社団法人テレコムサービス協会
【対象】 論点 3-4 料金の低廉性の確保 【意見】 メタル回線は減少しているとは言え、かつての社会インフラ資産としての役割は依然として重要。 ブロードバンドサービスは、光、ワイヤレスと多様化しており、携帯電話もアナログ固定電話やブロードバンド I P 電話に代わるサービスになりつつある。 以上を踏まえ、メタル・光・ワイヤレス等多様化する電話・ブロードバンドサービスの統合ユニバーサルサービス化により、不採算地域においても、利用者の利便性を損なわず、かつ運用負荷・コスト等の効率化を図る検討が必要である。 また、ユニバーサルサービスの制度運用が、一般消費者にとって透明性のあるものであることが必要である。透明性を確保すべき具体項目として主に下記が考えられる。 <ユニバーサルサービス料の徴収金額> ・徴収した利用者の数 ・徴収した総額 <ユニバーサルサービス料の使途内訳> ・使用地域の名称	一般社団法人テレコムサービス協会

提出された意見	提出者
・使用地域ごとの金額 ・使用地域ごとの通信方式（ＦＴＴＨなど） ・使用地域ごとのサービス利用者数	
【対象】 論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 【意見】 ブロードバンドのユニバーサルサービスの検討にあたっては、論点として示されている通り、地域住民が容易かつ安価にサービス提供を受けることができ、市民生活に定着しているかどうかを考慮する必要があると考えます。 この観点から、「ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務は、…現時点では、品質や料金水準（定額制）等の面から、光ファイバ等（FTTH、CATV（HFC方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型））を原則とすべき」とする点に賛同いたします。 HAPS、衛星コンステレーション等が品質、料金水準、利用状況等において同様のサービスを提供でき、サービス継続性や経済安保などの条件が整理しうる場合は、将来的にユニバーサルサービスとしての位置づけに含めることも可能と考えます。 また、我が国の全世帯のうち、半数はケーブルテレビを通じて放送を視聴しており、さらにその半数はブロードバンド回線も契約し、ケーブルテレビが保有する光ファイバ等の回線を通じ、映像・通信サービスを利用されています。我が国におけるブロードバンド環境の整備の在り方を考える際、放送の受信インフラの整備の在り方についても考慮すべきと考えられます。 特に公営ケーブルテレビの事業を他事業者に承継する際、通信に加え放送の扱いにも留意することが必要です。これらの事業者はコミュニティチャンネル等を通じ防災・行政、ニュース、地域イベント等の地域情報提供機能を担っており、これらの地域情報発信機能の継続的提供を確保すべきと考えます。 この観点から、「公設設備には、放送用の光ファイバが含まれている場合」についても考慮すべきとされている点についても賛同いたします。	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
【対象】 論点 3-2 ユニバーサルサービス責務 【意見】 ブロードバンドのユニバーサルサービス提供にあたっては、「まずは NTT 東西や他の設備設置事業者が連携しながらユニバーサルサービスを提供」とする点に賛同します。 未整備地域へのサービス提供への責務を課す点については、ブロードバンド利用が国民生活に必要不可欠なサービスと整理できる場合は国民全体の負担として未整備地域を整備することも考えられます。 この中で、ブロードバンド 0 地域のカバーという点においては、1)地域の特定、2)求めるサービス品質の規定、3)責務の内容の定義、4)費用負担の考え方の整理が必要と考えます。この上で、必要な事業規模等の確認を踏まえた制度化が現実的と考えられます。また、小規模な事業者到大規	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

提出された意見	提出者
模な投資を求めることは現実的には難しく、永続的な制度設計という観点から対象となる事業者の規模も考慮に入れる必要もあると考えます。 最終的に対応する事業者が特定できなかった地域における最終保証提供責務は、電電公社から全国にあまねく整備された線路敷設基盤を承継した NTT が、ラストリゾートしてその責を担うことが資産の適切な活用の面からも適当と考えます。	
【対象】 論点 3-3 交付金制度 【意見】 (論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務と同内容) ブロードバンドのユニバーサルサービスの検討にあたっては、論点として示されている通り、地域住民が容易かつ安価にサービス提供を受けることができ、市民生活に定着しているかどうかを考慮する必要があると考えます。 この観点から、「ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務は、...現時点では、品質や料金水準（定額制）等の面から、光ファイバ等（FTTH、CATV（HFC 方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型））を原則とすべき」とする点に賛同いたします。 HAPS、衛星コンステレーションについても品質、料金水準、利用状況等を踏まえつつ、将来的にユニバーサルサービスの位置づけの検討の対象に含めることも可能と考えます。	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
【対象】 論点 3-2 ユニバーサルサービス責務 【意見】 ブロードバンドサービスは、多くの地域で複数の事業者がサービスの提供を行っていることから、「それでもなお生じる未整備地域等について責務を課すことが適当」と考えます。 ケーブルテレビ事業者は、ブロードバンドサービスを提供するために、NTT 東西等の公益事業者が保有する電柱等を活用し、ネットワークインフラを自社にて整備しています。電話のユニバーサルサービス責務を担っている NTT 東西が保有・維持している線路敷設基盤は、ブロードバンドのユニバーサルサービスを提供するにあたって也不可欠であると言え、電電公社時代から全国にあまねく整備された線路敷設基盤を承継した NTT 東西が、電話とともに、ブロードバンドのユニバーサルサービス責務（最終保障提供責務）を担うことが適当と考えます。	JCOM 株式会社
【対象】 論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 【意見】 【論点 1-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務】にて意見いたしましたとおり、ユニバーサルサービス制度の目的が「国民が広くあまねく通信サービスを利用できること」であることを鑑み、メタル固定電話の減少、固定ブロードバンドやモバイルサービスの普及など、利用環境の変化や技術の進展を踏まえつつ、基本的 3 要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に照らして検討するべきであると考えます。	株式会社 STNet

提出された意見	提出者
そこでは、伝送の安定性や既に広いエリアで整備が進んでいること、無線局等のインフラとして利用されることを踏まえると、光ファイバーが情報通信の主たる基盤となると考えます。 しかし、光ファイバー等のみをユニバーサルサービスと位置付けて、全ての未提供エリアに設備を設置することは多大なコストを要します。②低廉性要件に鑑みると、既に利用できる（あるいは近い将来利用が予想できる）無線系を組み合わせることが基本的 3 要件に照らし合わせても適切であると考えます。	
【対象】 論点 3-2 ユニバーサルサービス責務 【意見】 【論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務】にて意見いたしましたとおり、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度においては、無線サービスの活用も組み合わせるべきであり、これらの無線サービスを活用した場合においてもカバーできない未整備地域等については、電電公社から線路敷設基盤を承継した NTT 東西が最終保障提供責務（ラストリゾート責務）を負うことが望ましいと考えます。	株式会社 STNet
【対象】 論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 【意見】 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次報告書第 2 章第 1 節 2 .情報通信インフラの将来像にも記載の通り、光ファイバが伝送の安定性から情報通信の主たる基盤となる、と想定されている。そのような光ファイバは、ユニバーサルサービス制度の対象として未整備地域にも提供し、光ファイバのデジタルデバインドを解消すべき。	関西ブロードバンド株式会社
【対象】 論点 3-2 ユニバーサルサービス責務 【意見】 光ファイバに関するユニバーサルサービスとして日本全国においてあまねくその提供を確保することを議論をするためには、机上の空論にならないために、まず論者が、光ファイバのデジタルデバインドがどの地域、字、集落にどの規模で存在しているのかを把握する必要があると考える。地域においては、当社や CATV 業者や電力事業者が提供している地域などの一部を除き、次のような未整備地域が今も現存している。 ①高度無線環境整備推進事業で整備した市町村において全域をカバーできておらず、エンドクロージャーから 2－3 km 先にあるような集落（例：愛媛県久万高原町） ②比較的中心部において NTT 殿が整備しないまま今に至っている集落（例：沖縄県本部町） NTT 殿と相互接続協定に基づく非公開情報を確認できる電気通信事業者であれば SA（シェアドアクセス）の提供が可能か否かを非公開情報で確認することができ、光ファイバの整備状況を小さな単位で把握できる。本論点を議論する際においては、議論者である国や有識者や事業者	関西ブロードバンド株式会社

提出された意見	提出者
が、改めて上記のような未整備地域の対象を理解するための情報を NTT 殿から提供され、日本の未整備地域を正確に把握することで、より具体的な議論ができるのではないかと考える。	
【対象】 論点 3-4 料金の低廉性の確保 【意見】 料金の低廉性については、都心部並みとして公平性を担保すべきである。	関西ブロードバンド株式会社
【対象】 論点 3-2 ブロードバンドのユニバーサルサービス責務 論点 3-3 交付金制度（ブロードバンドのユニバーサルサービス） 【意見】 ・ 当社としては、メタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN 等）の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話を継続することは現実的ではないと考えており、今後も NTT 東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについては見直しが必要と考えます。なお、NTT 東西は、光設備を用いた固定電話（ひかり電話等）は引き続き提供していく考えです。 ・ 今後のユニバーサルサービスは、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、従来の固定電話に加え、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス責務を確立したうえで、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、固定だけでなく無線（モバイル）や NTN（HAPS・衛星）等の手段を用いて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担う仕組みとすることで、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる環境を実現し、国民生活をより一層向上していくことが必要と考えます。 ・ このため、電気通信事業法において、ユニバーサルサービス制度を統合したうえで、ラストリゾート責務については、各地域で最も適した事業者を指定し退出規制を設ける仕組みが必要と考えます。 ・ ただし、最も適した事業者が存在しない、指定した事業者が事業を行うことが困難等により、提供主体が存在しない地域においては、下記条件を整えば、NTT 東西がラストリゾート責務を担っていく考えです。 (必要な条件) ・ 必要十分かつ過大でない交付金制度の実現 ・ 無線や NTN 等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入 等 ・ 例えば、NTT 西日本の光回線の設備シェアが 4 割を下回っている地域もあることや、構造上新たに光サービスが提供できない建物も存在すること、さらには今後メタル設備を縮退していくこと等を踏まえると、NTT 東西がラストリゾート責務を担うエリアにおいて、無線や他社光設備を活用してサービス提供した方が効率的となる場合は、電話サービスもブロードバンドサービスも含めて、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能とし、国民負担の軽減や利便性の確保・向上を実現することが必要と考えます。	日本電信電話株式会社

提出された意見	提出者
【対象】 論点 3-4 料金の低廉性の確保 【意見】 ・ブロードバンドサービスは、メタル設備を用いた固定電話とは異なり、既に市場競争を通じた各社の経営努力による効率化が図られてきているため、全国一律の料金規制を課すことは適切でないと考えます。 ・ユニバーサルサービスの趣旨を踏まえれば、都市部と不採算地域で料金格差が生じないようにすることは重要と考えますが、ブロードバンドの担い手は全国事業者のみならず、一部地方のみに展開する地域事業者も含め様々であり、それらの事業者が提供エリアも含めた経営戦略により利用者料金を定めている実態を踏まえれば、料金格差が生じないようにするための措置については、利用者の利便性を確保しつつ、同時に現在の競争環境や事業者の経営環境にマイナスの影響を及ぼさない仕組みとすることが必要と考えます。 ・仮に、不採算地域と都市部との料金格差を生じさせないための措置を講ずることで、不採算地域での赤字が生じる場合は、ユニバーサルサービスを提供する事業者の負担にならないよう、必要十分かつ過大でない交付金による支援によって支える仕組みとすることが必要と考えます。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 3 【意見】 現在総務省においては、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」において、地上波放送の小規模中継局をブロードバンド網で代替可能か検討が進められるところ、地上波放送の再放送(再送信)を通信事業者に義務付ける代わりに、放送事業者にもユニバーサルサービス維持のための負担金を分担させることが相当である。 なお、同旨の意見を、公共放送ワーキンググループ第 16 回会議において、株式会社 J-WAVE が、『上記配信方式の検討にあたっては、技術面と合わせて「米国の CATV に課せられている マストキャリールール」と同様に、基地局で受信可能な放送局のコンテンツを義務として 配信する制度の検討や、セーフティネットとしての SIM 無しでの受信も考えられる。』(同社提出資料 6 ページ)といった形で提示している。	個人
【対象】 論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役割 【意見】 記載の役務は、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」における議論等を踏まえ、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用する上での必要十分な手段となり得るものという観点から現時点で第二号基礎的電気通信役務とされているものであり、記載内容に賛同します。 なお、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）とモバイルブロードバンドについては、ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申（2023 年 2 月 7 日）においてそれぞれ「一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者がカバーすることになり、多数の端末が接続され	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
る場合、通信の品質が安定しないことが課題として想定される」「不特定多数のユーザーが接続してトラヒックが集中した場合、通信の安定性を欠く懸念があり、また、移動しながらサービスを利用する場合、制御する基地局が切り替わることに伴い通信の途切れが想定される」ことから基礎的電気通信役務に位置付けられておらず、この考え方を現時点で変更する必要はないものと考えます。	
【対象】 論点 3-2 ユニバーサルサービス責務 【意見】 ブロードバンドにおけるユニバーサルサービス責務は、電電公社から承継した線路敷設基盤とそれを活用し全国整備した光ファイバ網（以下、「特別な資産」）を有する NTT 東西殿がその役割を担うべきと考えます。 その責務の内容は、当面は最終保障提供責務とすることが現実的と考えますが、以下の点を考慮し、あまなく責務に可能な限り近い制度設計を目指すべき（将来的にはあまなく責務へ移行）と考えます。 ・ 最終保障提供責務とした場合、特定の地域で役務提供事業者が撤退する場合、利用者への役務提供まで空白期間が生じるおそれがあること ・ NTT 東西殿が独占的に保有している特別な資産は、あらゆる電気通信サービスが依存せざるを得ない構造にあるが、最終保障提供責務とした場合、他の役務提供事業者が存在する地域では理論上撤退が可能になり、他のサービス・利用者へ悪影響を与えるおそれがあること なお本論点の議論においては、アクセス部門の資本分離についても併せて検討を行うべきと考えます。 すなわち、アクセス部門を分離しアクセス会社として独立した資本構造にした上で、同社に必要な義務を課すことで、国民の利益を確保することについても検討すべきであり、以下のとおり修正すべきと考えます。 【修正案】 最終保障提供責務については、電電公社から線路敷設基盤を承継した NTT がその役割を担うことの適否や【論点 7-1】のアクセス部門の資本分離を行い国有化等を行なった上で責務を貸すこと等含め、当該責務を担う主体をどう考えるか。また、【論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務】の活用可能な無線の範囲や【論点 3-3 交付金制度】の交付金のコスト算定等は、NTT 東西に対する負担にも留意しつつ検討することが適当ではないか。	ソフトバンク株式会社
【対象】 論点 3-3 交付金制度 【意見】	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
交付金の原資はブロードバンド事業者の負担金であるため、これを受け取る適格電気通信事業者は、厳格な規律によって徹底的に非効率性を排除すべきであると考えます。 なお、NTT 東西殿に対する補てんの内容については両社が従来有する競争上の優位性等も踏まえて検討されるべきであり、特別支援地域も含め、必要以上の補てんとならぬよう制度を設計することが必要と考えます。	
【対象】 論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務は、基本的 3 要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に照らした場合、現時点では、品質や料金水準（定額制）等の面から、光ファイバ等（FTTH、CATV（HFC 方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型））を原則とすべきではないか。 【意見】 賛同いたします。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 【意見】 - 無線ブロードバンドの活用は、あくまでも「補完的」な位置付けであり、国民にとって必要不可欠となる遠隔医療や遠隔教育等に必要な品質を担保するためには、全世帯への光ファイバ導入を国策として推進する必要があると考えます。 - なお、地震等の災害時における通信確保の緊急避難的措置として、衛星電話は有効であるが、ユニバーサルサービス制度は緊急避難的措置ではなく、日常生活において必要不可欠な役務提供の確保が目的であり、その要件を満たさないと考えます。 - ただし、「離島」におけるユニバーサルサービスの在り方等、極めて限定的な例外の検討も必要と考えます。	KDDI 株式会社

提出された意見	提出者
【対象】 論点 3-2 ユニバーサルサービス責務 【意見】 ・「グローバル時代におけるＩＣＴ政策に関するタスクフォース」による「光の道」構想実現に向けて取りまとめ（２０１０年１２月１４日）では、２０１０年３月末時点の超高速ブロードバンド基盤の世帯普及率は約９０％であり、全世帯への普及に要する費用は約１．５兆円と試算されていましたが、デジタル田園都市国家構想により達成すべき９９．９％の世帯普及率を踏まえて、ＮＴＴは、残り０．１％の整備に必要な費用を改めて試算すべきと考えます。 ・「最終保障提供責務（ラストリゾート責務）：提供事業者がいない地域に限りサービスの提供責務を負う。（＝他事業者の提供地域では責務は負わない）」については、「サービス提供地域からの撤退禁止」も意味するよう明確にすべきと考えます。 ・したがって、国民にとって必要不可欠となる遠隔医療や遠隔教育等に必要な品質を担保することが可能で、全世帯を対象とした網羅的な敷設基盤である「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を持つＮＴＴ東西に対して、ＮＴＴ法による「あまねく提供責務」を電話（メタル）だけでなくブロードバンド（光ファイバ）へと拡大する必要がある、他の事業者が光ブロードバンドを提供しない地域においては、「ラストリゾート責務」として、撤退禁止の責務も伴うようＮＴＴ法を見直す必要があると考えます。 ・なお、国民負担をこれ以上増やす場合には、慎重な議論が必要と考えます。 ・他社設備（ＭＮＯやＮＴＮ）を活用したワイヤレスブロードバンドは、固定ブロードバンドの未整備地域の解消等を図る観点から有効と考えます。 ・一方、他者設備を利用して電話の責務を履行できる範囲を拡大することは、ＮＴＴによる光ファイバ敷設の抑制につながり、デジタル田園都市国家構想の推進に支障を来すおそれがあります。同構想のインフラ整備計画の目標（２０２７年度までに固定ブロードバンド（光ファイバ等）の世帯カバー率９９．９％）を踏まえ、まずは光ファイバ整備を最優先課題として取り組むべきと考えます。 ・安易な無線の活用は、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」の有効活用を妨げる国家的損失であり、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を光ファイバの敷設基盤として活かすことが国家的利益そして国民の利便の確保につながると考えます。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 3-3 交付金制度 【意見】 ・現状のブロードバンドのユニバーサルサービスに位置づけられるサービスを交付金制度の支援対象とすることに賛同いたします。 ・「最終保障提供責務が課される事業者の非効率性を排除する必要がある点を考慮」すれば、当該エリアでの役務提供が都市部と同様に合理的な効率性をもって行われていることを確認する仕組みを検討する必要があると考えます。	KDDI 株式会社

提出された意見	提出者
【対象】 論点 3-4 料金の低廉性の確保 【意見】 ・ 都市部は、引き続き、事業者間の競争を通じた料金の低廉性を確保することが可能と考えます。 ・ また、交付金を受ける場合であっても、プライスカップ規制は不要と考えますが、NTT 東西が独占的に提供している固定電話は規制対象であるべきと考えます。 ・ 不採算地域においても、地域間の料金格差が生じないよう都市部と同じ料金で提供可能な措置が必要と考えます。 ・ ただし、当該措置により、交付金が肥大化し、国民負担が不適切に増えることがないようにすべきと考えます。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 【意見】 ブロードバンドのユニバーサルサービスの役務について左記基本的 3 要件を原則として検討する方針に賛同します。 衛星やモバイル等について、離島や山間部等を経済合理性のみで判断するのは不適切と考えます。外国事業者に 100%依存する衛星ブロードバンドは BCP・緊急避難的な活用を除き、経済安全保障上のリスクも存在します。NTT 東西による提供方法の検討など、地域の実情を踏まえた検討が必要と考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
【対象】 論点 3-2 ユニバーサルサービス責務 【意見】 ブロードバンドのユニバーサル責務は NTT 東西が最終保障提供責務を担う事が適当と考えます。 実施にあたっては基本的 3 要件と全国地域および離島からの要望のギャップを勘案の上、地域ごとの実情を踏まえた整備に向けた検討が必要と考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
【対象】 論点 3-3 交付金制度 【意見】	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

提出された意見	提出者
原則、交付金対象とすることでよいと考えます。 また、最終保障提供責務が課される事業者の非効率性を排除することは、簡単ではありませんが、 1.当該地域における地形や各種規制(河川や空港など他の法令による規制等)、 2.現地の該当する職種の人件費、 3.上流回線や IX に接続する回線にかかる経費、 4.その他、インフラを維持する上で必要な経費を分野毎に算出した上で算定し、数年おきに見直すなどが必要だと思われます。	
【対象】 論点 3-4 料金の低廉性の確保 【意見】 ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に欠けている料金の低廉性を担保する仕組みも今後求められます。 また、ブロードバンド事業者が中継回線に用いる専用線などにおいては距離に応じて料金が大きく異なり、地方において高額な費用が負担となっています。同様に地域 ISP においてもインターネットとの接続のため IX までの接続に用いる回線費用は IX からの距離に応じて高額な負担を強いられています。 これはブロードバンドがユニバーサルサービスとなることで解消されていくと考えていますが、その際不採算地域に対しても都市部に比べて料金が高くないような方策は必要と考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
【対象】 論点 3-4 料金の低廉性の確保 【意見】 都市部の競争状態にあるところは市場原理により、料金の低廉性が確保可能と考えますが、不採算地域においては、料金の低廉性を確保できることが重要である一方、事業者の採算性への考慮も必要と考えます。	アルテリア・ネットワークス株式会社
【対象】 論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務 論点 3-3 交付金制度 【意見】 ・ 2023 年 9 月 21 日に開催された情報通信審議会電気通信事業政策部会第 3 回通信政策特別委員会において、愛知県は条件不利地域	愛知県

提出された意見	提出者
の光ファイバについて、「通信と放送の共用設備の場合でも、住民に対して安定的に、適切なコスト負担でサービスを提供できることが重要」であるとの意見を述べたところである。 ・ 今回示された論点整理（案）のうち、「論点 3 ブロードバンドのユニバーサルサービス」の「論点 3-4 料金の低廉性の確保」では、不採算地域と都市部との料金格差が生じないようにするための措置について記載がなされるなど、論点は適切に整理されているものと考えられる。 ・ 一方、「論点 3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務」においては、無線を活用する際に考慮する点として、公設設備の「放送用の光ファイバ」について触れられているものの、「論点 3-3 交付金制度」では、「放送用の光ファイバ」に関しては一切触れられていない。 ・ 第 3 回の委員会においては、複数の出席委員から「通信と放送との関係を整理する必要があること」、「テレビの視聴など通信以外の目的でも利用される設備の安定的な維持ができるような取扱いが喫緊の課題である」との意見が示されている。 ・ これらを踏まえ、「論点 3-3 交付金制度」に以下のとおり追記されたい。 ・ 「● 条件不利地域におけるブロードバンドサービスを、将来にわたり安定的に維持していくためには、通信設備と不可分であり地域において重要な役割を果たしている放送設備について、一体的に維持することが必要であることから、何らかの支援の仕組みを検討することが適当ではないか。」	

論点 4 NTT 東西の自己設備設置要件

提出された意見	提出者
【対象】 1.現状と課題 【意見】 固定電話用の線路敷設基盤は全国にあまねく整備されており、これらの資産を有効に活用した上で、さらにブロードバンド未整備地域の解消を図るという観点において、現状の自己設備設置要件を維持することが適当と考えます。	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
【対象】 論点 4-1 設備の自己設置要件 【意見】 設備の自己 設置要件については、これまでのワイヤレス固定電話の提供要件のように、著しく不経済となるエリアにおいて、最終保障提供責務（ラストリゾート責務）を負う場合に限定して、NTT 東西が無線サービスを提供できるようにするために、設備の自己設置要件の緩和を検討するべ	株式会社 STNet

提出された意見	提出者
きと考えます。	
【対象】 論点 4-1 設備の自己設置要件 論点 4-2 設備の設置概念 【意見】 ・ 他事業者が設備のシェアリングによる効率化に取り組む中（例えば、モバイルでは基地局等の共用化が進展中）、NTT 東西には、「自ら設置する電気通信設備を用いて」業務を営む義務があり、設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による効率化を図れないため、自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可の見直しが必要と考えます。 ・ また、「論点 1-2 ユニバーサルサービス責務 ユニバーサルサービス責務（ユニバーサルサービスの基本的考え方）等」の提案のとおり、NTT 東西がユニバーサルサービスのラストリゾート責務を担うエリアにおいて、無線や他社光設備を活用してサービス提供した方が効率的となる場合は、電話サービスもブロードバンドサービスも含めて、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能とし、国民負担の軽減や利便性の確保・向上を実現することが必要と考えます。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 4-1 設備の自己設置要件 【意見】 NTT 東西殿に対する自己設備設置義務は、以下の理由から、規律継続が不可欠と考えます。 ・ 我が国の電気通信事業者の大半が、特別な資産を接続や卸制度により活用して国民に対しサービスを提供しており、仮に当該資産の他者設備利用等を認めてしまった場合、我が国全体の安定的役務提供や経済安全保障が阻害される懸念があること ・ 特別な資産を保有する NTT 東西殿は、当該資産を維持・管理・運用する責任が存在し、自己設備設置規定は、法制度的にこれを担保する意味合いもあること また、本規定は NTT 法第 14 条の重要な設備の譲渡等の規定とともに、端末回線伝送路設備の譲渡により回線シェアを低下させ電気通信事業法に定める第一種指定電気通信設備としての指定を意図的に回避することを防止し、電気通信事業法の規制の実効性を確保する効果があり、検討においてはこの点も踏まえるべきです。	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
【対象】 論点 4-1 設備の自己設置要件 【意見】 ・ 他社設備の利用は、「あまねく提供責務」の確保に支障を生じさせないために、例外的に認めるものであり、NTT 法上の本来業務（地域電気通信業務）として位置付けられるものと考えます。 ・ 仮に「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」や第一種指定電気通信設備の譲渡が行われた場合、NTT 東西が電気通信事業法上の指定電気通信設備に対する規律を逃れるおそれがあります。 ・ したがって、全世帯に向けた網羅的な敷設基盤である「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を持つ NTT に対しては、引き続き、自己設置要件が必要と考えます。 ・ ただし、継続的な支配・管理が求められる事業用電気通信設備とは別に、線路敷設基盤については、他の公共インフラ（他社資産）の活用等による効率化が可能な場合は、必要に応じて検討することは適切であると考えます。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 4-2 設備の設置概念 【意見】 ・ 電気通信役務の安定的な提供を確保するためには、事業用電気通信設備の継続的な支配・管理の観点からの「設置」概念は、今後も重要な位置づけになると考えます。 ・ NTT 東西については、事業用電気通信設備の他、電電公社より引き継いでいる「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」と併せて、自己設備設置要件が引き続き求められるべきと考えます。 ・ 一方、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を自前で設置することが現実的でない電気通信事業者については、他社の線路敷設基盤の利用に依存せざるを得ない構造になっているものと考えます。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 4-2 設備の設置概念 【意見】 ご指摘の通り、最近では自ら設備を設置しない電気通信事業者も増えていることから、このような規律の検証は必要と考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

論点5 NTT東西の業務範囲（本来業務）

提出された意見	提出者
【対象】 論点 5-2 本来業務の範囲 論点 5-3 NTT 東西の分離 【意見】 （公正な競争環境の維持） NTT 東西の統合や業務範囲規制の撤廃、グループ会社の事業再統合は、NTT の独占回帰が進み、公正な競争環境が維持できず、結果として国民の利益が損なわれる懸念があるため、引き続き規制することが必要と考えます。	株式会社エネコム
【対象】 論点 5-2 本来業務の範囲 論点 5-3 NTT 東西の分離 【意見】 ・ NTT 東西殿は、これまでの電話業務などを経て巨大な顧客基盤を保有していることから、仮に NTT 東西殿の業務範囲が拡大され、NTT 東西殿自ら ISP や移動系サービスが可能となった場合や NTT グループの商材を活用した一体営業等が可能となった場合、特に法人市場などにおいて他の事業者が淘汰され、料金の高止まりやサービスの均一化など、国民の利便を損ねる可能性があると考えます。 ・ そのため、NTT 東西殿が公正競争に影響を及ぼす業務を行うことは、引き続き法規制により禁止することが必要不可欠だと考えます。 ・ 仮に NTT 東西殿が統合された場合、巨大な資金力などを背景に固定市場における市場支配力が高まることで、事業規模の小さい地域系通信事業者が淘汰され、固定通信市場の寡占化に繋がる可能性があると考え、NTT 東西殿の分離に係る規律については引き続き維持されることが必要と考えます。	株式会社オプテージ
【対象】 論点 5-2 本来業務の範囲 論点 5-3 NTT 東西の分離 【意見】	北陸通信ネットワーク株式会社

提出された意見	提出者
・ NTT 東西は、巨大な顧客基盤を保有していることから、仮に NTT 東西の業務範囲が拡大され、NTT 東西自ら ISP や移動系サービスが可能となった場合や NTT グループの商材を活用した一体営業等が可能となった場合、他の事業者が淘汰され、料金の高止まりやサービスの均一化など、国民の利益を損ねる可能性があると考えます。 ・ このため、NTT 東西が公正競争に影響を及ぼす業務を可能とすることは、引き続き法規制により禁止することが必要不可欠だと考えます。 ・ NTT 東西が統合された場合、巨大な資金力などを背景に固定市場における市場支配力が高まることで、事業規模の小さい地域系通信事業者が淘汰され、固定通信市場の寡占化に繋がる可能性があると考え、NTT 東西の分離に係る規律については引き続き維持されることが必要と考えます。	
【対象】 論点 5-2 本来業務の範囲 論点 5-3 NTT 東西の分離 【意見】 ・ NTT 東西は、巨大な顧客基盤を保有していることから、仮に NTT 東西の業務範囲が拡大され、NTT 東西自ら ISP や移動系サービスが可能となった場合や NTT グループの商材を活用した一体営業等が可能となった場合、地域の小規模な事業者が淘汰され、その結果として料金の高止まりやサービスの均一化を招き、国民の利益や利便性を損ねる可能性が高いと考えます。 ・ このため、NTT 東西が公正競争に影響を及ぼす業務を可能とすることは、引き続き法規制により禁止することが必要不可欠だと考えます。 ・ NTT 東西が統合された場合、巨大な資金力などを背景に固定市場における市場支配力が高まることで、事業規模の小さい地域系通信事業者が淘汰され、固定通信市場の寡占化に繋がる可能性があると考え、NTT 東西の分離に係る規律については引き続き維持されることが必要と考えます。 ・ また、NTT 東西分離の目的である「両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等による非効率性の排除」を維持するためにも、NTT 東西の分離が必要と考えます。	北海道総合通信網株式会社
【対象】 論点 5-1 県域業務規制の扱い 論点 5-2 本来業務の範囲 【意見】 現在の県域業務規制はメタル固定電話を前提とした制度であり「IP 化の進展により、県内サービスと県間サービスを区分して競争を促進する意	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

提出された意見	提出者
義が希薄化」しているとする点に賛同いたします。 「公正競争に重大な影響を及ぼす業務は引き続き禁止」とする点に賛同いたします。 東西地域会社に課せられた地域に基づく県域業務規制の見直し検討自体は通信技術の進展にあわせ随時行われるべきと考えます。 その際にも、「公正競争に重大な影響を及ぼす業務」について、施設設置負担金で整備された資産を市場競争の中で優越的地位を得るために使用されないための枠組みが必要と考えます。 また、施設設置負担金で整備された資産は国民共有の資産であるため NTT が維持すべきで第三者への譲渡や処分は行われるべきではないと考えます。 例えば、NTT 東西の本来業務について、O S I 参照モデルにおけるレイヤー 3 以下のサービスを提供するインフラ事業（施設敷設基盤の設置・維持事業、光ファイバの設置・維持事業）に再定義することも検討可能と考えます。	
【対象】 論点 5-3 NTT 東西の分離 【意見】 （論点 5-2 本来業務の範囲と同内容） 「公正競争に重大な影響を及ぼす業務は引き続き禁止」とする点に賛同いたします。 東西地域会社に課せられた地域に基づく県域業務規制の見直し検討自体は通信技術の進展にあわせ随時行われるべきと考えます。 その際にも、「公正競争に重大な影響を及ぼす業務」について、施設設置負担金で整備された資産を市場競争の中で優越的地位を得るために使用されないための枠組みが必要と考えます。 また、施設設置負担金で整備された資産は国民共有の資産であるため NTT が維持すべきで第三者への譲渡や処分は行われるべきではないと考えます。 例えば、NTT 東西の本来業務について、O S I 参照モデルにおけるレイヤー 3 以下のサービスを提供するインフラ事業（施設敷設基盤の設置・維持事業、光ファイバの設置・維持事業）に再定義することも検討可能と考えます。	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
【対象】 論点 5-3 NTT 東西の分離 【意見】 ・ NTT 東西殿が統合された場合、NTT の競争力が更に高まり、小規模な地域の通信事業者等が淘汰に繋がることが想定されます。このことによ	株式会社トークネット

提出された意見	提出者
り、固定通信市場の寡占化が進み、中長期的には提供料金の高止まりやサービスの均一化、アクセス網の脆弱化など、国民の不利益につながる可能性があると考えます。 ・ NTT 東西殿の分離については、引き続き「禁止」することが必要と考えます。	
【対象】 論点 5-2 本来業務の範囲 論点 5-3 NTT 東西の分離 【意見】 ・ 仮に NTT 東西殿の業務範囲が拡大され、NTT 東西殿自ら ISP や移動系サービスが可能となった場合、コンシューマ市場・法人市場双方において、これまでの構造規制を前提に広く他の事業者が事業を営んでいる状況に多大な影響を与え、ひいては中長期的に他事業者が淘汰され、料金の高止まりやサービスの硬直化など、国民の利便性を損ねる可能性があると考えます。 ・ そのため、NTT 東西殿が公正競争に影響を及ぼす業務を行うことは、引き続き法規制により禁止することが必要不可欠だと考えます。 【意見】 ・ 仮に NTT 東西殿が統合された場合、巨大な資金力と顧客基盤などを背景に固定通信市場における市場支配力が高まることで、地域のアクセス回線提供の役割の一端を担う地域系通信事業者の淘汰につながることも想定され、固定通信市場の寡占化に繋がる可能性があると考えます。 ・ そのため、NTT 東西殿の分離に係る規律については引き続き維持されることが必要と考えます。	株式会社 QTnet
【対象】 論点 5-1 県域業務規制の扱い 論点 5-2 本来業務の範囲 【意見】 現在の県域業務規制は当時のメタル固定電話技術を前提とした制度であり、IP 化の進展に伴い県域を区分して考えることが実態にそぐわないとの点は理解できるものです。このため、県域業務規制の見直しを行うことについて異論はございませんが、これは NTT 東西の業務範囲について電話以外のサービスを制限なく拡大させていくことや、県域を越えてサービスを提供する行為を無制限に容認することに直結するものではないと考えます。 NTT 東西の業務範囲は「1. 現状と課題」でも「② NTT 東西は、NTT 法で別々の株式会社と規定されており、東西間の合併が禁止されるとともに、県内通信に限定する業務範囲規制（県域業務規制）により県をまたぐことが想定される移動通信事業や ISP 事業等を営むことが禁止さ	JCOM 株式会社

提出された意見	提出者
れている。これにより、新たに県をまたぐ移動通信事業を営むことが禁止されるだけでなく、全国で移動通信事業を営む NTT ドコモ等との合併も禁止されることとなる。」と記載されております。論点 5-2 本来業務の範囲に記載の通り、NTT 東西が業務区域において「他人の通信を媒介する電気通信業務」を広く実施可能と捉え、移動通信事業や ISP 事業等へ進出するようなことは容認されるものではありません。 今後、NTT 東西が線路敷設基盤等（局舎、電柱、とう道、管路、光ファイバ）を承継したまま、移動通信事業や ISP 事業等も含めて全国展開が行われた場合、現在でも競争上優位な立場にある NTT 東西の競争力がより強化され、他の電気通信事業者が競争上対抗できない状況となることを強く懸念します。 従って、移動通信事業や、ISP 事業などの業務については、引き続き禁止することが必要と考えます。	
【対象】 論点 5-2 本来業務の範囲 論点 5-3 NTT 東西の分離 論点 5-4 制度見直しの留意事項 【意見】 NTT 東西は、これまでの電話業務などを経て巨大な顧客基盤を保有していることから、仮に NTT 東西の業務範囲が拡大され、NTT 東西自ら ISP や移動系サービスが可能となった場合や NTT グループの商材を活用した一体営業等が可能となった場合、法人市場を中心に他の事業者が淘汰され、料金の高止まりやサービスの均一化など、国民の利便を損ねる可能性があると考えます。そのため、NTT 東西が公正競争に影響を及ぼす業務を行うことは、引き続き法規制により禁止することが必要不可欠だと考えます。 仮に NTT 東西が統合された場合、巨大な資金力などを背景に固定市場における市場支配力が高まることで、事業規模の小さい地域系通信事業者が淘汰され、固定通信市場の寡占化に繋がる可能性があると考え、NTT 東西の分離に係る規律については引き続き維持されることが必要と考えます。 公正競争を確保する観点より、NTT 東西の業務範囲に関する制度の見直しは制度的な空白が生じないよう進めていくことが必要と考えます。	株式会社 STNet

提出された意見	提出者
【対象】 論点 5-1 県域業務規制の扱い 論点 5-2 本来業務の範囲 論点 5-3 NTT 東西の分離 【意見】 ・ NTT 東西はすでに県内・県間を含めたサービス提供を行っていることに加え、PSTN マイグレにより、固定電話においても県内・県間の区別がなくなり、固定電話をご利用されているお客さまも県内・県間という区分を意識してサービスを利用しなくなることを踏まえれば、旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味をなさなくなっていることから、見直すべきと考えます。 ・ NTT東西の業務範囲規制については、次のように時代に合わなくなっており、見直していただきたいと考えます。 ・ NTT東西はすでに県内・県間を含めたサービス提供を行っており、PSTNマイグレにより、固定電話においても県内・県間の区別がなくなっていること ・ 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、通信・非通信に関わらず、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められること ・ 当社としては、上記課題を踏まえてNTT東西の業務範囲規制を見直しが必要と考えているものであり、NTT東西として移動体事業への進出やISP事業への進出、NTTドコモとの統合を行う考えはありません。 ・ 仮に、これらについて担保措置が必要ということであれば、電気通信事業法で NTT 東西の移動体通信事業・ISP 事業への進出禁止や NTT 東西と NTT ドコモとの統合禁止を規定していただいて構いません。 ・ NTT 東西分社時（1999 年）から、市場の環境は大きく変化しており、かつての NTT 東西の収益の柱であったメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN 等）は赤字が拡大し、さらに光サービスの純増についても今後の大幅な拡大は見込めなくなっています。 ・ こうした中で、NTT 東西が引き続き、光設備を維持・拡大し、他事業者へのネットワーク提供を低廉な料金水準で継続していくためには、さらなる事業成長とともに抜本的なコスト改革が必要となってきます。 ・ 上記を踏まえ、将来的に経営の必要に応じて NTT 東西の統合も経営戦略の選択肢の 1 つとして検討可能となるよう見直していただきたいと考えます。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 5-1 県域業務規制の扱い	個人

提出された意見	提出者
【意見】 NTT 東西の業務が県内通信に制限されてきたことで各種通信事業者が通信事業に参画できる仕組みがこの四半世紀以上整備されてきたという厳然たる事実がある。IP 化されても技術的にはデータ通信を県内通信に「閉じ込める」ことは可能であり IP 化の進展をもって県域業務規制を見なおして県間通信の全面解禁に舵を切るのは通信事業者の競争環境に大きな悪影響を与えるため反対である。	
【意見】 論点 5-3 NTT 東西の分離 【対象】 NTT 東西の分離は堅持すべきである。システムの統合ができないことはデメリットのように思えるが、メリットもある。例を挙げれば日本の電力網が 50hz/60Hz と分離していることによってシステムの効率は低くなっているようになっているように思われるが、50hz/60Hz 電力網が密結合になっていないために、システムが全域波及障害を受けるといことが避けられているというメリットもある。ラストワンマイルを担う事業者にもそのような視点が必要であると考えます。	個人
【意見】 論点 5-2 本来業務の範囲 論点 5-3 NTT 東西の分離 【対象】 「NTT 東西には、これまで禁止されてきた移動通信事業や ISP 事業など、公正競争に重大な影響を及ぼす業務は引き続き禁止することが必要」とする、本論点整理案に賛同します。 我が国の移動通信事業・ISP 事業については、特別な資産を活用しなければ、事業を行うことが困難です。現状の公正競争環境は NTT 法に基づく業務範囲規制等の組織に対する規制と、電気通信事業法に基づく非対称規制等による公平な設備利用の規定の両輪により確保・維持されており、引き続き NTT 東西殿の本来業務の範囲は限定すべきです。 NTT 東西殿は競争による非効率性の排除が働きづらい位置にあり、政策による非効率性の排除が求められるところ、NTT 東西殿の分離には本論点整理案にあるような効果が期待されるため、引き続き分離を維持すべきと考えます。	ソフトバンク株式会社
【対象】 論点 5-1 県域業務規制の扱い 論点 5-2 本来業務の範囲	KDDI 株式会社

提出された意見	提出者
論点 5-3 NTT 東西の分離 論点 5-4 制度見直しの留意事項 【意見】 ・時代に即した業務範囲規制の在り方について議論を行うことに異論はありませんが、NTT 東西が「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を保有したまま、活用業務を本来業務とすることは、公正な競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、慎重な議論が必要と考えます。 ・2025 年の PSTN（回線交換網）の IP 網への完全移行により、マイラインが廃止され NTT 東西が全国一律料金で電話を提供する時代となれば、県内通信に限定する業務範囲規制については、固定通信の提供範囲を東日本／西日本管内に限定する規制へと見直すことも検討の余地があると考えます。 ・一方で、ブロードバンド時代においても不変の競争構造（「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」に起因する優位性を核とするグループ市場支配力の存在）を踏まえ、組織・経営形態等の事業領域規制は維持する必要があると同時に、更なる規律強化や構造的措置による競争環境の一層の整備を目指すべきと考えます。 ➢ NTT 東西が「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を保有し続ける限りにおいては、NTT 東西の事業領域規制は残すべきであり、ISP、移動体や放送事業への進出は、これまで同様、禁じられるべき。 ➢ NTT 再編成が本来目指した、構造的な競争環境の実現。 ・NTT データや NTT ドコモの完全資本分離や持株会社の廃止 ・「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を保有する NTT 東西の資本分離 ・電気通信事業者ではない持株会社を電気通信事業法で規律することはできないため、NTT 法を残す必要があると考えます。例えば、NTT 持株と NTT 東西、または NTT データ（ソリューションビジネス：非電気通信事業）との合併等を事業法で規制できるのか、といった課題があります。 ・また、「制度的な空白が生じないようにする必要がある」ために、規律の新設の前に、既存の規律の廃止を行うべきでないと考えます。 ・NTT と他事業者との公正競争環境の確保のためには、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を保有する NTT 東西と他のグループ会社との事業再統合の防止が必要であり、NTT 法の業務範囲規制や合併等の認可手続きは今後も引き続き必要と考えます。 ・なお、NTT 法の業務範囲規制は、例えば、NTT 東西と NTT ドコモの合併禁止のみならず広範な規制効果を有しており、電気通信事業法での対処は現実的ではないと考えます。	
【対象】 論点 5-1 県域業務規制の扱い 論点 5-2 本来業務の範囲	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

提出された意見	提出者
論点 5-3 NTT 東西の分離 論点 5-4 制度見直しの留意事項 【意見】 電話サービスにおいては、県内県間の料金が統一されたことを受けて、県域業務規制の見直しは良いと思いますが、それ以外のサービスについては別途検討が求められると思います。 NTT 東西による ISP 事業は公正競争の観点から ISP 事業者に深刻な影響を及ぼすことから引き続き禁止が必須と考えます。 これまで各通信事業者間の競争環境が保たれていることで供給価格が低廉化し市場が拡大して来ました。NTT 東西の ISP 展開により ISP 事業者が衰退・淘汰されれば NTT 東西の経営効率・コスト効率優先の経営のもと、提供料金の低廉化が進まないだけでなく、高騰する可能性さえあることは独占(寡占)状態の市場では常に起こっていることであり、国民の利益・利便性の損失につながると考えます。 特に地方の ISP は、「自動車の修理工場」と同じく、必ずしも利益を優先しない地域の利用者に寄り添ったサポートをはじめ、現場に人がいなければ解決も出来ない問題を解決する役割を担ってきました。NTT 東西においては、地方の窓口が減少されてしまっています。現状においても地方は IT 人材が減少して困窮しているところ、地域の ISP が立ちゆかなくなれば人材は皆無となります。そのような状況で地方の DX や田園都市国家が成立するとは思えません。 また、地域に NTT とは資本関係のない電気通信事業者がいることで、分かってくることや出てくる情報があります。例えば、現状でも「東京」と「大阪」本社へは地域の通信環境や NTT 回線の不具合などの実情がタイムリーに伝わっていないため地域における工事の大幅な遅延や長期間の工事受付停止などが起こっても対応が出来ない、または時間を要するケースがあり、これらは地方にいる通信事業者が声を上げることで解決を促すことが出来た例もあります。 公正競争に重大な影響を及ぼす業務を検討する前に、これまでの NTT ドコモによる NTT ぷららや NTT レゾナントの吸収など NTT の実施して来た経営政策の公正競争に及ぼす影響の検証をしっかりと行なう事が優先されるべきと考えます。 公正競争に影響を及ぼす業務を抽出したとしても抜け穴が生じる懸念があるため、現行の NTT 法を維持する事が適当と考えます。 現状市場で圧倒的な支配力を持つ NTT 東西が統合される事により、ブランド力を生かした営業活動、また経営効率・コスト効率を優先される経営のもと、競争事業者に深刻な影響が生じる可能性が高く、公正競争の観点から極めて大きな懸念が生じると考えます。公正競争が損なわれれば 論点 5-2 本来業務の範囲に記載の通り国民の利便性、利益が損なわれる事から NTT 東西の合併は禁止されるべきと考えます。 NTT 法の廃止を前提事項として規律の廃止と新設を一体的に進める検討を行うのであれば、反対します。 まずは NTT 法廃止に反対する主張に対し、今後どのように取り組んでいくか方針案を示していただきたく存じます。	

論点 6 NTT 東西等の地域電気通信業務以外の業務

提出された意見	提出者
【対象】 論点 6-1 NTT 東西の地域電気通信業務以外の業務 【意見】 電気通信事業法と NTT 法の下、指定電気通信設備制度、接続や卸の整理等、電気通信市場における競争ルール整備が行われてきた。その基礎となった固定系のアクセス回線のボトルネック性、移動系の電波の有限希少性等に大きな変化はなく、NTT 東西の地域網、MNO の無線網の開放を確保するルールの維持が必要である。 また、現在の競争ルールは固定系と移動系に分かれているが、NTT 東西による地域電気通信業務以外の業務が認められた場合には、固定系と移動系の枠を越えた市場支配力の濫用が新たに生じる可能性がある。 仮に、NTT 東西の業務範囲を規定する NTT 法を大きく見直すのであれば、これまでの競争の枠組みを大きく変えることになるため、現在指定電気通信設備制度で行われているドミナント規制の抜本的な見直しが必要と考える。	一般社団法人テレコムサービス協会
【対象】 論点 6-1 NTT 東西の地域電気通信業務以外の業務 【意見】 「公正競争阻害のおそれがある」といった懸念が示されている」点に賛同いたします。 「地域課題に対するトータルソリューション」のための業務という包括的な定義においては、ほぼ全ての業務が解釈に含まれ得ることから規制の迂回が可能になると考えられます。	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
【対象】 論点 6-2 NTT 持株による事業の実施の在り方 【意見】 「公正競争上の懸念が生じるため、認めるべきでないと考えられる」点に賛同いたします。 施設設置負担金で整備された資産を市場競争の中で優越的地位を得るために使用されないための枠組みが必要であり、回線事業と、上位レイヤの移動通信事業、ISP 事業、放送事業等は分離すべきと考えます。これが担保されることで、消費者に対し多様な事業者が競争する中で多様で	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

提出された意見	提出者
安価なサービスの提供が可能となると考えられます。 具体的には、NTT グループ内で「ドコモ光セット割」など携帯電話・FTTH のセット割引が行われており、結果的に「ドコモ光」が国内の FTTH サービスブランド別シェアで最多となっています（MM 総研、「ブロードバンド回線事業者の加入件数調査」（2023 年 3 月末時点）） また、集合住宅等に対しては「フレッツ光全戸加入プラン」として「フレッツ光」と「フレッツ・テレビ 建物一括契約プラン」等が同一営業されており「特別価格」として提供されています。移動通信と ISP に加え、放送サービスなどが上位レイヤとして考えられ、技術進化により将来には、新たな上位レイヤサービスも生まれるものと考えます。NTT 東西の光回線部門と NTT グループの上位レイヤの事業との分離に加え、NTT 東西による上位レイヤ事業のサービスとの一体営業についても検証が必要と考えます。 NTT ドコモ、NTT 東西は NTT 持ち株会社の完全子会社であり、同一資本の企業が回線事業、移動通信事業と ISP 事業を提供していることとなります。実質的に業務分割規制の迂回が可能となっていることから、NTT 法に定められた業務分割規制の目的を達成するための見直しが必要と考えます。	
【対象】 論点 6-1 NTT 東西の地域電気通信業務以外の業務 【意見】 2020 年に NTT グループは、NTT 持株による NTT ドコモの完全子会社化を行いました。この行為は NTT グループが、NTT 法等に直接的な禁止規制がなければ、過去の NTT 分割民営化の精神を無視してでも自社の方針を実行することを如実に示しています。 「公正競争への支障」が生じない範囲との記載がありますが、「公正競争への支障」だけでは基準は明確ではありません。基準が明確にされなければ、NTT ドコモの完全子会社化と同様に、NTT 東西は「公正競争への支障」は生じないと主張し業務範囲をなし崩し的に拡大させる恐れが十分にあると考えます。 また、NTT が「地域産業の活性化や地方創生の推進のため、地域課題に対するトータルソリューションの提供を求められることから、地域電気通信業務以外の業務も可能になるよう業務範囲規制を見直すよう要望」とありますが、地域課題の解決に努めている企業はケーブルテレビを含め NTT 東西以外に多数存在します。こうした地域企業にとって NTT グループは、豊富な人的資源や高い技術力、購買力などを持つ強大な組織であるだけでなく線路敷設基盤を軸とし隅々までのアクセスインフラを保有する事業者です。地域に対する圧倒的な競争力と影響力をもつ NTT 東西が無制限に市場へ参入することは、地域に根差した企業の経営を圧迫することになる恐れがあると危惧します。 こうした経緯や企業グループとしての組織力を踏まえ、活用業務を広範に認めることや地域産業の活性化を理由にした業務範囲の拡大に反対します。 今後、活用業務の「公正競争への支障」について総務省の審議会等において議論がなされる場合には、十分な納得性と明確な基準が示され、	JCOM 株式会社

提出された意見	提出者
最終的に制度として明示的に記載されることが必要であると考えます。	
【対象】 論点 6-1 NTT 東西の地域電気通信業務以外の業務 論点 6-2 NTT 持株による事業の実施の在り方 【意見】 ・ 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、通信・非通信に関わらず、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT 東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう業務範囲規制を見直していただきたいと思います。 （例）漁業の地域創生の場合、NTT 東西は、漁業に関連する通信システム（遠隔水温センサ等）を提供することはできるが、非通信の分野（養殖施設の構築や養殖指導等）を含めたトータルな貢献ができない ・ 持株会社の業務範囲が、NTT 法により「株式の保有、地域会社への助言・あっせん・その他の援助、研究」に限定されているため、国際事業は今後の主力事業であるにも関わらず、定款に記載できず、「その他の援助」の位置づけとなっています。 ・ 研究所が持株会社に属しているにもかかわらず、NTT 法により、持株会社は事業を行うことができないため、研究成果を事業化する際に、立ち上げ時のリスクを自らにとって推進できず、いわゆる「死の谷」を越えられないケースもあります。 ・ これまで NTT は、新たな事業等を立ち上げる際、自らもしくはパートナーと連携して子会社や合併会社を設立する等の方法によって展開してきましたが、NTT 持株が事業を実施できるように見直しを行い、機動的な事業展開を可能としていただきたいと思います。 ・ なお、NTT 東西については、ドコモとも持株とも一体化する考えはありません。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 6-1 NTT 東西の地域電気通信業務以外の業務 【意見】 通信政策特別委員会（第 10 回）における当社説明の通り、特別な資産を承継している以上、NTT 法第 1 条に規定する「適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保」という目的は現在かつ将来にわたり不変であり、本来業務以外への事業拡大を進めることで上記目的に支障をきたすことがあってはならないと考えます。また、活用業務の内容によってはボトルネック設備の利用の公平性を損なわれ、公正競争に支障をきたすおそれもあります。 したがって、これまでどおり NTT 東西の本来業務の範囲を規定しつつ、活用業務は例外的に許容する位置付けを維持すべきです。 なお、現行の NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン（以下、「活用業務ガイドラインとする）含め、NTT 法第 2 条第 6 項に基	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
づく活用業務の運用には以下の懸念があります。 ・ 活用業務ガイドラインにて示される「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内」の基準が「A 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT 東西の財務を圧迫 し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合 」「B 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合」と抽象的であること ・ 「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること」については、届出後の事後的な検証が行われていないこと。例えば、活用業務の届出事項として「業務の収支の見込み」を記載 する必要があるものの、実際に活用業務が実施された後の継続的な確認等は行われていない。 ・ 2011 年の NTT 法の改正で事前届出に緩和されたことで、制度規定当時と比べて審査が緩くなっていること NTT 持株殿の説明から、今後活用業務の積極的な活用・規模の拡大が想定されるところ、現状の運用では本来業務及び公正競争への支障が生じるおそれがあると考え、活用業務ガイドラインの具体化や審査の強化が必要と考えます。 加えて本件の検討にあたり、そもそも業務範囲の拡大は地域通信市場において競争が確実に進展することが見込まれる場合に認められるべきものである（※参考 1）とされていること、活用業務相当の業務は同一グループ内の NTT コミュニケーションズ株式会社殿（以下、「NTT コム」）や株式会社 NTT ドコモ殿（以下、「NTT ドコモ」）等の NTT 法の規制の対象外である事業者を通じて行う余地が十分ある（※参考 2）ことも踏まえるべきであり、本論点整理案においてもこの点明確にすべく、以下のとおり追記すべきと考えます。 【修正案】 ➤ このような制約の中で、地域課題に対するトータルソリューションの提供といった地域電気通信業務以外の業務が、NTT 法上、活用業務で実施可能かは必ずしも明確ではないこと ➤ <u>過去の答申では、業務範囲の拡大は地域通信市場において競争が確実に進展することが見込まれる場合に認められるべきものと整理されていること</u> ➤ <u>NTT の同一グループ内には、NTT 法の規制対象外であり自由に事業を行うことができる事業者が存在すること。実際に地域課題に対するソリューションなどを行なっている事業者が存在すること</u> （※参考 1） I T 革命を推進するための電気通信事業における 競争政策の在り方についての第一次答申（2000 年 12 月 21） p.43 地域通信市場において競争が確実に進展することが見込まれる場合には、東・西 NTT の経営目的や本来事業に支障がない範囲であれば、公	

提出された意見	提出者
正競争条件が確保される中で、インターネット関連サービスなど、今後成長性が見込まれる新事業領域への業務拡大が認められるべきである (※参考 2) 下記の電気通信市場検証会議 (第 25 回) NTT 持株説明資料 p.11 において、NTT ドコモ殿を総合 ICT 企業へと進化させ法人営業力・サービス創出力などの強化を行うことで、電気通信事業以外の業務も行っていくことが表明されている ドコモの完全子会社化の目的・取組み  ■ ドコモは、コミュニケーションズ・コムウェア等の能力を活用し、新たなサービス・ソリューションおよび6Gを見据えた通信基盤整備を移動固定融合型で推進し、上位レイヤビジネスまでを含めた総合ICT企業へと進化 ■ 以下の取組みを推進し、産業の国際競争力強化、社会的課題の解決、安心・安全な通信基盤の確保、情報通信産業の発展と顧客満足度の高いサービスの実現に貢献 ① 法人営業力の強化 ✓ 移動固定融合型の新サービス創出 ✓ クラウド・データ連携による融合ソリューションの創出 ② サービス創出力の強化 ✓ パートナーとの協創によるスマートライフ事業強化と新事業創出 ✓ ソフトウェア開発力の強化とユーザエクスペリエンス向上 ③ コスト競争力の強化 ✓ ネットワークや建物、IT基盤等に係るリソースやアセットの最適化 ④ 研究開発力の強化 ✓ 6G時代の移動・固定を跨るコアネットワーク ✓ IOWN構想の実現 ✓ O-RAN + v RANに係る研究開発 Copyright 2021 NTT CORPORATION 11	
【対象】 論点 6-2 NTT 持株による事業の実施の在り方 【意見】 「NTT 東西の市場支配力の他市場へのレバレッジや複数市場にまたがるジョイントドミナンス等を可能とする事業を NTT 持株が行うこととなれば、公正競争上の懸念が生じるため、認めるべきでないと考えられる」とする、本論点整理案の記載に賛同します。	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
一方で、「研究成果の事業化など公正競争上の懸念が生じないケースについては、これを認めても特段の支障が生じないとも考えることもできる」という点については、研究成果の事業化と公正競争上の懸念が生じないことの関係性が不明確です。 そもそも、過去の整理では「NTT 持株殿の運営方法として、できるだけグループ各社の自由な経営判断を尊重し、グループ内の競争を促進させる方向でのグループ運営が求められる」と整理されていた（※参考 1）ことや、グループ内には NTT 法の規制対象外事業者も多数存在しこれら事業者の活用余地が十分あるものと考え、NTT 持株殿の業務範囲規制を緩和する必要性はなく、現状を維持すべきと考えます。 なお、電気通信事業者ではない NTT 持株殿への業務範囲規制を維持するためにも NTT 法の維持が不可欠であることも法形式の在り方を検討するうえで重要な視点であると考えます。 （※参考 1） I T 革命を推進するための電気通信事業における 競争政策の在り方についての第一次答申（2000 年 12 月 21 日） p.43 持株会社の在り方そのものの検討とは別に、当面の措置として、持株会社の運営方法として、できるだけグループ各社の自由な経営判断を尊重し、グループ内の競争を促進させる方向でのグループ運営が求められる。	
【対象】 論点 6-1 NTT 東西の地域電気通信業務以外の業務 【意見】 ・ 時代に即した業務範囲規制の在り方について議論を行うことに異論はありませんが、NTT 東西が「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を保有したまま、活用業務を本来業務とすることは、公正な競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、慎重な議論が必要と考えます。 ・ 2025 年の PSTN（回線交換網）の IP 網への完全移行により、マイラインが廃止され NTT 東西が全国一律料金で電話を提供する時代となれば、県内通信に限定する業務範囲規制については、固定通信の提供範囲を東日本／西日本管内に限定する規制へと見直すことも検討の余地があると考えます。 ・ 一方で、ブロードバンド時代においても不変の競争構造（「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」に起因する優位性を核とするグループ市場支配力の存在）を踏まえ、組織・経営形態等の事業領域規制は維持する必要があると同時に、更なる規律強化や構造的措置による競争環境の一層の整備を目指すべきと考えます。 ➢ NTT 東西が「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を保有し続ける限りにおいては、NTT 東西の事業領域規制は残すべきであり、ISP、移動体や放送事業への進出は、これまで同様、禁じられるべき。 ➢ NTT 再編成が本来目指した、構造的な競争環境の実現。 ・ NTT データや NTT ドコモの完全資本分離や持株会社の廃止	KDDI 株式会社

提出された意見	提出者
・ 「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を保有する NTT 東西の資本分離 ・ 電気通信事業者ではない持株会社を電気通信事業法で規律することはできないため、NTT 法を残す必要があると考えます。例えば、NTT 持株と NTT 東西、または NTT データ（ソリューションビジネス：非電気通信事業）との合併等を事業法で規制できるのか、といった課題があります。 ・ また、「制度的な空白が生じないようにする必要がある」ために、規律の新設の前に、既存の規律の廃止を行うべきでないと考えます。 ・ NTT と他事業者との公正競争環境の確保のためには、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を保有する NTT 東西と他のグループ会社との事業再統合の防止が必要であり、NTT 法の業務範囲規制や合併等の認可手続きは今後も引き続き必要と考えます。 ・ なお、NTT 法の業務範囲規制は、例えば、NTT 東西と NTT ドコモの合併禁止のみならず広範な規制効果を有しており、電気通信事業法での対処は現実的ではないと考えます。	
【対象】 論点 6-2 NTT 持株による事業の実施の在り方 【意見】 ・ NTT 持株の果たす役割としては以下のとおりと考えており、現状の業務範囲や責務の在り方を変更する必要性はないと考えます。 ➢ NTT 東西の株式総数を保有する NTT 持株についても、その株主権の行使にあたっては、NTT 東西による「あまねく電話」が適切かつ安定的に提供されること ➢ NTT 持株は、グループ利益の最大化という利益追求の動機によって NTT 東西の経営に必要な助言等を行うことを通じて、積極的に「あまねく電話」に寄与し、公益に合致させること ➢ NTT 持株は、研究開発についても、サービスや商品開発に直ちに結びつかない基礎的研究の部門を、電電公社から一体として引き継いでおり、この分野の研究は、多様な主体による研究競争が期待できないことから、基礎的研究を一元的に引き継ぐ NTT 持株が研究開発の推進を引き続き行い、我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与すること ・ また、NTT 持株が事業を実施することにより、実質的なグループ一体化につながるおそれがあるため、認めるべきではないと考えます。 ・ さらに、NTT 持株が自由に事業を実施した結果、当該事業によって失敗した場合には、その損失補填のために、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を譲渡するおそれもあるため、認めるべきではないと考えます。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 6-1 NTT 東西の地域電気通信業務以外の業務 論点 6-2 NTT 持株による事業の実施の在り方	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

提出された意見	提出者
【意見】 地域課題に対するトータルソリューションの提供など通信関連サービスは、本来 NTT 東西自らが行うよりも、地域の多様な事業者により行われることが望ましいと考えます。 公社から受け継いだブランド力で営業を行うことで、一般他社の事業機会を逸することがあれば、公平性を欠いていると言わざるを得ませんが、既にそのような状況になっています。更に活用業務制度を撤廃し NTT 東西自らが行うことは、地域の中小事業者の事業機会を失わせる可能性が非常に高いと言えます。その意味においても活用業務制度を維持し、NTT 東西がどのような事業を行っているかを把握、確認することは重要と考えます。回線からサービスまで垂直統合されてしまい、実質地域に競合他社がいない環境が出来てしまえば、その地域における IT 関連コストは莫大なものになるばかりか、草刈場になった後には人材がおらずメンテナンスも出来ない状況になることは日本の国力としても大きな問題になります。 活用業務の制度を厳格化し、提供使用している業務内容の検査や期間、公正競争を阻害する可能性はないかなどについて細心の注意を払った検証がなされるべきだと考えます。 論点 5-2 や論点 6-1 で NTT 東西やドコモ等に禁止規律を設けても、持株が事業を実施することで禁止規律が実質的に無効化されれば ISP や通信事業者の公正競争に影響を与えることになります。規律を策定しても形骸化され、新たに制度の抜け穴を設けるような扱いを認めるべきではないと考えます。	

論点 7 NTT のグループ経営における公正競争環境の確保

提出された意見	提出者
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等 論点 7-2 NTT に対する累次の公正競争条件の在り方 【意見】 アクセス部門を NTT から資本分離し、すべての電気通信事業者が電電公社時代の線路設備基盤に設置された設備を公平に利用できる環境を実現すべきと考えます。 NTT 東西に課せられている第一種指定電気通信設備保有事業者としての義務は、NTT 法における責務と両輪で実現されていると認識しており、その観点からも NTT 法は廃止すべきではないと考えます。	アルテリア・ネットワークス株式会社

提出された意見	提出者
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等 【意見】 (アクセス部門の分離による懸念) NTT 東西のアクセス部門の資本分離は、設備の独占回帰が進み、公正な競争環境が維持出来なくなり、設備面での競争が無くなることにより、将来的にはサービス料金の高止まりやキャリアダイバーシティの維持困難等によるインフラの脆弱化が懸念され、結果的には国民の不利益に繋がると考えます。	株式会社エネコム
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等 【意見】 ・ 光ファイバ料金の適性性や提供の公平性は、電気通信事業法や NTT 法等により担保されていると考えられることから、アクセス部門の分離を講じる必要性はないと考えます。 ・ 目指すべき情報インフラの将来像の実現に向けて、料金の低廉化、高い信頼性（複数の事業者によるダイバーシティの確保）を推進していくためには、事業者間の公正な競争環境を確保することが必要不可欠と考えます。	北陸通信ネットワーク株式会社
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等 【意見】 ・ アクセス網の資本分離・アクセス会社の設立には、多大な移行コスト等がかかることが想定されます。また、光ファイバ料金の適性性や提供の公平性は、現行の電気通信事業法や NTT 法等により担保されていることから、アクセス部門の分離を講じる必要性はないと考えます。 ・ 目指すべき情報インフラの将来像の実現に向けて、料金の低廉化、高い信頼性（複数の事業者によるダイバーシティの確保）を推進していくためには、事業者間の公正な競争環境を確保することが必要不可欠と考えます。	北海道総合通信網株式会社
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等	オブテージ株式会社

提出された意見	提出者
【意見】 ・ 仮に NTT 東西殿の光ファイバを含むアクセス網が資本分離され、アクセス網を承継するアクセス会社が設立された場合、地域の小規模な事業者の淘汰に繋がることも想定され、設備競争が減退し、中長期的には料金の高止まりやサービスの均一化、インフラの脆弱化など、国民へ不利益を及ぼすおそれがあるものと想定しております。 ・ 加えて、アクセス網の資本分離・アクセス会社の設立には、多大な移行コスト等がかかることも想定され、電気通信事業法等により光ファイバ料金の適正性・提供の公平性が確保される場合は、設備競争の減退リスクや多大な移行コスト等をかけてまで、アクセス網の分離を講じる必要性はないものと考えます。 ・ 今後も引き続き、情報通信インフラのあまねくエリア展開・維持や料金の低廉化、高い信頼性・ダイバーシティの確保を推進していくために、様々な事業者による設備競争が公正に機能する環境が確保されることが必要不可欠と考えます。	
【対象】 論点 7-2 NTT に対する累次の公正競争条件の在り方 【意見】 昨年 8 月に公表された「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和 5 年度）」において、市場支配的な電気通信事業者に対する確認として、禁止行為規制の対象事業者である NTT ドコモによる NTT レゾナントの吸収合併後の遵守状況や取組み等を必要に応じ検証する旨が示されているところ、市場支配的事業者（第一種指定事業者や第二種指定事業者のうち禁止行為規制の対象となる事業者）である NTT グループ内の指定事業者各社がその特定関係法人与合併し、又はその特定関係法人から事業譲渡を受ける場合、市場競争に影響を及ぼすおそれがあると考えられる。 この点、市場支配的事業者である NTT グループ内の指定事業者各社がその特定関係法人与合併し、又はその特定関係法人から事業譲渡を受ける場合は、公正な競争環境の確保のために、以下の取組みが必要と考える。 ・ 情報の目的外利用規律から外れる情報の利活用による競争影響について、定期的な検証 ・ 指定事業者の提供するサービスについて、より重点的なスタックテストによる検証 ・ 指定事業者の提供する卸役務や営業協力、販売代行などの適正性に関する定期的な検証 また、市場支配的事業者の持つ市場支配力を踏まえれば、市場全体の競争構造に大きな影響を与え得ることから、NTT 東西の統合を含め、市場支配的事業者とその特定関係法人の合併や事業譲渡等の際は、総務省による審査や検証などの事前・事後措置を講じることが必要不可欠であると考えます。 NTT 法・電気通信事業法の見直しについて、NTT の経営の自由度を高める法改正は、NTT の独占回帰を進め、公正な競争環境が維持でき	一般社団法人テレコムサービス協会

提出された意見	提出者
ず、結果として国民の利益が損なわれる懸念がある。このため、公正な競争環境を確保するための十分な議論が必要との考えである。	
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等 【意見】 過去に国民が施設設置負担金を支払う形で整備されてきた設備については、我が国の情報通信の普及発展に大きく貢献するとともに、民営化後も他事業者にも貸し出され、多様な競争事業者がサービスを提供する中で情報通信サービスの発展に大きく寄与してきたと評価されます。 他方、ケーブルテレビ等の競合事業者は、通信・電力用の電柱・とう道等を一部利用しつつも自営柱、線路等のインフラを自社の経営努力の中で整備してきております。 公的な資産を継承した事業者と、新規で整備を行う事業者の間で公平な競争条件が確保されることが必要と考えられます。特に電柱の共架、ダークファイバーの利用については透明かつ公平な運用が必要と考えます。 この中で、地域によっては電柱の新設が制限されている場合もあり、今後も設置の制限が厳しくなると想定されます。 既設の設備において、ケーブルテレビ事業者等の他の事業者が添架などの利用を求める場合、透明性、公平性、迅速性を持って認めるべきと考えます。条件が合わず利用申請が不可となることもあり、より透明で予見可能な方法で利用可能となることが望ましく制度的担保が必要と考えます。特に線路敷設基盤（電柱・洞道）については、整備計画、審査基準に関する情報開示と第三者による監査強化が必要と考えます。	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等 【意見】 ・ 仮に NTT 東西の光ファイバを含むアクセス網が資本分離され、アクセス網を承継するアクセス会社が設立された場合、地域の小規模事業者の淘汰に繋がることが想定されます。このことにより設備競争が減退、中長期的には料金高止まりやアクセス網の脆弱化、さらには災害対応の鈍化など、国民の不利益につながる可能性があると考えます。 ・ また、アクセス網の資本分離・アクセス会社の設立には、多大な移行コスト等が必要と想定されます。既存の法制度（電気通信事業法および NTT 法等）で光ファイバ料金の適正性・提供の公平性が担保されていることを踏まえると、追加コスト発生および料金高止まり、脆弱化などのリスクを抱えてまでアクセス網の分離を講じる必要性はないと考えます。	株式会社トークネット
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等	株式会社 QTnet

提出された意見	提出者
【意見】 ・ 仮に NTT 東西殿の光ファイバを含むアクセス網が資本分離され、アクセス網を承継するアクセス会社が設立された場合、当該会社の持つ既存設備の規模・顧客基盤を背景に地域固定通信市場における市場支配力が高まり、地域のアクセス回線提供の役割の一端を担う地域系通信事業者の淘汰につながることも想定され、固定通信市場の寡占化に繋がる可能性があると考えます。 ・ 様々な事業者による設備競争が公正に機能する環境が確保されることが、エリア展開・維持、料金の低廉化、高い信頼性・ダイバーシティの確保のためには必要不可欠と考えます。	
【対象】 1. 現状と課題 【意見】 当社は NTT の完全民営化には反対の立場であり、それを前提とする NTT 東西のアクセス部門の資本分離に対してはコメントを控えますが、NTT 東西が保有する線路敷設基盤の他の通信事業者の利用に関して、当社の考えを述べさせていただきます。 NTT 東西以外の通信事業者が幹線敷設のために自ら全ての電柱を立てインフラを構築することは、道路占有許可や経済的にも現実的ではなく、NTT 東西や電力会社が所有する電柱を利用してインフラを構築しています。 そのため電柱を所有する NTT 東西にも電柱の利用申請を行い、NTT 東西にて強度審査が行われますが、結果的に「強度不足（申請したケーブルを添架するための電柱強度が足りない）」を理由として不承諾とされることがあります。 実際にどの程度強度が不足しているか等の具体的な数値は開示されないため、当社側で強度を推測して設計し直し再申請することになります。強度不足の理由が解消されずに申請が認められない場合もあるほか、最終的に承認される場合でも相当な時間を要します。 設備利用を希望する事業者にあらかじめ基準を示すなど、設計や申請がしやすいように運用を見直すことで、電柱の利用を希望する事業者のみならず、申請を受け付ける NTT 東西の双方にとって効率化につながり、ひいては、早期のインフラ構築実現や事業者サービスの利用を希望するお客さまの利便性の向上につながると考えます。 公正競争環境の確保の一環として、NTT 東西が線路敷設基盤の利用を希望する事業者に対し電柱利用の許容条件等の基準を開示していただくことを要望します。	JCOM 株式会社
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等	株式会社 STNet

提出された意見	提出者
【意見】 NTT 東西の光ファイバ等を含むアクセス部門が資本分離され光ファイバに特化したアクセス光インフラ設備事業者が設立された場合や NTT 東西が一体となって運営する場合、NTT 東西が保有する光ファイバを国有化し、事業者に運営を委託する場合、このいずれにおいても、その強大な市場支配力によって、光ファイバの設備競争が減退し、地域の事業者が淘汰される恐れがあります。このため、設備の効率化インセンティブが失われ、設備利用料金が下方硬直的になり、ひいては最終利用者の料金が高止まりすることも懸念され、サービス競争や利用者の利便性に悪影響を与えることになります。 このため、NTT 東西の光ファイバ等を含むアクセス部門の資本分離や NTT 東西が一体となった運営、また NTT 東西が保有する光ファイバを国有化し事業者へ運営を委託することは行われるべきではないと考えます。	
【対象】 論点 7-2 NTT に対する累次の公正競争条件の在り方 【意見】 NTT の経営の自由度を高めることは、同社の経営力向上や研究開発の促進といった観点では重要ではあります。 しかし一方で巨大な調達力を持ち、それぞれの市場で大きなシェアを持つ企業群が自由に事業展開できることになると、公正な競争環境を維持できなくなる恐れがあることから、抑制的に考えるべきです。仮に見直しを行う場合においては、NTT の独占回帰につながらないよう定期的な検証・見直しが必要であると考えます。	株式会社 STNet
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等 【意見】 本議論に関して当社のような地域で事業を担う事業者が恐れるのは、利用者が少ないことや、むしろ地域の方が保守コストがかかることを理由に、地域のコロケーションやダークファイバーの利用料などが都会に比べて不公平な料金体系になることである。 ボトルネック設備については、むしろ利用者が少ない地域においてこそ安価にすべきであり、その約束を法で縛ることができないのであれば、国を主導としたインフラ会社を設立し、地域を慮る料金体系に関する国の意向が反映されるようにすべきである。	関西ブロードバンド株式会社
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等	日本電信電話株式会社

提出された意見	提出者
【意見】 ・ 公正競争条件は、電気通信事業法で規定されており、現に、NTT東西の光ファイバやNTT東西が所有する電柱・管路・とう道や局舎スペース等を公平・公正に貸出しています。引き続き、NTT東西は、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に対して公平にネットワークの提供等を行っていく考えです。 ・ NTT東西は、様々な事業者にネットワーク提供を行っており、接続ではNTT東西それぞれ100社以上、卸ではNTT東西それぞれ600社以上の事業者と取引をさせていただいています。NTT東西にとって、引き続き様々な事業者との取引を継続・拡大していくことが重要であり、その点からも特定の事業者ではなく、すべての事業者に対して公平にネットワーク提供を行っていくことが必要と考えています。 ・ なお、当社として、NTT東西とNTTドコモを統合する考えはありませんが、担保措置が必要ということであれば、電気通信事業法でNTT東西の移動体通信事業・ISP事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモの統合禁止を規定していただいて構わないと考えます。 ・ こうした措置を講じることで、ご指摘されているような「NTT東西とNTTドコモ等の連携が容易となり、モバイル市場等の公正競争の確保に重大な影響」は想定されなくなるものと考えます。 ・ なお、NTT東西のアクセス部門の資本分離については、以下の理由から不要であり、これまでの設備競争と公正競争条件の中で基盤整備・高度化を進めていくことが最も適切であると考えます。 ➤ 情報通信基盤は、マーケットのニーズを踏まえつつ、技術革新を取り込みながらコスト効率の高いネットワークを構築し、その品質水準を維持・向上していくことが必要であり、NTT東西は、これまで、光をはじめとした様々なサービス開発・提供とネットワークの構築・高度化に両輪で取り組むことで、我が国における世界最高水準のFTTH環境の構築に貢献してきました。 ➤ 加えて、CATV事業者や電力系事業者等の設備設置事業者との設備競争を通じて、我が国の光カバー率99.8%やサービスの高度化が達成されてきたものと認識しています。 ➤ 上記を踏まえれば、引き続き、これまでの体制・競争環境の中でネットワークの拡大・高度化・提供に取り組んでいくことが最も適切と考えます。 ➤ NTT東西は、今後とも、IOWN・APN等の構築・実装等を通じ、世界に先駆けた高度な基盤を構築するとともに、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に対して公平にネットワークの提供等を行っていく考えです。 ➤ なお、資本分離等を行うことは、以下のリスク等を招くことから、実施すべきでないと考えます。 ① お客様ニーズを踏まえた設備やサービスの改善や、IOWN等の新たな技術の積極的な導入によるネットワークの高度化が進まない ② 投資インセンティブが働かなくなり設備構築・拡大が停滞するとともに、コスト効率化や品質維持・向上も見込めない ③ お客様への最終的なサービス提供上の責任者が不明確となり、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす等、安定的なサービスの維持が困難になる	

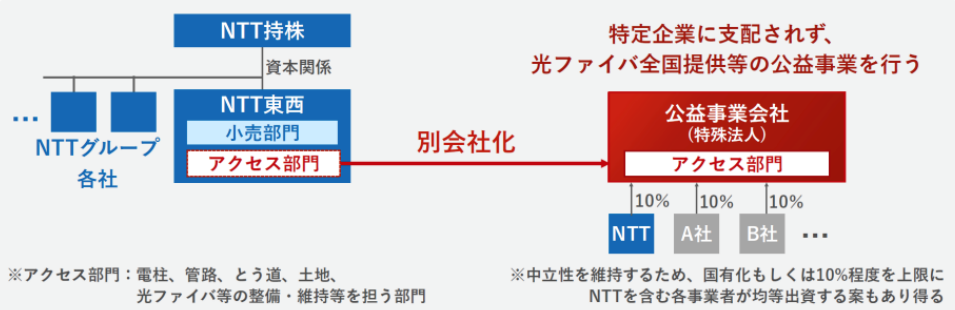
提出された意見	提出者
【対象】 論点 7-2 NTT に対する累次の公正競争条件の在り方 【意見】 ・ NTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェアの分社時、NTT東西・NTTコミュニケーションズの再編成時に策定された累次の公正競争条件のうち、以下については、市場や競争環境の変化を踏まえ、見直していただきたいと考えます。 ・ NTTとNTTデータ・NTTドコモ間の在籍出向禁止・取引条件の公平性 ・ NTT・NTT東西の研究開発成果のNTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズへの開示における他事業者との公平性（研究開発推進責務・普及責務の撤廃と連動） ・ NTT・NTT東西とNTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズとの共同調達の禁止 共同調達については、2020 年に例外的に認められましたが、対象資材が電子計算機や通信装置等に限定されているため、さらなるコスト効率の向上や利用者利便の向上に向け、共同調達の対象資材の制限を撤廃していただきたい。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 7-2 NTT に対する累次の公正競争条件の在り方 【意見】 「共同調達の禁止」の撤廃に反対する。 現在でも NTT 東・NTT 西・NTTCOM(ドコモ)は調達先として巨大な存在であり、各社の次期システム構築に参入できるか否か(入札に勝つか負けるか)で、通信機器システムインテグレーターの事業計画が大きく変動する存在である。これが統一されてしまうと通信機器システムインテグレーターの競争環境に与える影響が大きすぎる。 なこの点については総務省だけではなく経済産業省も含めて議論すべきであることも付記する。	個人
【対象】 論点 7 【意見】 NTT 東西殿の特別な資産は、宅地整理・開発などが済んだ現代において、今後民間事業者が実現し得ない規模感（※参考 1）で構築されており、我が国のあらゆる電気通信サービスは固定・無線問わず依存せざるを得ない構造にあります。	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
このような構造にあることを踏まえれば、我が国の電気通信の適切かつ安定的な提供のためにも、特別な資産の適切な維持・運用が今後必要であり、今後その前提で検討を進めるべきです。 この点、本論点整理案において明確にすべく、以下のとおり修正すべきと考えます。 【修正案】 論点 7 <u>日本電信電話公社時代の資産を承継する</u> NTT のグループ経営における公正競争環境の確保 1. 現状と課題 ① NTT 東西は、電電公社から承継した線路敷設基盤を<u>特別な資産として</u>独占的に保有しており、<u>民間事業者が実現できない規模感であることから、我が国の電気通信事業者のあらゆるサービスは当該線路敷設基盤とそれを活用し全国整備した光ファイバ網に固定・無線を問わず依存せざるを得ない状況にある</u>。こうした資産を保有したまま完全民営化するのであれば、公正競争を阻害するとの強い懸念から、一部の競争事業者等は、NTT 東西のアクセス部門の資本分離を求めている。 2. 論点 【論点 7-1】NTT 東西のアクセス部門の資本分離等 NTT 東西のアクセス部門の資本分離について、以下の意見などを踏まえ、どう考えるか。これ以外にも、NTT が現状のまま運営する方法や国有化して事業者に運営を委託する方法なども考えられるが、どうか。 ➤ <u>電電公社から承継した線路敷設基盤とそれを活用し全国整備した光ファイバ網に我が国の電気通信事業者のあらゆるサービスは固定・無線を問わず依存せざるを得ず、当該基盤の安定的な運用・保全や公正競争の確保が必要な状況にある</u> ➤ KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等からは、公社承継資産・ボトルネック設備を保有する NTT 東西が完全民営化される場合、NTT 東西と NTT ドコモ等の連携が容易となり、モバイル市場等の公正競争の確保に重大な影響が及ぶとの意見（後略） （※参考 1）当社プレスリリース（2023 年 10 月 31）添付資料より抜粋 NTTの有する特別な資産① NTTは、30年の年月・25兆円もの費用をかけ国民財産により構築された全国の「特別な資産」を有し、通信基盤をあまなく整備・維持できる唯一無二の存在	



提出された意見	提出者
NTTの有する特別な資産② 4 競争事業者が「構築し得ない」規模で、通信の黎明期から築き上げた国民の財産       土地 約17.3km² 局舎 約7,000ビル とう道 約650km 管路 約60万km 電柱 約1,190万本 光ファイバ 約110万km 東京ドーム 約370個分 全国交番の数 (約6,000)を上回る 東京の地下鉄 総延長の約2倍 地球 15周半 国民 10人に1本 月までの距離 約3倍	
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等 【意見】 現状、特別な資産を保有する NTT 東西殿及びそのグループ会社である NTT ドコモ殿や株式会社 NTT データグループ殿等との関係における公	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者				
正競争環境は、NTT 法に基づく業務範囲規制等の組織に対する規制と、電気通信事業法に基づく非対称規制等による公平な設備利用の規定の両輪により確保・維持されています。（※参考 1） NTT 法を廃止する等により NTT 東西殿を完全民営化とした場合、電気通信事業法の規定があれども規制の実効性を欠くこととなり、NTT 東西殿による特別な資産の運用の自由度が増す他、NTT 東西殿とそのグループとの連携が可能となることで公正競争環境が著しく損なわれるものと考えます。したがってこの場合、特別な資産の保有・運用の安全性・公平性確保のため、アクセス部門を NTT 持株殿及び NTT 東西殿から完全に資本を分離した別会社とすることが必須であると考えます。 （※参考 1）当社プレスリリース（2023 年 10 月 31）添付資料より抜粋 ➡ 公正競争条件は電気通信事業法とNTT法の両輪で機能するものである <table border="1"> <thead> <tr> <th>電気通信事業法</th><th>NTT法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> NTTと他事業者との間の 公平な利用の規定 </td><td> NTTのみが保有する「特別な資産」に基づく 組織の規定 (グループ統合、一体化の防止) 業務範囲規制【NTT法第2条】 合併等の認可手続き【NTT法第11条】 NTT東西の業務を地域電気通信役務に限定 (グループ会社との合併には総務大臣の認可が必要) </td></tr> </tbody> </table> なお、特別な資産の保有・運用を完全に資本分離した場合に「ネットワークの高度化が進まない、コスト効率化や品質維持・向上が見込まれない」という指摘については、通信政策特別委員会（第 10 回）の当社説明（参考 2）のとおりに、アクセス会社を NTT グループを含めた「特別な資産」を活用する事業者で共同運用すること等で、民間の活力やイノベーションを反映することが可能と考えます。 「自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす」という点に関しても、「特別な資産」を活用する事業者が参画するのであれば、その基盤となるインフラ設備として当然に復旧が最優先されるものであり、このような懸念は当たらないものと考えます。 （参考 2）通信政策特別委員会（第 10 回）当社説明資料 p.10	電気通信事業法	NTT法	NTTと他事業者との間の 公平な利用の規定 	NTTのみが保有する「特別な資産」に基づく 組織の規定 (グループ統合、一体化の防止) 業務範囲規制【NTT法第2条】 合併等の認可手続き【NTT法第11条】 NTT東西の業務を地域電気通信役務に限定 (グループ会社との合併には総務大臣の認可が必要)	
電気通信事業法	NTT法				
NTTと他事業者との間の 公平な利用の規定 	NTTのみが保有する「特別な資産」に基づく 組織の規定 (グループ統合、一体化の防止) 業務範囲規制【NTT法第2条】 合併等の認可手続き【NTT法第11条】 NTT東西の業務を地域電気通信役務に限定 (グループ会社との合併には総務大臣の認可が必要)				

提出された意見	提出者
「特殊法人」であるNTTを対象とした構造規制ができないのであれば ↓ NTTからの「アクセス部門の完全資本分離」が必須  ※アクセス部門：電柱、管路、とう道、土地、光ファイバ等の整備・維持等を担う部門 ※中立性を維持するため、国有化もしくは10%程度を上限にNTTを含む各事業者が均等出資する案もあり得る	
【対象】 論点 7-2 NTT に対する累次の公正競争条件の在り方 【意見】 「電気通信事業法には NTT のグループ内再編について事前審査する仕組みがなく、独禁法の企業結合審査の対象外であるため、同法とNTT 法の両方で公正競争確保を図る必要」があるとする意見に賛同します。 公正競争環境は、NTT 法に基づく業務範囲規制等の組織に対する規制と、電気通信事業法に基づく非対称規制等による公平な設備利用の規定を両輪として確保されており、この枠組みを維持すべきです。 NTT 持株殿は、1992 年の旧 NTT の移動体業務の分離時の公正有効競争条件の一つとして「出資比率の低下」が定められていたにも関わらず、法的に禁止されていないという点をもって NTT ドコモ殿を完全子会社化し、累次の公正競争条件を一方向的に反故にしたという実績があります。 その他、NTT ドコモ殿による当時の株式会社 NTT ぷらら殿（特定関係法人で禁止行為規制の対象）の吸収合併、NTT コム殿の完全子会社化等 NTT グループ一体化や独占回帰の動きが進んでおり、公正競争環境確保の観点で強い懸念があります。 したがって、NTT グループに対する累次の公正競争条件については引き続き維持すべきです。特に、当該条件の緩和により公正競争環境が崩れた場合には不可逆的な状況となる可能性が高いことを踏まえ、これを認めない立場を前提とした慎重な議論が必要です。 加えて、既存の規制が十分機能しているか否かの検証が継続的に必要です。	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等 論点 7-2 NTT に対する累次の公正競争条件の在り方 【意見】 ・ NTT が保有する「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」は、ユニバーサルサービス、公正競争や安全保障に影響を及ぼすため、アクセス部門の資本分離については慎重な議論が必要と考えます。 － 上記議論を行う際、ブロードバンド時代においても不変の競争構造（「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」に起因する優位性を核とするグループ市場支配力の存在）を踏まえ、NTT 再編成が本来目指した、構造的な競争環境の実現を目指すべきと考えます。 ✓ NTT データや NTT ドコモの完全資本分離や持株会社の廃止 ✓ NTT 東西が保有するボトルネック設備の資本分離 ・ 電気通信事業者ではない持株会社を電気通信事業法で規律することはできないため、NTT 法を残す必要があると考えます。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 7-1 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等 【意見】 NTT 法廃止を前提とした上で、どのように分離するのかといった方法論が議論されることは適切でないと考えます。 また、かつて電話加入権として電話を引く際に国民が購入を義務付けられ NTT の設備構築に寄与した国民の共通資産の取り扱いにつき確認したいと存じます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

論点 8 電気通信事業法における競争ルールの在り方

提出された意見	提出者
【対象】 論点 8-2 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制 【意見】 電気通信市場において、市場支配力を有する電気通信事業者による支配力の濫用を防止することは、電気通信事業者間の公正な競争及び	一般社団法人テレコムサービス協会

提出された意見	提出者
利用者利益の確保を含めた電気通信の健全な発展のために重要であり、そのための規律等については、市場環境や競争状況等に応じて適宜見直しを行うことが、公正な競争の促進等において肝要であると考える。 この点、移動通信においては、有限希少な周波数資源の有効利用の観点から少数の MNO が設備を保有する構造が引き続き避けられない中、依然として MNO は市場支配力を有する状況であり、MNO 3 社が 8 ～ 9 割のシェアを占める寡占状況が継続していることや移動通信の市場規模・契約数ともに固定通信を大きく上回る状況であることなど、既に国民生活や産業活動に必需となり高い公共性を有していることを踏まえると、特に移動通信分野における行為規制の重要性は今後更に高まると考える。 以上から、移動通信においては、現行の規律を維持するだけでなく、MNO が競争事業者である MVNO に対して高い交渉優位性を保持しているなかで、MVNO が公正競争環境のもと事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、現行の NTT ドコモに加えて、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの 3 社に対しても、電気通信事業法第 30 条に基づく禁止行為規制を早期に適用することが求められる状況であると考える。 なお、禁止行為規制の適用検討に際しては、禁止行為規制の制定時に比べ MNO 3 社間の営業収益の規模や回線シェア等の差が縮小し、至近では 3 社の競争力は以前に比べて均衡していると考えられることから、指定要件にある収益シェアについては、MVNO の活性化や楽天モバイルの新規参入など移動通信市場の動向を踏まえ、その水準を引き下げること合わせて検討すべきと考える。	
【対象】 論点 8-4 5G(SA)時代の機能開放 【意見】 移動通信分野では現在、機能のソフトウェア化とあわせて技術のオープン化に向けた取り組みが進展しており、無線設備においては業界団体を中心に Open RAN の実現に向けた標準化が進められている状況と認識している。この点、今後も高度な技術のオープン化の進展が一層期待され、オープン化のメリットを活かして各事業者がさまざまなサービスや設備のモデルを新たに構築できる可能性が高まると考える。 このような技術のオープン化を踏まえ、当協会 MVNO 委員会では、5G(SA)方式時代に相応しい仮想通信事業者の在り方として 2019 年より「VMNO(Virtual MNO)構想」を提唱したところである。 移動通信市場において多種多様な MVNO が MNO との競争を通じて様々なユースケースやソリューションを生み出していくことが Society 5.0 の実現に大きく寄与すると考えるところ、2030 年頃の実現を目指すべき情報通信インフラの将来像として、MVNO が MNO と同等の自由度を持って機能や設備を利用できる環境や制度を整備するなど、モバイル市場の公正な競争環境の実現が必要不可欠だと考える。この点、まずは 5G(SA)時代において、MNO による積極的な機能開放を促すための制度化や MVNO が金銭を対価に MNO 設備の共用に参加できる枠組み（RAN シェアリングによるフル VMNO 等）の早期実現が必要と考える。	一般社団法人テレコムサービス協会

提出された意見	提出者
【対象】 論点 8-1 卸電気通信役務に係る規律 【意見】 「JAIPA からは、卸料金の高止まりや、卸関連情報等の目的外利用など、公正競争維持の観点から事業者に重大な影響が生じる懸念があり、光サービス卸のキャリアズレート化も含む接続メニュー化など接続と同等レベルで規制・検証が必要との意見」に賛同いたします。 卸役務の契約内容は公開されておらず、役務提供を受ける事業者にも NDA による守秘義務が課せられているため、第三者から内容の検証ができない仕組みになっており、透明性・公平性の確保が課題と考えます。	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
【対象】 論点 8-1 卸電気通信役務に係る規律 【意見】 卸については接続と異なり、相対契約を基本とするビジネスベースであることから、サービスの柔軟性・多様性を担保する観点から、規律は必要最小限であるべきと考えます。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 8-2 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制 【意見】 NTT ドコモに課せられている規制について、モバイル市場での競争の進展に伴い、NTT ドコモの携帯電話等の契約数シェアは、分社時に約 6 割だったものが、現在は約 4 割以下（2023 年 9 月末時点で 35.2%）まで減少する等、競争優位性はなくなっていることを踏まえれば、NTT ドコモだけに禁止行為規制を課すことは適当でなく、撤廃していただきたいと考えます。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 8-3 電話時代の規制・ルール 【意見】 ・ NTT東西は引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に公平にネットワーク提供等を行っていく考えですが、今後、メタル設備を縮退していくこと等を踏まえても、電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定やプライスカップ規制等）は廃止すべきと考えます。	日本電信電話株式会社

提出された意見	提出者
・ 加えて、国際電報だけでなく国内電報についても、EメールやSNS、電話や他社の電報類似サービスといった代替手段の普及等により、大幅に利用が減少している状況であることから、国内電報事業の認可制についても議論いただきたいと思います。 （参考）NTT東西の電報事業の状況 2022年度通数：377万通 ※ 1999年度通数：3,400万通 ※ 1963年度（ピーク時）通数：9,400万通 2022年度の営業損益：約16億円の赤字	
【対象】 論点 8-4 5G(SA)時代の機能開放 【意見】 ・ 5G(SA)サービスの普及促進に向けては、ユースケースの創出を図りながら、ユーザニーズや技術的課題を踏まえつつ、必要な制度検討を進めていくことが重要と考えます。 ・ 機能開放のあり方についても、上記と並行して、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化したうえで、MNOとMVNOの相互理解を深め、協議を進展させていくことが重要であると考えます。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 8-2 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制 【意見】 上記のうち②の禁止行為規制は、市場支配力やボトルネック設備を設置する事業者との関係、その他総合的な事業能力等に鑑み、対象者を指定するものと理解しており、具体的には「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」（2023年4月20日）（以下、「基本的考え方」）にて考え方が示されている認識です。（※参考） 上記も踏まえ、NTTドコモ殿への禁止行為規制は以下の点から維持が必要と考えます。 ● 基本的考え方に記載されている収益シェア条件である40%を超過している状況等にあることから、依然として市場支配力を有していること NTT持株殿によるNTTドコモ殿の完全子会社化に伴ってボトルネック設備（特別な資産・第一種指定電気通信設備）を有するNTT東西殿との資本的な一体化が為されたことや旧NTT分離会社であるNTTコム殿を完全子会社化したこと等から、公正競争環境に影響を与える蓋然性が高いこと	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
また、NTT ドコモ殿以外の事業者への禁止行為規制の適用は以下の点から不要と考えます。 ● NTT ドコモ殿のような NTT グループ一体化等に伴う強固な市場支配力を有しておらず、また基本的考え方に記載されている条件に当てはまらないこと ● 対 MVNO の観点でのイコールフィッティングはこれまで実施してきた、将来原価方式導入等による接続料の低廉化、00XY メニューの導入や卸料金の低廉化、スタックテストの実施、特定関係法人との卸契約の届出／公表、接続関連情報の目的外利用禁止ルール、事業者に対する差別的取り扱い禁止ルール等の様々な取り組みによって十分に担保できていること (※参考 電気通信事業法第 30 条第 1 項及び第 3 項第 2 号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方) 【基本的考え方】 ① 当該電気通信事業者が一定期間継続して 40 %を超える高い市場シェアを有する場合には、市場支配力が推定されることから、下記④で説明する諸要因を勘案した結果、特段の事情が認められない限り指定する。 ② 一定期間継続して 25 %を超え 40 %以下の市場シェアを有する電気通信事業者が存在する場合において、 ア 当該電気通信事業者の市場シェアが 1 位であるときは、当該市場シェアの水準及び下記④で説明する諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定する。 イ 当該電気通信事業者の市場シェアが 2 位以下であるときは、市場シェアの順位が 1 位の電気通信事業者との市場シェアの格差が小さく、かつ、下記④で説明する諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定する。 (中略) ④ 上記①から③までの考え方を基本とするが、その際には、例えば以下のような当該電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏まえ、総合的に判断する。 ・事業規模（資本金、収益、従業員数） ・市場への影響力、ブランド力 ・製品・サービスの多様性 ・潜在的な競争の不在 ・技術上の優位性・卓越性 ・需要及び供給の代替性、価格の弾力性 ・共同支配	
【対象】 論点 8-3 電話時代の規制・ルール	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
【意見】 第一種指定電気通信設備のうち加入者交換機等の接続料算定には LRIC 方式が適用されていますが、これは実際費用方式による接続料算定では情報の非対称性があることや第一種指定電気通信設備設置事業者の非効率性の排除の点で一定の限界があったことから導入された経緯があると認識しています。また、2025 年 1 月の IP 網移行後の接続料算定の一部（メタル IP 電話）において引き続き LRIC 方式が用いられることとなっていますが、上述の課題を解消するためには今後も LRIC 方式は有用であることから廃止すべきではないと考えます。	
【対象】 論点 8-4 5G(SA)時代の機能開放 【意見】 これまでも MVNO に対して国際標準化の動向や当社の準備状況等に関し適宜情報提供するとともに協議を通じて MVNO の要望や実現方法の確認等を実施しており、引き続き事業者間での協議に委ねることが適切と考えます。 具体的には、L2 接続相当は、国際標準化の検討状況、当社設備の仕様や国際ローミングでの接続形態等確定していない状況を含め MVNO に共有しており、また現時点で詳細な接続構成や仕様検討は困難であるものの、MVNO の接続構成案等について、国際標準仕様の観点で確認等を実施しています。 また、L3 接続相当については MVNO から要望があれば提供可能な状況であり、ライト VMNO（スライス卸 + API 開放）※は提供時期を検討中です。フル VMNO については MVNO から具体的な要望がありません。また、事業者間での無線リソースの制御方法、トラフィック制御など広範な検討・整理に加え、国際標準化も必要であることから、まずはそれらの課題解決を図る必要がある認識です。 なお、当社法人ユーザ向けの提供スケジュールや、当社の設備実装時期なども考慮した対応が必要となる点にも留意し、引き続き機能開放に向けた検討を行う予定です。 ※API をモニタリング関連の機能のみに限定し、全ての MVNO が 1 つのスライスを共用する限定的パターン	ソフトバンク株式会社
【対象】 論点 8-1 卸電気通信役務に係る規律 【意見】 ・ 卸電気通信役務は、本来ビジネススペースの自由な契約により、多様なプレイヤーとの協業や価値創造等を促進し、市場の活性化に寄与するもの	KDDI 株式会社

提出された意見	提出者
です。 ・ したがって、規制は必要最小限であるべきと考えます。	
【対象】 論点 8-2 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制 【意見】 ・ 禁止行為規制は、「公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような市場支配力の濫用を未然に防止する」という市場支配力を根拠とした規律であるため、市場支配力を有する電気通信事業者に適用されるものです。 ・ 市場支配力を有する電気通信事業者に指定されていない事業者に、本規律を適用すべきとの見解は、上記の趣旨を踏まえると、適当ではないと考えます。 ・ また、「電気通信事業分野における市場検証（令和４年度）年次レポート」には、「令和４年度における未指定事業者に対する実態把握の結果を踏まえると、現時点において、未指定事業者に対し、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する具体的な課題は見受けられない」との記載もあり、市場支配力を有すると指定されていない電気通信事業者に、本規律を適用すべきとの見解は、適当ではないと考えます。	KDDI 株式会社

提出された意見	提出者
【対象】 論点 8-3 電話時代の規制・ルール 【意見】 ・ 音声市場については、直近 10 年でトラヒックが 25%減少する等、今後も市場は縮小傾向にあるため、通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期に来ており、全事業者へのビル & キープ方式の導入等、環境変化に応じた制度整備の検討が必要と考えます。 ・ 一方、LRIC は、接続料算定のみならず、ユニバーサルサービス制度における補填額の算定等にも活用され、交付金規模の肥大化を防止する等重要な役割も果たしており、そのような必要な規制・ルールまで廃止することは適切ではないと考えます。 ・ 電報事業については、当分の間は NTT 東西（国内電報）、KDDI（国際電報）のみが独占的に提供することができる旨の経過措置が 1984 年の電気通信事業法制定時に定められ、現在まで同措置が維持されています。 ・ E メールや国際電話といった電報の代替的なコミュニケーション手段も広く普及してきたことにより、国際電報については、その取扱通数が電気通信事業法制定当時から大幅に減少し、現在では発着合わせた全取扱通数が日当たり数通にも及ばない状況となっています。また、国際的には、E メールや国際電話を事実上の代替手段として、国際電報の取扱を廃止した国も増えています。 ・ これらの状況を踏まえ、国際電報が国内電報同様に独占的な提供と位置付けられた当時の整理や国際電報事業（廃止）の許可制、料金を含む契約約款の認可制等が維持されていることが適切かどうか等について、見直しを検討頂くことを要望します。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 8-4 5G(SA)時代の機能開放 【意見】 ・ 5G(SA)の機能開放の 4 類型については、接続料研究会でも議論が行われており、当該報告書を踏まえつつ、今後においても、MVNO サービスの円滑な提供に向け、MVNO と相互理解を深めながら、適時適切に情報提供などを行い真摯に協議に応じていく考えです。 ・ 現に L3 接続相当については、機能提供に係る情報提供を実施しており、L2 接続相当に関しても、国際標準化の動向を踏まえつつ検討可能な範囲から協議を実施しております。したがって、まずは、その協議状況について注視することが適当と考えます。 ・ なお、フル VMNO（RAN シェアリング）については、設備や無線リソースの制御方法やトラヒック制御の在り方等の広範な技術的課題が多くあり、実現可能性から議論が必要であると考えております。	KDDI 株式会社

提出された意見	提出者
【対象】 論点 8-1 卸電気通信役務に係る規律 【意見】 FTTH 小売市場における NTT 東西のシェアは 6 割を超える中で、そのうちのそのうちの 71%、約 1681 万契約が光サービス卸により提供されています。このように光サービス卸による提供は市場の約半分を占めています。それにもかかわらず、光サービス卸については、ビジネスベースであるとしてコスト算定等において総務省による規律は接続比べ大幅に緩いものとなっており、公平性や透明性の担保において十分であるとは言えない状況です。光サービス卸についても接続制度に準じ、総務省によるコスト算定の厳格化などを通じ適正な価格での卸サービスの提供が行われる仕組みが求められると考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

論点 9 ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方

提出された意見	提出者
【対象】 論点 9 ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方 【意見】 ネットワークの仮想化・クラウド化の進展などを踏まえつつ、規制の根幹である「電気通信事業」の概念等の見直しが必要である。 あらゆるものが ICT／デジタルと一体化する中で、電気通信事業法が規律しようとする「電気通信事業」自体の概念の合理的な理解が困難となっており、事業者の規制対応コストをより一層高めている。 憲法が保障する営業の自由を出発点としつつ、電気通信事業法において、何のために、何を規制するのかを改めて抜本的に整理し、必要な見直しをすべきである。 また、事業者課す届出義務についても、そもそも届出不要の電気通信事業についても登録・届出を行った事業者と等しく規制の対象としているなど、届出がなくとも規制の運用が可能なのであれば、そもそも届出義務を廃止すべきである。 さらに、クラウド事業者に対する規制については、事業者へ届出をさせ、技術基準関係規制や事故報告義務を課すといった規制が検討されうると認識しているが、上述のとおり、そもそも電気通信事業の届出制は廃止すべきであり、クラウド事業者を含む現在登録・届出不要とされている事業者について、新たに届出制の対象とすべきではないし、技術基準関係規制や事故報告義務を課すなどの規制についても、競争の中での消費者の選択	一般社団法人新経済連盟

提出された意見	提出者
による解決が適切であることや、規制の実効性を欠くといった観点から、導入すべきではない。 以上、規制を維持・導入しようとする際には、当該規制の目的、どのような市場の失敗に対応しようとしているのか、課題は事業者間の競争の中での消費者の選択により解決できないのか、規制の実効性はあるのか（例えば総務省への報告義務を課したとしても、その報告内容を総務省で十分な分析・検証が可能なのかなど）などといった観点を十分に考慮した上で、必要な見直しを行うべきである。	
【対象】 論点 9-1 ネットワークの仮想化・クラウド化 【意見】 ・ 情報通信インフラは、GAFAM 等のプラットフォーマーが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが増加していることに加え、GAFAM 等が提供するクラウド基盤上で拠点間の通信サービスも代替される等、レイヤーの垣根を越えた通信サービスが展開されています。 ・ こうした市場変化を踏まえれば、設備の設置者や国内の事業者間の競争のみに着目するのではなく、多様なプレイヤーが多様な形態で競争を行っている実態を反映した規制・ルールへと見直していくことが必要と考えます。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 9-1 ネットワークの仮想化・クラウド化 【意見】 ・ 現在の電気通信事業法は「設備」起点の規制ではあるものの、現実的には「機能」に着目した規制であるとの認識であり、仮想化・クラウド化が進展しても、公正競争の確保、サービス安定供給、利用者保護等の重要性は変わらないと考えます。 ・ 今後も MNO や MVNO も含めたモバイル市場における設備競争及びサービス競争の機能の担保を目指し、MNO の設備投資やイノベーションに係るインセンティブを損なうような過度な規制を課することがないよう、十分な配慮が必要と考えます。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 9-1 ネットワークの仮想化・クラウド化 【意見】 物理設備を構築せず、100%クラウド上で電気通信サービスを提供することが可能な時代にあっては、設備観点からサービス観点を電気通信サービスや事業者の概念を構築しなおすことが必要と考えます。	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

論点 10 我が国の情報通信産業の国際競争力の強化

提出された意見	提出者
【対象】 論点 10-2 研究開発の推進 【意見】 国が主導して日本企業の国際競争力の強化のために必要な策の分析を行う取り組みがあるといのではないかと考える。例えば、強い国際競争力を持つ海外企業の取り組みなどをこの分野に詳しい有識者や企業が分析し、日本企業の競争力強化に必要な策を検討することは一企業で実施するのはハードルが高いことが想定され、こうした検討の枠組みを国が支援することは有益と考える。	一般社団法人テレコムサービス協会
【対象】 論点 10-1 国際展開の推進 論点 10-2 研究開発の推進 【意見】 ・ 我が国の国際競争力強化に向けて、国際展開支援のための予算施策等をはじめとした支援を行うことや、先進的技術の開発・社会実装・海外展開が進むよう、産学官の取組強化を促進することは非常に重要と考えます。 ・ 当社としては、引き続き、IOWN や Beyond 5G（6G）をはじめとした海外展開を強化していく考えであり、そのためには業界横断的な研究開発や新たな国との連携を進めていくことが重要と考えます。 ・ そのため、国としても研究開発予算の拡充や新たな国に進出する際の国際交渉支援（パイプ作り）等の支援をお願いしたいと考えます。 ・ また、国をまたがるオープンイノベーションの場として IOWN Global Forum を形成しており、海外パートナーを含む 130 以上の団体が参加し、国際的なデファクト標準化に向けて活動を進めており、今後はデジュール標準化に向けても働きかけていきますが、国としても、ITU 等を通じた IOWN のデジュール標準化の獲得に向けて、日本がリーダーシップを発揮していけるよう、国際標準化機関における重要ポストの確保や日本シンパづくり、現地参加促進、人材育成等において、さらなる支援をお願いいたします。	日本電信電話株式会社
【対象】 1. 現状と課題 【意見】	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
研究開発費について、「GAFAM 等の海外大手事業者と比較して、国内大手通信事業者の研究開発費が、金額及び対売上高比率の双方において大幅に低い」と記載されていますが、第 2 回会合での当社説明の通り、そもそも電気通信事業者とプラットフォーム事業者は事業構造に差異があるため、GAFAM 等の海外大手事業者との比較だけでは適切な現状・課題分析とは言えず、以下のとおり修正すべきと考えます。 【修正案】 ③ 競争力の源泉となる研究開発については、<u>事業構造の差異があるものの</u> GAFAM 等の海外大手 <u>プラットフォーム</u> 事業者と比較して、国内大手通信事業者の研究開発費が、金額及び対売上高比率の双方において大幅に低い。 また、国際競争力の強化は特定の通信事業者や技術の後押しで実現するものではなく、様々な事業者が積極的な設備投資・研究開発を推進できる環境を整え、国や業界全体としての競争力強化を図ることが重要です。各事業者の国際展開の推進、研究開発の促進に対して質・量ともに様々な政府支援が求められますが、特定の技術や方式等に拘泥しない、幅広い支援が行われるべきであり、具体的には研究開発税制の拡充等を通じ全体的な底上げを図る政策が重要と考えます。	
【対象】 論点 10-1 国際展開の推進 【意見】 5G/OpenRAN や、我が国の国際競争力が高い光海底ケーブル、データセンターの整備等の分野において、国が積極的な支援を進めることに賛同いたします。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 10-2 研究開発の推進 【意見】 - 先進的技術の開発・社会実装・海外展開が進むよう、産学官がそれぞれの役割を果たす形で取組を強化することが必要である、という考えに賛同いたします。 - 社会実装への支援等に加え、基礎・基盤的な研究への支援も必要と考えます。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 10-1 国際展開の推進	個人

提出された意見	提出者
【意見】 国際競争力強化のために、政府ができることはやってほしいのですが、「金を出すけど口も出す・報告も随時求めるし、短期的な成果も求める」にならないように、サポートをお願いします。とにかく和製のプラットフォーマーは早急に育成が必要です。	
【対象】 論点 10-1 国際展開の推進 【意見】 NTT は日本にとって重要なインフラの会社であり、GAFAM を目指すのは違うと思う。あくまで GAFAM はプラットフォーマーでインフラ事業社ではない。（報告書には通信事業にも拡大しているとあるが）（第一次報告書 P9）	個人

論点 11 外資規制

提出された意見	提出者
【対象】 論点 11-1 NTT に対する個別審査と総量規制 【意見】 NTT が保有する通信・電力用の電柱・とう道等は、施設設置負担金で整備された国民の共有財産として公的な性格をもつ資産と考えられ、外資による取得には一定の制限が課されるべきと考えます。 この観点から、「他の主要事業者に比べて、外資から保護することが特に必要との考え方もある」とする点に賛同いたします。	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
【対象】 論点 11-1 NTT に対する個別審査と総量規制 論点 11-2 NTT 以外の主要事業者に対する規制 【意見】 ・ NTT 法制定時は NTT の固定電話が独占していましたが、現在は、東西の固定電話は約 1,350 万契約に対してモバイル通信は約 2.1 億契	日本電信電話株式会社

提出された意見	提出者
約となっており、そのモバイル通信についても、各社のシェアは、ドコモ 35.2%、KDDI26.9%、ソフトバンク 20.6%、楽天 2.4%、MVNO14.8%（2023 年 9 月末時点）です。 ・ モバイル事業者が、NTT 東西の基盤設備（電柱等）や光ファイバを利用する例はありますが、モバイルの顧客情報の管理システムやコアネットワークは、基本的に各モバイル事業者自らが保有・管理しているため、モバイル事業者の情報や設備を守らないと、約 2.1 億のモバイルユーザへの通信の安定的提供を確保できない虞があります。 ・ 現に、ロシアの産業スパイがソフトバンクのモバイルの設備情報を窃取し、国外に持ち出した事例も発生しており、経済安全保障の観点からは、NTT 法で当社だけを守っても無意味であり、外為法に限らず、電気通信事業法や経済安全保障推進法等、その他の法令も広く検討しながら、主要通信事業者全体を対象とする仕組みを検討すべきと考えます。	
【対象】 論点 11-1 NTT に対する個別審査と総量規制 【意見】 NTT 法による国籍要件による制限は堅持すべき。	個人
【対象】 論点 11-1 NTT に対する個別審査と総量規制 【意見】 株主の株主は何世代までさかのぼって外資規制をするのでしょうか？ そこまで考えてほしいと思います。 また、他国の規制の中で最も厳しい規制に合わせた規制を敷くべきかと思います。 規制廃止したのは日本の国益に反することだと認識しています。	個人
【対象】 論点 11-1 NTT に対する個別審査と総量規制 【意見】 NTT 東西殿が独占的に保有している特別な資産は、宅地整理・開発などが済んだ現代において、今後民間事業者が実現し得ない規模感（※参考 1）で構築されているボトルネック設備であることから、我が国のあらゆる電気通信サービスは、固定・無線問わず、特別な資産に依存せざ	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
るを得ない構造にあります。 このため明確に他事業者と位置づけが異なり、外資による買収や出資等の影響がより大きく、我が国の安全保障において極めて重要です。 このような理由から、現状 NTT 法により個別に課されている総量規制は今後も継続すべきと考えるところであり、事業者等からの主な意見として NTT 持株及び NTT 東西殿のみに外資規制を課す必要性を明確にすべく、以下のとおり追記すべきと考えます。 【修正案】 ・ NTT が公社から承継した電柱・管路等の設備は、「特別な資産」であり、外資<u>の手に渡った場合の影響が極めて大きいことから、特に</u>保護する必要がある。	
【対象】 論点 11-1 NTT に対する個別審査と総量規制 論点 11-2 NTT 以外の主要事業者に対する規制 【意見】 NTT 持株及び NTT 東西殿への外資規制については、電電公社から承継した特別な資産の性質や、それに伴う特殊会社としての役割、問題が生じた場合の我が国への影響は、他の民間企業とは全く異なるものであり、現行の総量規制の継続が必要と考えます。 NTT 持株殿以外の主要な電気通信事業者への外資規制については、電気通信事業法等において累次の規制緩和を経て全て撤廃され、現在は外国為替及び外国貿易法により規律されていること、特定社会基盤事業者による基幹インフラの安定的な提供確保の観点から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律が適用されていることを踏まえれば、新たな規制を課す必要性はないものと考えます。 なお、NTT 持株及び NTT 東西殿含む主要な電気通信事業者への外資規制の検討にあたり、本論点整理案 p.43 にも引用されている財務省殿の指摘（外資規制の強化はこれまでの経緯から実現困難であること）は十分考慮されるべきです。 また、通信政策特別委員会（第 10 回）では、当社より、外国人投資家からの投資を否定する国であるべきではないため外資規制を NTT 持株及び NTT 東西殿以外に課すことについては反対である旨、質疑応答の中で発言しており、その点を事業者等からの主な意見に追記いただくよう要望します。 【修正案】 （他の通信事業者への規制の必要性） ・ 外為法の強化等が必要。他の通信事業者や他分野の重要インフラも含め産業全体で対応すべき。	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
・ 主要事業者を対象とする法律で実現することを検討すべき。 ・ <u>外資規制を NTT 持株殿以外に課すことは、日本が外国人投資家からの投資を否定する国であると捉えられるおそれがあるため反対。</u>	
【対象】 論点 11-1 NTT に対する個別審査と総量規制 【意見】 ・ 外為法の強化について、財務省より表明された意見は適当と考えており、引き続き、外為法による「個別審査」と NTT 法による「総量規制」が必要と考えます。 － 外為法等の国内法の改正によって外資規制を強化しようとする、日本政府が既に締結している数々の国際協定との関係で問題がないか、慎重な検証や検討が必要となるが、安保例外の範囲が狭い国際協定との関係では規制強化は困難となり得る。 － 外為法の事前届出の対象を拡大すると、機関投資家等には、対象銘柄かどうかの確認や事前届出の準備が必要となり、投資家に日本株での資金運用を思いとどませ、日本株から離れてしまうことが懸念される。 NTT 法の外資規制について、目的と対象が違うため外為法で完全に代替することは難しい。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 11-2 NTT 以外の主要事業者に対する規制 【意見】 ・ 経済安全保障推進法に基づき、NTT 以外の主要な電気通信事業者に対しても特定社会基盤事業者として指定を受けたところであり、その義務を履行していく必要があると考えます。 ・ 公益的な事業を行う電気通信事業者に対して、広く安全保障に係る規律を課す必要性は理解できますが、NTT 東西の保有する「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」は、特に重要性の高い社会基盤であり、それらの保護は別格で扱われるべきものと考えます。	KDDI 株式会社

提出された意見	提出者
【参考：NTT 東西が保有する「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」の概念図】 	
【対象】 論点 11-1 NTT に対する個別審査と総量規制 【意見】 ・ 外資規制も外国人役員の規制もセキュリティクリアランス・スパイ防止法もない現状で緩和するのは妥当かどうか。 ・ 海外との比較が欧米ばかり。中国企業も世界進出しており議論に登らないのは不自然。 ・ 中国企業は政府とほぼ一体であり、国がいくらでも投資して安く生産、整備することが可能。中国では党の意向で超大手企業の社長も逮捕されたり失脚している疑惑がある。そういった企業・国がある国際市場に NTT 株を売却し進出するのは買収のリスクが高い。 ・ 家電メーカーではあるがパナソニック、東芝、サンヨー電気、シャープなどなど中国企業に買収されていることを考えるとインフラ事業が買収されないとは限らない。東京は火葬場が外国企業になり値上がりしている。 ・ 過去 JR 東日本と川崎重工が新幹線技術を提供、契約がずさんだったなど理由はあるが、結果中国に技術を盗まれ自国の技術と称して各国に売り込みをしている。私企業になればその時の社長や役員の意向で技術流出が可能になる。	個人

論点 12 外国人役員規制

提出された意見	提出者
【対象】 論点 12-1 NTT に対する規制 論点 12-2 NTT 以外の主要事業者に対する規制 【意見】 ・ 外国人役員規制に関して、第一次答申（案）において「緩和することが適当」とされたことは当社の機動的な経営に資すると考えていますが、当該規制については、外資規制と同様、我が国の経済安全保障の観点から、当社だけでなく、主要通信事業者全体を対象として議論していくことが必要と考えます。 ・ したがって、当該規制のさらなる緩和や撤廃に向けて今後議論していく際は、当該規制については、電気通信事業法や経済安全保障推進法等、その他の法令も広く検討しながら、主要通信事業者全体を対象とする仕組みを検討すべきと考えます。 ・ なお、当該規制は、1992 年に外資規制（総量規制）を 1/5 未満まで緩和した際に、外国からの影響力に対して NTT の経営の自主性を確保する観点から設けられたものであると認識しており、この点からも外資規制のあり方とあわせて検討することが必要と考えます。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 12-1 NTT に対する規制 【意見】 また日本人の情報が外国に筒抜けになるのですか？スパイ規制法もセキュリティクリアランスも制定できていないのにまた日本人だけを危機に晒すのですか？いい加減に危機感持って下さい。貴殿方がそうやって情報を軽視しているからいつまで経っても日本が発展しないんです。 リスクを全て排除してからモノを言っは如何ですか。リスク管理も出来ずに頭でっかち、机上の空論、そんな事しか出来ないのですか。日本人軽視もいい加減にして下さい。この分野だけではなく、国民はそろそろ本当に怒りで総務省さん自体に不信感を募らせていますよ。	個人
【対象】 論点 12-1 NTT に対する規制 【意見】 海外進出のために外国人役員を設定するくらいなら海外進出しない方が良くと考えます。海外進出よりも外国人に日本国の通信インフラの機微	個人

提出された意見	提出者
情報が漏れないようにすることの方が重要です。 【対象】 論点 12-2 NTT 以外の主要事業者に対する規制 【意見】 NTT 持株及び NTT 東西殿については、電電公社から承継した特別な資産の性質や、それに伴う特殊会社としての役割、問題が生じた場合の我が国への影響等の点で、他の民間企業とは位置づけが全く異なります。そのため、日本の通信の根幹を担う NTT 持株及び NTT 東西殿は日本のインフラや国民生活守り切る意思を確実に有する当事者意識を持った人物により経営されるべきであり、引き続き一定の外国人役員規制を課すことが必要と考えます。 一方、その他の主要事業者に外国人役員規制をかけることは適切でないと考えます。グローバル化が進む中で NTT 持株及び NTT 東西殿の外国人役員規制を一部緩和した流れとも逆行するうえ、日本の電気通信事業分野全体にグローバルな視点を取り込むことができなくなり、我が国としての国際展開に影響を及ぼすおそれもあります。この旨、論点整理案でも明記すべく、以下のとおり修正すべきと考えます。 【修正案】 ・仮に、NTT に対する外国人役員規制について要件緩和した上で引き続き課すこととする場合、NTT 以外の主要な電気通信事業者に対しても同様の外国人役員規制を課すことについて、外資規制の場合と同様に、国際協定上の留保措置が必要となる点や、<u>グローバル化が進む中で日本全体の国際展開に及ぼす影響</u>を含めて、どのように考えるか。	ソフトバンク株式会社
【対象】 論点 12-1 NTT に対する規制 【意見】 まずは、第一次報告書に記載されている緩和による影響を検証すべきと考えます。 また、更なる緩和や撤廃については、NTT が外資にコントロールされ、国民の財産である「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を譲渡するおそれもあるため、慎重な検討が必要と考えます。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 12-2 NTT 以外の主要事業者に対する規制	KDDI 株式会社

提出された意見	提出者
【意見】 NTT 東西の保有する「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」は、特に重要性の高い社会基盤であり、それらの保護は別格で扱われるべきものと考えます。	

論点 13 政府の株式保有義務

提出された意見	提出者
【対象】 論点 13-1 政府の株式保有義務 【意見】 ・ 各種認可事項・届出事項を含め、NTT 法の責務を担保するための各種措置については、当該責務の撤廃・見直しにより不要になるものと考えます。 ・ 仮に、政府保有株を売却される場合は、段階的な売却をする等、既存株主利益の保護の観点での検討をお願いしたいと考えます。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 13-2 黄金株の発行 【意見】 ・ NTT持株の株式及び株価は、グループ内の事業及び連結している売上・利益の総体に基づいて形成されており、主要会社であるNTT東西への黄金株の適用は、以下の観点から株主権の重大な侵害にあたるため、行うべきでないと考えます。 ➢ 黄金株の導入は、NTT東西の業務運営について、NTT株を保有する株主が選任した持株会社経営陣による助言・あっせんによるものではなく、政府が直接、事業運営への強制力を働かせる仕組みであり、これまで既存株主が有していた権利の縮小につながる事 ➢ 例えば、政府が通信政策を優先し、人事による拒否権等を背景に、サービス料金の過度な低廉化や必要以上の投資拡大を求める等した場合、NTT東西の業績が悪化し、既存の株主価値が低下するリスクを否定できないこと ➢ 黄金株の権限は、現状、東西に課している認可事項等の範囲を超えるものであること	日本電信電話株式会社
【対象】	個人

提出された意見	提出者
論点 13-1 政府の株式保有義務 【意見】 NTT 持ち株会社および NTT 東西の株式の政府保有は堅持すべきである。これは議論で触れられている公社からの資産継承もあるし、数少なくない数の国民が購入した電話加入権債権がきちんと「清算」されない限り国民の支持を得られないと考える。	
【対象】 論点 13-1 政府の株式保有義務 【意見】 政府が株式保有する場合、本来業務以外の過剰投資を抑制することや、公社時代から承継する特別な資産の安定的な維持・運営に資することが期待される点等も非常に重要なものと考えことから、以下のとおり追記すべきと考えます。 【修正案】 ・政府が引き続き 3 分の 1 以上の NTT 株を保有する場合、特別決議の拒否権を通じ、<u>短期的な利益追求や本来業務以外の過剰投資等を志向する株主に影響されずに、着実に経営の安定と適正な事業運営を確保し、公社時代から引き継ぐ資産の適切な維持・運営することで NTT 法に規定されている会社の目的に沿った事業運営を</u>することができると考えられること また、政府の株式保有義務の必要性検討においては、当該義務がなくなった際に想定される影響も念頭に検討する必要があり、通信政策特別委員会（第 10 回）で当社より発表した内容を事業者等からの主な意見に追加いただくことを要望します。 【修正案】 （政府保有義務の必要性） ・<u>政府の株式保有比率が減ることで、外国資本や物言う株主の持ち株比率が増加し、採算性を過剰に重視した経営や本来業務以外の事業への必要以上の投資が進み、「特別な資産」の安定的な維持・更新がなされなくなる懸念があるため、政府保有義務は必要。</u>	ソフトバンク株式会社
【対象】 論点 13-1 政府の株式保有義務 論点 13-2 黄金株の発行	KDDI 株式会社

提出された意見	提出者
【意見】 ・ NTT 株の政府保有義務は、NTT が保有する「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」の公共性や安定的提供の観点から、NTT 持株や NTT 東西の業務や責務の担保措置として、NTT 法で規定されていると認識しています。 ・ これらの規定を NTT 法から無くすことは、安全保障の観点からリスクが高いため、慎重な議論が必要と考えます。	
【対象】 論点 13-1 政府の株式保有義務 【意見】 政府の株式保有も、1/3 くらいは維持すべきでしょう。	個人

論点 14 各種認可事項等

提出された意見	提出者
【対象】 論点 14-1 各種認可事項等の在り方 【意見】 ・ 各種認可事項・届出事項については、効率的かつ機動的な事業運営の妨げとなっていることから見直していただきたいと考えます。 ➢ 役員選解任（新株発行、定款変更、剰余金処分も同様）については、株主総会で決議したにも関わらず、総務大臣が認可して初めて発効する形となっている。 ➢ 規程の改廃時には、軽微なものも含めて届出が必要であり（NTT法施行規則第14条）、都度事前説明（事実上の了承）を求められる。 （例）内部監査部門の設置（総務部門配下の内部統制室を会社法上の重要な組織に昇格し、内部統制を強化）法務室の設置（総務部門内に設置）等 ・ NTT 法の責務の撤廃・見直しに伴い、NTT 法上の責務の担保措置とされている各種認可事項・届出事項については不要になるものと考えます。	日本電信電話株式会社

提出された意見	提出者
【対象】 論点 14-2 社名の変更 【意見】 「電信」も「電話」も事業の主体とマッチしていないため、自社で社名を変更・決定できるようにしていただきたいと考えます。	日本電信電話株式会社
【対象】 論点 14-2 社名の変更 【意見】 それから社名の変更については断固反対である。これについてはこの話題だけで独立してパブリックコメントをするほど重大な影響である。別の意見の繰り返しだが、松下電器工業がパナソニックに変更するのとはわけがちがう。もしもおなじかつての公営系で、例えば塩事業センター（ただし世の中の認知度はたとえ低くても、立派な事業であり、日本国に必要なことは言うまでもない）ほどの知名度であればまあ何も言わないが、この NTT 即ち日本電信電話においては、現代史の一般書や高等学校の日本史教科書、歴史教育、大学入試などなど、社名変更が成立した暁には例示した塩事業センターとは桁違いに修正の範囲が広い。 とみに教育現場にまで影響を与えかねないため、文部科学省とも協議したほうがよいのはいうまでもない。なお、同じくらいの社名変更影響力は、Japan Railways グループであろうか。たとえば九州旅客鉄道はもう九州管内の鉄道事業よりもそれ以外（の土地事業、観光事業など）で儲けていることを公然と発信しているが、これが社名変更したいとの声は聞こえていない。このことから電信電話が事業の主体とマッチしていないからという我儘な社名変更は慎むべきである。	個人
【対象】 1. 現状と課題 【意見】 NTT 法第 5 条は「地域会社は、新株募集をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。募集新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときも、同様とする。」とされているため、(カ)は NTT 持株殿だけでなく、NTT 東西殿も記載することが適当です。したがって、以下の通り修正すべきと考えます。	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
【修正案】 (カ) NTT 持株・NTT 東西の新株募集（将来にわたる適切な事業運営を確保する観点から、新株募集の必要性、妥当性等を審査するため） また、NTT 法第 14 条（重要な設備の譲渡等）に、「地域会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。」との規定があるため、新たに項目(キ)を追加し、各種認可事項の一つとして明記すべきと考えます。	
【対象】 論点 14-1 各種認可事項等の在り方 【意見】 各種認可事項等の担保措置について、通信政策特別委員会（第 10 回）で当社は「新株発行の際の総務大臣の認可」と「重要な設備の譲渡・担保制限」が必要な旨を意見しています。 また、特に、NTT 法第 14 条の重要な設備の譲渡・担保制限の規定は、以下の観点から、維持が必要と考えています。 ・ NTT 法第 2 条第 5 項の設備の自己設置義務とともに、端末回線伝送路設備の譲渡により回線シェアを低下させ電気通信事業法に定める第一種指定電気通信設備としての指定を意図的に回避することを防止し、電気通信事業法の規制の実効性を確保する効果があること。 ・ NTT 東西殿の特別な資産に我が国のあらゆる電気通信サービスは依存せざるを得ない構造にあり、当該資産の譲渡・担保によって、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保が損なわれる懸念があること。 ・ 特別な資産の担保などにより、NTT 法第 2 条に定められる本来業務以外の事業拡大が進むことで、本来業務が疎かになることや本来業務以外の業務によって生じた負債などが国民に広く転嫁される懸念があること 以上を踏まえ、事業者等からの主な意見に下記のとおり追加いただくことを要望します。 【修正案】 （担保措置の維持） ・特別な資産の安定的な保有及び本来業務の円滑な遂行の観点から、新株発行及び重要な設備の譲渡・担保提供の制限が必要。 ・NTT 法第 14 条の重要な設備の譲渡等の規定は、電気通信事業法の規制の実効性を確保や、本来業務の確実な履行による電気通信役務の安定的な提供の確保をする効果があることも踏まえ、維持が必要。	ソフトバンク株式会社

提出された意見	提出者
【対象】 論点 14-2 社名の変更 【意見】 NTT 持株及び NTT 東西殿の社名変更を可能とすることに関し、法制化に向けた検討を実施することに現時点で異論はありませんが、NTT 持株殿の社名は法律名にも用いられていることから、同社の社名変更を可能とした場合、本件の対応が制約となり自ずと法形式の在り方に影響を及ぼす（例えば現行 NTT 法を必ず廃止するプロセスが必要になる等）ことを懸念します。 仮にそのような制約が生じるのであれば、当該制度整備を契機として NTT 法の廃止の方向性が既成事実化されるおそれがあることから、本論点整理案の各論点の整理に先立ち社名変更の許容に向けた措置を講じることは適切でないと考えます。	ソフトバンク株式会社
【対象】 論点 14-1 各種認可事項等の在り方 【意見】 「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を持つ NTT の安定的な事業運営を担保するためには、NTT 法による各種認可事項が有効と考えます。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 14-2 社名の変更 【意見】 公正競争確保に支障を生じないことを前提に、必要な措置を速やかに講ずることが適当と考えます。	KDDI 株式会社
【対象】 論点 14-1 各種認可事項等の在り方 【意見】 公社から承継した特別な資産はあらゆる通信サービスで用いられるので、これらを承継する事業者は国民全体の利益保護の観点および公正競争の観点から、その判断に対しては国家的見地より慎重な検討を踏まえ意思決定がなされるべきであり、一定の制約を受けるべきと考えます。	日本インターネットプロバイダー協会

その他

提出された意見	提出者
【意見】 論点整理（案）にも記載している内容が、今後、地方（特に離島などの条件不利地）においても都市部とくらべて同様のサービスが受けられる環境が整備されることを強く要望します。	長崎県
【意見】 前回の意見募集で提案したが、今回の論点整理（案）では論じられていないこととして、緊急呼などに対応できる 0AB～J の提供問題がある。光ファイバ網でも利用できる固定電話である 0AB～J は今後も一般世帯で求められるが、当社のように 0AB～J のネットワーク網を構築できず他社のものを利用するしかない事業者が地域を担う場合においては、NTT 東西殿が提供されている IP 電話網を少ない世帯数でも活用できるよう、1 回線あたりの卸電気通信役務として提供していただけるようなスキームが必要である。大手事業者提供できないエリアにおいては、固定電話網の確保についても議論していただきたい。	関西ブロードバンド株式会社
【意見】 ■基本的な考え方 NTT 法制定時（40 年前）と現在では、インターネットや携帯電話、アプリ等が主流となり、海外プラットフォーマーを含めたグローバルな競争が進展する等、技術の進歩とともに、情報通信市場の環境は大きく変化しています。 ＜サービス＞ NTT 法制定時：電話が中心（固定電話：4,530 万契約） 現在：インターネット・モバイル・SNS・アプリが中心（携帯電話：2.1 億、LINE：9,500 万、NTT 東西の加入電話等：1,354 万） ＜シェア＞ NTT 法制定時：固定電話 NTT 独占 現在：携帯電話 ドコモ 35.2%、KDDI26.9%、ソフトバンク 20.6%、楽天 2.4%、MVNO14.8% FTTH NTT 東西 59.0% ＜技術＞ NTT 法制定時：アナログ固定網・交換機（国内メーカー独占） 現在：インターネット網・ルータ（シスコ等海外メーカー中心） ＜環境＞	日本電信電話株式会社

提出された意見	提出者
NTT 法制定時：国内での競争導入（NCC 参入） 現在：GAFAM がグローバルに事業展開（海底ケーブル・通信レイヤー等への参入） 経済安全保障の重要性の高まり 上記のように市場の環境が大きく変化する一方で、電話の時代に制定された規制・ルールは変わっておらず、NTT 法の規律は時代に合わなくなってきました。また、市場の変化に加え、関係法制度の充実（電気通信事業法による固定電話やブロードバンドのユニバーサルサービスの規定追加や、光ファイバ等の公正競争確保施策の強化等）が図られていることや、アメリカやカナダは特殊法人法がそもそも存在せず、オーストラリアを除く主要諸外国（イギリス、フランス、ドイツ、韓国）は約 20 年前に特殊法人法から事業法へとシフトしていることを踏まえて、NTT 法のあり方を検討する必要があると考えます。 NTT 法のあり方を議論するにあたっては、将来にわたる国民の利便性向上と、我が国の国際競争力・産業力強化を目的として議論していくことが重要であり、当社としては、それらに向けて、NTT 法の責務を見直し、以下を実現していくことが必要と考えます。 ・ 国民の利便性向上のためには、従来の固定電話だけでなく、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス責務を確立することが重要。そのうえで、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、固定だけでなく無線（モバイル）やNTN（HAPS・衛星）等の手段を用いて、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる仕組みを実現。 ・ 研究開発推進責務・普及責務の撤廃による IOWN 等の研究開発成果を活用した国際競争力・産業力強化を実現するとともに、国全体の研究開発能力の確保・強化に向けて、国の研究機関や研究開発法人等に対する政府の支援・強化を実現。 ■研究開発推進責務・普及責務について NTT 法で定められている研究開発の推進責務・普及責務（研究成果の開示義務）は、国際展開のさらなる推進に向け、IOWN 等の研究開発をパートナーと連携して展開していくうえで、経済安全保障及び国際競争力強化の支障となることから撤廃すべきと考えており、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次答申（案）」において、研究開発の推進責務・普及責務がともに「撤廃することが適当」とされたことについては賛同いたします。 当社は、研究開発により新しい技術・サービスを生み出すことで、お客様や社会の利便性等を向上するとともに、当社の事業成長も達成し、さらなる成長に向けた新たな研究開発投資を行っていくという成長サイクルをめざして研究開発を実施してきており、これまでも IOWN や NTT 版 LLM 「tsuzumi」等の研究開発に取り組んできたところです。	

提出された意見	提出者
今後も、さらなる成長に向け、IOWN や tsuzumi 等の研究開発の深化・高度化を進めていくとともに、新たなイノベーション等を創出する基盤的技術の研究開発に積極的に取り組んでいく考えであり、推進責務の撤廃以降も研究開発を継続的に推進していく考えです。 また、研究開発の普及責務が撤廃されることで、柔軟なパートナーシップが可能となり、IOWN をはじめとした海外展開の加速が可能になると考えます。NTT が持つ世界トップクラスのソリューション力や世界第 3 位のデータセンター基盤と IOWN や tsuzumi といった研究開発を組み合わせ、様々なパートナーの皆さまと機動的に連携しながら、海外展開を進めていく考えです。 加えて、国全体の研究開発能力の確保・強化に向けては、国の研究機関や研究開発法人等に対する政府の支援・強化が必要であり、NTT としても、今後とも、国等の研究開発に対して、共同研究や受託研究等を通じて積極的に協力・貢献していく考えです。 ■外資規制について 外国人役員規制に関して、第一次答申（案）において「緩和することが適当」とされたことは当社の機動的な経営に資すると考えていますが、当該規制については、外資規制と同様、我が国の経済安全保障の観点から、当社だけでなく、主要通信事業者全体を対象として議論していくことが必要と考えます。 したがって、当該規制のさらなる緩和や撤廃に向けて今後議論していく際は、当該規制については、電気通信事業法や経済安全保障推進法等、その他の法令も広く検討しながら、主要通信事業者全体を対象とする仕組みを検討すべきと考えます。 なお、当該規制は、1992 年に外資規制（総量規制）を 1/5 未満まで緩和した際に、外国からの影響力に対して NTT の経営の自主性を確保する観点から設けられたものであると認識しており、この点からも外資規制のあり方とあわせて検討することが必要と考えます。 ■NTT 法の役割について これまで述べてきたように、時代に合わなくなっている NTT 法の責務及び各種規制については、見直しが必要と考えます。 NTT 法に規定されている責務については、研究開発推進責務・普及責務の撤廃に加えて、「ユニバーサルサービス責務の確保のあり方」において記載したとおり、今後、固定電話とブロードバンドサービスのユニバーサルサービスを統合し、国民にとってより良いユニバーサルサービスを提供する仕組みを電気通信事業法で整備していくことが必要と考えます。 また、前述のとおり、NTT 法の責務の撤廃・見直しに伴い、NTT 法上の責務の担保措置とされている各種認可事項等の各種規制も不要になるものと考えます。 加えて、業務範囲規制や自己設置義務等については、市場や技術の変化を踏まえて、見直しが必要と考えます。 一方で、NTT 法に定められている規定のうち、必要なものは他の法律等に引き継いでいくことも必要と考えます。例えば、電話のユニバーサルサー	

提出された意見	提出者
ビス責務を電気通信事業法に統合することに加え、外資規制等についても他の法令で主要通信事業者全体を対象に規律することも必要と考えます。 NTT 東西は引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、公正競争を確保していく考えですが、NTT 東西と NTT ドコモとの統合禁止等、担保措置を明確化すべき公正競争条件がある場合は、電気通信事業法に規定・拡充することで確保可能と考えます。 これらの見直しが実現されることによって、NTT 法の役割は概ね完遂するものと考えます。	
【意見】 「2030 年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像」の実現に向けて整理された本論点整理案に基づく検討においては、上記実現のために必要な時代に即した規律の在り方を政策論として先に検討し、その検討が着地点を見出した段階で、現行の法形式が適切か否かの検討を行うという手順を踏むべきです。 2024 年 12 月 5 日に自由民主党より公表された「日本電信電話株式会社等に関する法律」の在り方に関する提言（以下、「自民党提言」）においては、第 1 ステップ（2024 年の通常国会で対応）として日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、「NTT 法」）を廃止するための措置を講ずる旨を附則に明記すること、第 2 ステップ（2025 年の通常国会を目途に対応）として所要の法改正等の措置を講じ次第 NTT 法を廃止することが提言されていますが、これらはまさに法形式に関する内容です。 したがって、まずは本論点整理案に基づき、必要な規律の在り方を政策論として議論し、結論を得ることに注力すべきです。 加えて、「2030 年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像」実現のために検討すべき論点に関する検討が決着するまでは、あるべき法形式は確定できないことから、自民党提言にあるような将来の法形式の在り方を現時点で限定するような答申及び法改正を先行することは、制度改正のプロセスとして極めて不適切であり、第 1 ステップにおける法改正の際、改正法の附則に 2025 年目途に NTT 法の廃止を明記すること及び第 2 ステップでの NTT 法廃止を前提に置くことはすべきではないと考えます。	ソフトバンク株式会社
【意見】 円滑な議論のため、本論点整理案に記載の各項目が電気通信事業法・NTT 法等現行法令の何条に関するものか明記すべきと考えます。	ソフトバンク株式会社
【意見】 【はじめに】 ・「2030 年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像」の実現に向け、今後の通信政策のあり方を検討するにあたっては、これまで日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、「NTT 法」という。）によって守られてきた法益としてのユニバーサルサービスの確保（「あまねく提供責務（全世帯への提供）」及び「ラストリゾート責務（撤退の禁止）」）、公正競争を担保させるための事業領域規制等の意義を踏まえ、あるべき法制度とその実現手段を丁寧に議論すべきであると考えます。 ・特に、「NTT の在り方(構造的措置としての組織の在り方)」の議論については、1985 年の NTT 民営化以降、長年に亘り継続的に、公開の場	KDDI 株式会社

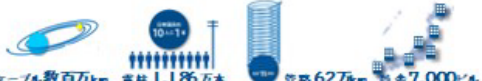
提出された意見	提出者
で慎重かつ丁寧に議論が進められた経緯があり、改めて競争政策が本来目指していた真の公正競争環境の姿を実現する観点からの議論が必要であると考えます。 ・ 民営化以降積み重ねてきた構造的措置に関しては、以下の点に留意が必要です。 － 審議会答申を踏まえ、1988年にNTTデータ、1992年にNTTドコモが政策的に分離され、1999年にNTTコミュニケーションズ（以下、NTTコムという。）の分離、東日本電信電話・西日本電信電話（以下、NTT東西という。）分割が行われたが、いずれの答申も公正競争を機能させるために資本的な分離を求めていた点。 － 1999年のNTT再編成で、審議会答申の趣旨（再編各社間の相互参入を実現するための完全資本分離）を没却する形で政策議論なくNTT持株会社体制が法制化された点。 － NTT再編成以降も、累次の競争政策議論の中で、常にNTTの組織やNTT持株の在り方、さらにはNTT各社の完全資本分離が、選択肢の一つとして位置付けられてきた点。 － このような状況にもかかわらず、2020年には再び政策議論が無いまま、NTT持株によりNTTドコモの完全子会社化が断行され、NTTグループ再編によりNTTコムがドコモ傘下に組み入れられるなど、公正競争政策が目指した姿に逆行する形で、なし崩し的にNTT一体化が進められている点※。 ※参考資料：出典 KDDI 報道発表資料（2023年10月19日）	

提出された意見	提出者
NTT法に規定されている重要事項① 公正競争の確保 4 NTTと他の事業者との公平性は、 「NTT法」と「電気通信事業法」の両輪で確保 NTT法 「特別な資産」を保有する NTTにおける 組織の規定 (グループ統合、一体化の防止) 電気通信事業法 「特別な資産」を保有する NTTと他事業者との間の 公平な利用の規定 (光ファイバ等の貸し出しルールの規制) CATV事業者、電力系事業者、地方自治体等の多数が 国民の利益を損なうNTT法の廃止に反対 NTT法が廃止されるとNTTグループの一体化が進み、特別な資産を保有するNTTと他事業者間の公正な競争環境が阻害され、利用者料金の高止まりやイノベーションの停滞など国民の利益を損なう	

参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第10回）KDDIヒアリング資料（2023年12月13日）

提出された意見	提出者
公正競争条件の議論経緯① 公正競争条件整備に向けたNTTのあり方は 何年にも渡って議論され、分離分割により進められてきた 参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第10回）KDDIヒアリング資料（2023年12月13日）	

提出された意見	提出者										
公正競争条件の議論経緯② NTTの独占解消・通信市場の競争促進に向けてあるべき姿が議論されたものの反故にされた <table border="1"> <thead> <tr> <th>目指した政策理念 抜本的な競争構造を創出し 市場全体の活性化を目指す</th><th>NTTが反故にした 政策理念</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 移動体事業会社の分離(1992年)</td><td>× 審議会の議論なしに ドコモ完全子会社化(2020年)</td></tr> <tr> <td>□ 長距離通信会社と 地域通信会社の再編(1999年)</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 再編各社の資本的分離</td><td>× 持株会社制度の導入により 再編成を骨抜き化(1999年)</td></tr> <tr> <td>・ 再編各社間の再合併は認めない</td><td>× 審議会の議論なしに ドコモとコムの一体化(2022年)</td></tr> </tbody> </table> 7 参考資料：出典 KDDI 報道発表資料（2023 年 11 月 14 日）	目指した政策理念 抜本的な競争構造を創出し 市場全体の活性化を目指す	NTTが反故にした 政策理念	□ 移動体事業会社の分離(1992年)	× 審議会の議論なしに ドコモ完全子会社化(2020年)	□ 長距離通信会社と 地域通信会社の再編(1999年)		・ 再編各社の資本的分離	× 持株会社制度の導入により 再編成を骨抜き化(1999年)	・ 再編各社間の再合併は認めない	× 審議会の議論なしに ドコモとコムの一体化(2022年)	
目指した政策理念 抜本的な競争構造を創出し 市場全体の活性化を目指す	NTTが反故にした 政策理念										
□ 移動体事業会社の分離(1992年)	× 審議会の議論なしに ドコモ完全子会社化(2020年)										
□ 長距離通信会社と 地域通信会社の再編(1999年)											
・ 再編各社の資本的分離	× 持株会社制度の導入により 再編成を骨抜き化(1999年)										
・ 再編各社間の再合併は認めない	× 審議会の議論なしに ドコモとコムの一体化(2022年)										

提出された意見	提出者
自民党提言に対する考え 今後の通信政策のあり方を議論するにあたって 改めてNTTの特殊性を考慮すべき 特別な資産(設備)  ケーブル数百万km 電柱1,186万本 管路62万km 料金7,000億円 公社から承継した全国の土地・局舎、電柱、管路等 NTT東・西の「特別な資産」 公社時代の設備投資額 25兆円※1 特別な資産(社会インフラ)  橋梁・河川運河システム「NAICIS」(1978-) 自動車や船舶のシステム「MODAS」(1970-) 緊急災害情報システム(1978-) 東京圏レーダーシステム(1978-) 官庁会田システム(1978-) 東京圏情報システム「AIDAM」(1977-) (2017-) 公社から承継した社会インフラ NTTデータの「特別な資産」※2 公正競争に影響 地域サービスに影響 安全保障に影響 ※1 電信電話公社の設備投資額(財務省決算資料1953年度~1984年度までの累計)。貨幣価値の変動は調整していない。ケーブルや交換機等の資材費は含まれない。 ※2 1988年郵政省審議会答申において「データ通信事業にかかる資産が他のNTTの資産と同様国民の共有財産として形成されてきた」旨を言及。 4	

参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第10回）KDDIヒアリング資料（2023年12月13日）

提出された意見	提出者
公社時代から承継する社会インフラ（公共分野） 公社時代から現在まで、中央省庁、自治体、医療機関、電力会社等のシステム構築・運用担い、税務、雇用・労働、貿易、交通など社会を支えるインフラを提供 長年にわたり構築・運用に関わってきた社会インフラを支えるシステム 1970年～ 医療医療情報システム 1970年～ 輸出入・港務関連情報処理システム 1980年～ 社会保険オンラインシステム 2000年～ モバイルキャリア向け基盤システム 2013年～ スマートメータ運用管理システム 1970 1980 1988年 NTTデータ発足 1990 2000 2010 2020 1977年～ 官庁会計システム 1979年～ 航空管制監視システム 1990年～ 警察庁システム 2004年～ e-Tax 2017年～ マイナンバー（ポータルサービス） 自動車道路情報システム「TADIS」(1979～) 鉄道医療情報システム「TADIS」(1979～) 官庁会計システム「ADAMS」(1977～) 輸出入・港務関連情報処理システム「NACCS」(1979～) RDP：航空レーダー情報処理システム(1979～2016) → TRPS：航空管制監視システム(2019～) 高度化コミュニケーションシステム(2009～) マイナンバー（ポータルサービス）(2016～) 全国の自動車登録データ一元管理 鉄道医療における緊急・災害医療支援 全国庁の会計業務をオンライン処理 国際物流の迅速化・効率化を実現 国内全空域の航空機の位置をリアルタイムに監視して、航空機の安全と効率的な運行を... 気象庁 気象観測システム「アメダス」(1974年～) 1985年以前は日本電信電話公社時代に構築された社会インフラ 出典:NTTデータ「統合レポート2023」を加工 17	
参考資料：出典 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第10回）KDDIヒアリング資料（2023年12月13日）	

公社時代から承継する社会インフラ（金融分野）

- 公社時代から現在まで、日銀ネット、全銀システムANSER等の決済インフラの構築・運用を担い、日本の金融・経済を支える金融インフラを提供



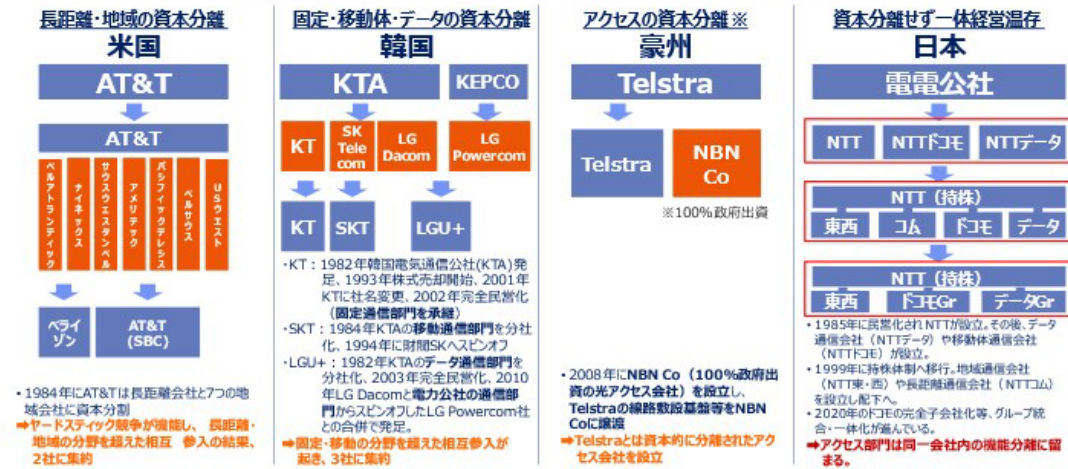
参考資料：出典 KDDI 報道発表資料（2023 年 11 月 14 日）

提出された意見		提出者												
その4：海外との比較 21 支配的事業者に対する特殊法人法の有無は、各国固有の競争政策と競争構造の違いで異なる 日本のように旧国営事業者(NTT)が固定/移動両市場で支配的地位を維持している例は稀 ※スライド23 <table><tr><th>米国</th><th>韓国</th><th>豪州</th><th>日本</th></tr><tr><td>市場支配的な事業者(AT&T)を 地域毎に資本分割 ↓ 地域分割により 相互参入が実現</td><td>旧国営事業者(KTA)を 3つに資本分割 ↓ 財閥や電力との提携を 伴い相互参入が実現</td><td>国営事業者(Telstra)を 法的に構造分離 ↓ 会社法と事業法で 事業者間競争が機能</td><td>旧国営事業者(NTT)が 持株体制で一体経営 ↓ 会社法と事業法で 事業者間競争が機能</td></tr><tr><td colspan="2">競争の結果、市場支配的な事業者が存在しない</td><td colspan="2">会社法により公益を確保</td></tr></table>		米国	韓国	豪州	日本	市場支配的な事業者(AT&T)を 地域毎に資本分割 ↓ 地域分割により 相互参入が実現	旧国営事業者(KTA)を 3つに資本分割 ↓ 財閥や電力との提携を 伴い相互参入が実現	国営事業者(Telstra)を 法的に構造分離 ↓ 会社法と事業法で 事業者間競争が機能	旧国営事業者(NTT)が 持株体制で一体経営 ↓ 会社法と事業法で 事業者間競争が機能	競争の結果、市場支配的な事業者が存在しない		会社法により公益を確保		
米国	韓国	豪州	日本											
市場支配的な事業者(AT&T)を 地域毎に資本分割 ↓ 地域分割により 相互参入が実現	旧国営事業者(KTA)を 3つに資本分割 ↓ 財閥や電力との提携を 伴い相互参入が実現	国営事業者(Telstra)を 法的に構造分離 ↓ 会社法と事業法で 事業者間競争が機能	旧国営事業者(NTT)が 持株体制で一体経営 ↓ 会社法と事業法で 事業者間競争が機能											
競争の結果、市場支配的な事業者が存在しない		会社法により公益を確保												
参考資料：出典 KDDI 報道発表資料（2023 年 11 月 14 日）														

その４：海外との比較（米・韓・豪）

22

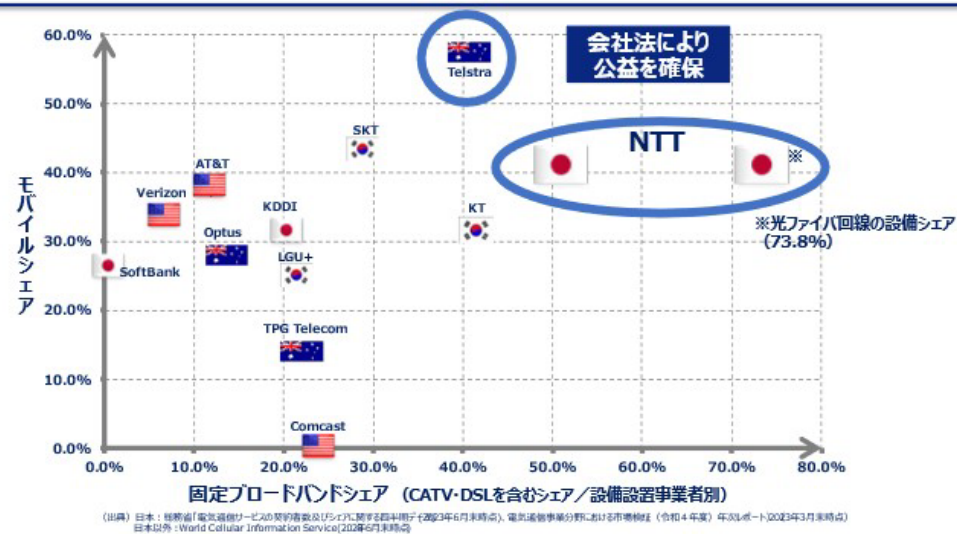
海外主要国では支配的事業者に対する構造的措置（資本分離）を伴う競争政策が実現



参考資料：出典 KDDI 報道発表資料（2023 年 11 月 14 日）

(参考) 世界の固定ブロードバンド・モバイル合算市場シェア

23



- ・電気通信事業を行う者に対して一定の規律を課す電気通信事業法は、事業領域や組織形態などに制限をかけることはなく、経営の自由を前提としているものである一方、NTT法は、政府が出資する特殊会社として特別な責務を負うNTTの経営形態・組織と事業領域を規律するものであり、両法は法律の目的そのものが異なります。
- ・また、「あまねく提供責務（全世帯への提供）」や「ラストリゾート責務（撤退の禁止）」というNTT法による法的強制力を通じて、日本電信電話公社（以下、電電公社という。）時代から達成されてきた国益や利用者利便を担保するユニバーサルサービス規律についても、参入・退出の自由が保障される電気通信事業法のユニバーサルサービス関連規律とは、本質的に異なります。
- ・したがって法律の目的そのものが異なるNTT法と電気通信事業法を統合することは困難と考えます。

【参考：過去の答申】

「データ通信の今後の発展方策（答申）（1988年3月18日）」の概要

第4章 データ通信の発展方策 3 制度政策 （2）公正競争のための担保措置

① 回線設備を有する第一種電気通信事業者に関して行政当局が必要最小限担保すべき事項

ア 回線設備の無差別公平な提供

提出された意見	提出者
イ サービスごとの会計分離と共通コストの正当な配分 ウ ネットワークに関する情報や顧客情報についての競合事業者とのイコールフットリング ② 第一種電気通信事業者が、分離子会社により第二種電気通信事業を営む場合には、<u>人的・資本的・業務的に十分な分離が実現されていない限り、分離子会社に関しても公正競争を確保するための担保措置が講じられるべきである。</u> ③ データ通信全般の発展及びユーザの利益増進に資するならば、その限りにおいてデ本分離も有益な政策たりうる。 ④ デ本を分離する場合には、そのことによって一般のユーザがどのような利益を享受することができるのかがまず明らかにされなければならない。 ⑤ <u>資産の切り分け等企業分離の手続きに関しては、データ通信事業にかかる資産がその他の NTT の資産と同様 国民の共有財産として形成されてきたこと、及び競合する第二種電気通信事業との公正な競争条件を維持することに十分な配慮が払われるべきである。</u> 「日本電信電話株式会社法附則第 2 条に基づき講ずべき措置、方策等の在り方 答申（電気通信審議会）（1990 年 3 月 2 日）」 3 講ずべき措置、方策等の在り方 国民利用者の利益の最大限の増進を図るため、NTT の巨大・独占性の弊害を除去するとともに、電気通信市場における構造上の問題（独占的分野と競争的分野の一体的経営）を解消し、NTT の経営の向上と公正有効競争の実現を図る観点から、以下の措置、方策を講ずることが望ましい ① 長距離通信業務を市内通信部門から完全分離した上で、完全民営化する。 ② 市内通信会社の在り方は今後の検討課題であるが、当面 1 社とする。 ③ <u>移動体通信業務を NTT から分離した上で、完全民営化する。</u> ④ 業務分離の円滑な実施等のための所要の措置を講ずる。 ⑤ 以上の措置は、株主、債券者の権利確保に十分配慮しつつ行う。 (3) 新しい市場における NTT の姿 ア～ウ <略> エ 移動体通信市場における新 NTT (ア) (イ) <略> (ウ) <u>公正有効競争の観点から、NTT が取得する移動体通信会社の株式は、上場以降に市場において逐次売却し、できるだけ速やかに NTT の出資比率を低下させることが望ましい</u> 「日本電信電話株式会社の在り方について - 情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて - 答申	

提出された意見	提出者
第4章 3 再編成の具体像 3-2 新しい市場における NTT の姿 再編成後の NTT の姿は次のようになる。 (4) 長距離 NTT と地域 NTT との関係 (ア) 以上のように、NTT を長距離 NTT、地域 NTT 各社に再編成することとするが、その際、再編各社間の相互参入を目指す政策をとることから、再編成が各々の会社の事業範囲を固定化することにはならない。 (イ) むしろ、再編各社間の相互参入を推進し、既存市場への新たな競争単位を創出することによって、市場全体の効率化、活性化をもたらすことが期待される。 (ウ) また、<u>再編各社間の相互参入をもたらすためには、各社が独立した経営意思によって活動し得る経営主体であることが不可欠であることから、各社間は資本的に独立させることが必要である。</u> (エ) <u>したがって、再編各社間の再合併は認めない。</u> (オ) 再編各社が、相互参入し競争を行う中で NTT という同一の名称を再編成後も使用し続けることについては、競争上の観点及び利用者の利便等の観点から、今後、再編成の実施までの間に、十分に検討する必要がある。	
【意見】 本論点整理の検討にあたっては、NTT 法廃止ありきで議論されるものではないと理解しております。 今般の論点は一次答申案とは別に今後議論されていくものであり、我が国の国民生活および経済活動に重要な影響を及ぼす議論であることから、十分な時間をかけ検討していく必要すべきものと理解しております。くれぐれも拙速な議論で結論づけられる事のないよう進めていただく事を強く要望します。放送法においては、有線ラジオ放送法、有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送法を廃止し、放送法に統合する法体系の見直しが行われましたが、電気通信事業法と NTT 法の関係は前者がすべての事業者に対する事後規制、後者が NTT という企業の組織に対する事前規制と性格の異なった法制度であり、放送法と同列に考えることはできないと考えます。(また放送は「電波」というそもそもの規制対象が違いため同列に論じることは不可能だと思われます。)	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会